

いの町地域防災計画

一般対策編



令和7年3月
いの町防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 重点を置くべき事項	2
第4節 計画の効果的な推進	2
第5節 計画の修正	2
第6節 防災計画の周知徹底	2
第2章 いの町の特性	4
第1節 趣旨	4
第2節 自然的条件	4
第3節 社会的条件	6
第4節 気象条件	8
第5節 災害の特徴	11
第3章 防災ビジョン	12
第1節 基本方針	12
第2節 災害に強いまちづくり	12
第3節 要配慮者に配慮した防災体制づくり	13
第4節 コミュニティ防災力の向上	14
第4章 いの町防災会議	15
第1節 趣旨	15
第2節 設置及び所掌事務	15
第3節 組織及び運営	15
第5章 防災関係機関	16
第1節 趣旨	16
第2節 防災関係機関の責務	16

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	17
第6章 町民、事業所の責務	24
第1節 町民	24
第2節 事業所	24
第2編 災害予防計画	25
第1章 災害予防計画	25
第1節 趣旨	25
第2節 防災のまちづくり	25
第3節 建築物等災害予防対策	26
第4節 災害に強い土地利用の推進	27
第5節 土砂災害を予防する施設及び体制整備	30
第6節 山地災害・農地災害を予防する施設整備	32
第7節 風水害を予防する施設整備	35
第8節 風水害予防活動	36
第9節 ライフライン等の予防対策	38
第10節 火災予防対策	39
第11節 危険物等災害予防計画	40
第2章 地域防災力の育成	42
第1節 趣旨	42
第2節 防災知識の日常化	42
第3節 実践的な防災訓練の実施	44
第4節 自主的な防災活動への支援	46
第5節 事業所による自主防災体制の整備	50
第6節 要配慮者対策	51
第7節 消防団を中心とした地域の防災体制	58
第8節 自発的な支援への環境整備	58
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	61
第1節 趣旨	61
第2節 防災施設の限界と避難開始の時期	61

第3節	危険性の周知	62
第4節	避難を可能にするサインの整備	63
第5節	自主的な避難	64
第6節	避難計画	65
第7節	避難体制の整備	69

第4章 災害に備える体制の確立 74

第1節	趣旨	74
第2節	災害対策本部	74
第3節	情報の収集・伝達体制	89
第4節	防災担当者等の人材育成	91
第5節	実践的な防災訓練の実施	92
第6節	防災関係機関等の連携体制	93
第7節	防災中枢機能の確保、充実	94

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え 95

第1節	趣旨	95
第2節	消火・救助・救急対策	95
第3節	災害時医療対策	95
第4節	緊急輸送活動対策	100
第5節	緊急物資確保計画	102
第6節	消毒・保健衛生体制の整備	103

第3編 災害応急対策 105

第1章 災害時応急活動 105

第1節	趣旨	105
第2節	活動体制の確立	106
第3節	気象予警報等の伝達	109
第4節	情報の収集・伝達	115
第5節	通信連絡	118
第6節	応援要請	119
第7節	広報活動	122

第 8 節	警戒活動	125
第 9 節	避難活動等	127
第 1 0 節	災害拡大防止活動	141
第 1 1 節	緊急輸送活動	143
第 1 2 節	交通確保対策	147
第 1 3 節	社会秩序維持活動	149
第 1 4 節	地域への救援活動	150
第 1 5 節	ライフライン等施設の応急対策	163
第 1 6 節	教育対策	165
第 1 7 節	労務の提供	168
第 1 8 節	要配慮者対策	170
第 1 9 節	災害応急金融対策	170
第 2 0 節	災害応急融資	171
第 2 1 節	二次災害の防止	172
第 2 2 節	自発的支援の受け入れ	172
第 2 3 節	重大事故発生時の応急対策	174
第 2 4 節	鉄道災害応急対策	175
第 2 5 節	陸上における流出油対策	175
第 2 6 節	危険物等災害対策	176
第 2 7 節	その他の災害対策	176
第 2 章	自衛隊の災害派遣	179
第 1 節	趣旨	179
第 2 節	災害派遣要請ができる範囲	179
第 3 節	災害派遣要請の手続き	180
第 4 節	派遣部隊の受け入れ体制	181
第 5 節	派遣部隊の業務及び撤収等	182
第 4 編	災害復旧・復興対策	184
第 1 章	災害復旧対策	184
第 1 節	趣旨	184

第2節	復旧・復興の基本方向の決定	184
第3節	迅速な原状復旧の進め方	187
第2章	復興計画	188
第1節	趣旨	188
第2節	復興計画の進め方	188
第3節	被災者等の生活再建等の支援	189
第4節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	191

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

いの町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、いの町の防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心に、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、防災活動の円滑化を図ることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、本計画は近年の大規模水害の発生状況を考慮し、最大規模の事態を想定した強固で円滑な体制を構築するため水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防計画を包括するものとする。

第2節 計画の構成

第1 計画の構成

本計画は、「一般対策編」「地震対策編」及び「資料編」で構成する。

第2 本編の内容

本編は「一般対策編」である。

「一般対策編」は、「総則」、風水害対策を基礎とした「災害予防計画」、「災害応急対策」及び「災害復旧・復興対策」で構成する。

第3 計画の内容

地域防災計画一般対策編は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策」及び「災害復旧・復興対策」について定めたものであり、その内容は次のとおりである。

1 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱、本町が行う風水害等の対策に関する計画の方針について定める。

2 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務又は業務についての計画で、防災施設の新設又は改良、防災訓練、防災意識の普及などについて定める。

3 災害応急対策

災害応急対策は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その応急対策について定める。

また、災害対策本部の組織、気象予報の伝達、災害情報の収集、避難、水防、救助、衛生などの事項について、その対応策を定める。

4 災害復旧・復興対策

災害復旧・復興対策は、災害発生後、被災した諸施設及び町全体の生活機能を再興・復旧し、将来の災害に備えるために必要な事項を定める。

第3節 重点を置くべき事項

いの町は、洪水、土砂災害、台風などの自然災害が発生しやすい立地条件にあり、これらの災害への対策を講じてきたが、完全に防ぐことは不可能であり、過去には多大の人命及び財産を失ってきた。

このため、本町においては災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、住民の生命、財産及び尊厳を守るための対策を最重視し、自助・共助・公助の理念に基づいた防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めることとする。

第4節 計画の効果的な推進

防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、以下の3点に関する取り組みを行うものとする。

- 1 本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領を意味します。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底。
- 2 各種計画、アクションプランの定期的な点検と見直し。
- 3 他の関連計画と連携した地域防災の観点から、総合的な防災体制確保に向け、計画相互の整合性と諸計画との連携に留意する。

第5節 計画の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ねなどにより、随時見直されるべき性格のものである。災害対策基本法の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは、防災会議において修正を加える。

この場合において、本計画は、国の定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに高知県地域防災計画と整合性・関連性を有するものとし、抵触するものであってはならない。

第6節 防災計画の周知徹底

地域防災計画は、災害対策基本法の定めに従い、町の関係機関、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者などに周知徹底を図るとともに、町民に広く周知を図るものとする。

【注記】本計画における用語について

用語	説明
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等
県	高知県の部局及び出先機関、教育委員会等
市町村	市町村の部課室、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）
消防機関	消防本部、消防局、消防署、消防団
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道及び通信の事業
避難場所	津波や地震などの災害から一時的に避難する場所
指定緊急避難場所	避難場所のうち、町が指定する場所
避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活する施設
指定避難所	避難所のうち、町が指定する施設

第2章 いの町の特性

第1節 趣旨

いの町の自然的及び社会的な条件と災害の特性を整理する。

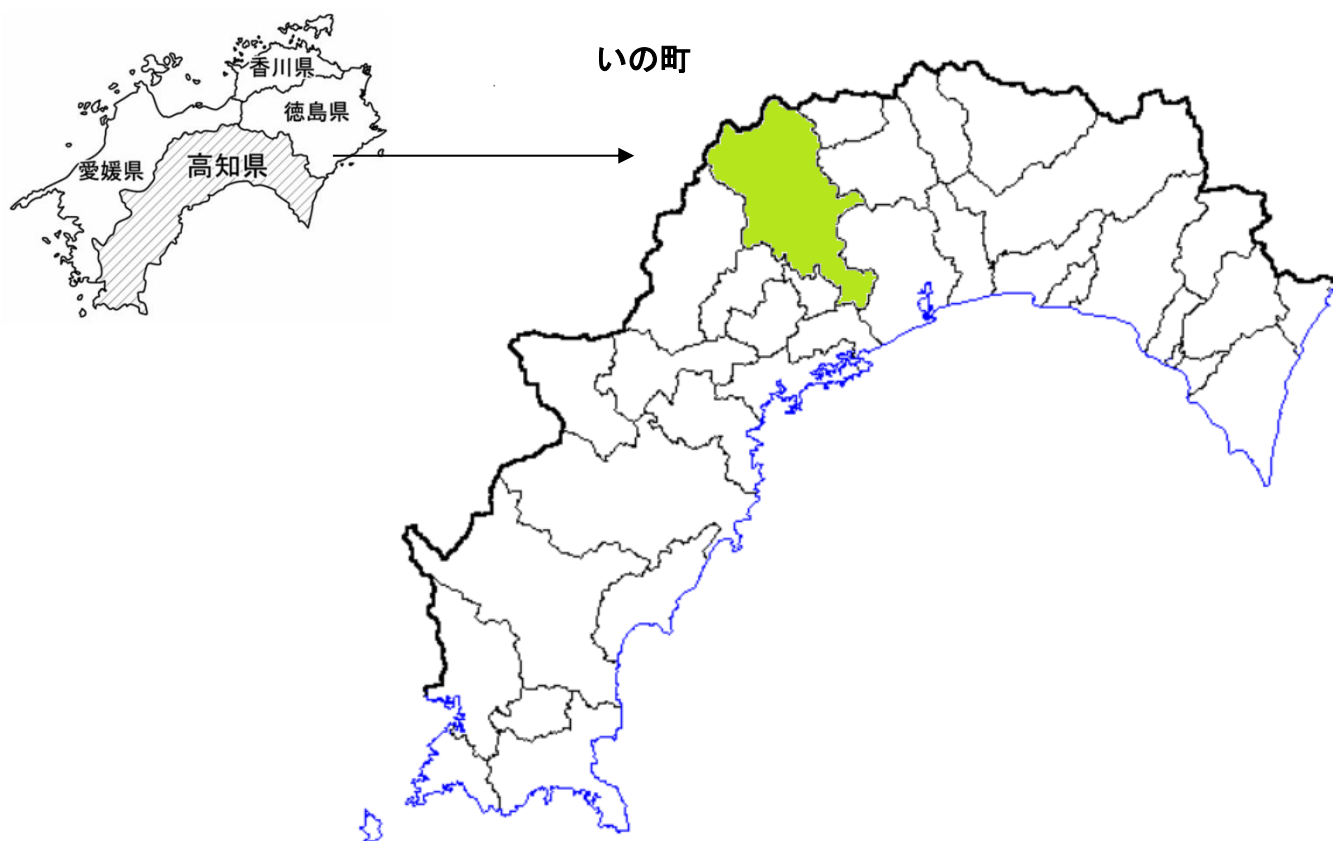
第2節 自然的条件

第1 位置

いの町は、高知県の中央部に位置し、平成16年10月に旧吾川郡伊野町、旧吾川郡吾北村、旧土佐郡本川村の3町村が合併して誕生した。本庁舎は東経133度25分49秒、北緯33度32分43秒、吾北総合支所は東経133度20分34秒、北緯33度38分34秒、本川総合支所は東経133度18分37秒、北緯33度43分20秒に存する。

第2 面積

いの町の面積は470.97㎢で、高知県の面積の約6.6%を占めている。



第3 地勢

1 山地

町は南北に長く、いの町東南部に広がる平地と丘陵地を除くと、ほぼ全域が山地であり、県境に当たる北部の標高は1,900m近くに達する。

【主な山岳】

名 称	標 高 (m)	山 系	位 置
瓶ヶ森	1,880 (等)	石鎚山	いの町、愛媛県
西黒森	1,861 (標)	石鎚山	いの町、愛媛県
笹ヶ峰	1,859.6	石鎚山	いの町、愛媛県
筒上山	1,859.6	石鎚山	いの町、仁淀川町、愛媛県
ちち山	1,855 (標)	石鎚山	いの町、愛媛県
手箱山	1,806.4	石鎚山	いの町
寒風山	1,763 (標)	石鎚山	いの町、愛媛県
伊予富士	1,756.2	石鎚山	いの町、愛媛県
東黒森	1,735 (標)	石鎚山	いの町、愛媛県
冠山	1,732 (標)	石鎚山	いの町、愛媛県
岩黒山	1,710.0 (等)	石鎚山	いの町、愛媛県
自念子ノ頭	1,701.8	石鎚山	いの町、愛媛県
平家平	1,692.7	石鎚山	いの町、土佐郡大川村、愛媛県
子持権現山	1,677 (標)	石鎚山	いの町、愛媛県
稲叢山	1,506.3	石鎚山	いの町、土佐郡土佐町
伊吹山	1,503.1	石鎚山	いの町、愛媛県
大森山	1,141.3	石鎚山	いの町
陣ヶ森	1,013.4	石鎚山	いの町、土佐郡土佐町
葛原山	1,012.9	石鎚山	いの町

(注) 1,000m以上の山を採用した。

標高の「(標)」は標高点、「(等)」は山頂直下の等高線、無印は三角点の高さである。

(資料：高知県統計書)

2 河川

伊野地区中心部を流れる一級河川仁淀川は、吉野川・四万十川と並び四国三大河川の一つに数えられる河川で、四国の霊峰石鎚山にその源を発し、全長124km、流域面積1,560km²を有している。

また、その支流である宇治川は、流域面積14.2km²、流路延長7.5kmで、仁淀川の河口から9.8km音竹付近で本流仁淀川と合流している。宇治川流域は、地盤が低く軟弱で上流に行くほど低くなる典型的な“低奥型地形”の内水河川で、毎年のように水害を受けてきた。

また、本川地区を流れる一級河川吉野川は瓶ヶ森より湧き出で、白猪谷を最源流とし、四国山地を横断する形で流下している。幹川流路延長194km、流域面積3,750km²の河川である。

3 低地

伊野低地は、仁淀川下流の両岸に位置し、ほぼ東西方向に延びた低地である。これらは東西方向の地層の弱体部が浸食され谷幅を広げた走向谷が、その後の沖積作用により泥質物や砂礫等で埋められて形成されたものである。

日高低地、伊野低地には、それぞれ日下川、宇治川が流れている。これらの河川の集水域は、仁淀川に比べ非常に小さいうえに河床勾配が緩く、河道もせまいため、流下疎通能力が小さい河川である。洪水時にはこれら支流側に仁淀川本流からの水が逆流し、これが繰り返される事によって支流出口付近が本流の堆積物で閉塞されて、出口付近よりも谷奥部の標高の方が低い盆地状を成す地形が形成された。このことは等地盤高線からも明らかに読み取れる。これら2つの低地以外でも、仁淀川へそそぐ微小な谷では同様の地形がみられ、谷口部には自然堤防、谷奥部には軟弱な粘性土や腐植土で構成された後背低地が分布しているところが多い。

(国土地理院土地条件図)

第3節 社会的条件

第1 人口・世帯の構成

1 人口・世帯数の推移

調査年	世帯数	総 数	男 性	女 性
昭和 30 年	7,909	36,197	17,695	18,502
昭和 35 年	7,860	33,330	16,108	17,222
昭和 40 年	7,806	29,803	14,323	15,480
昭和 45 年	7,800	27,593	13,260	14,333
昭和 50 年	8,446	28,196	13,675	14,521
昭和 55 年	9,437	29,036	14,403	14,633
昭和 60 年	9,044	28,423	13,819	14,604
平成 2 年	9,276	28,293	13,724	14,569
平成 7 年	10,118	30,079	14,445	15,634
平成 12 年	10,285	28,729	13,733	14,996
平成 17 年	10,005	27,068	12,879	14,189
平成 22 年	9,772	25,062	11,915	13,147
平成 27 年	9,198	22,767	10,797	11,970
令和 2 年	9,111	21,374	10,179	11,195

(資料：国勢調査)

2 地区別人口及び世帯数の推移

		世帯数				人口			
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
旧伊野町	伊野	2,615	2,487	2,293	2,293	6,821	6,287	5,754	5,532
	八田	283	274	255	243	780	731	639	580
	枝川	2,420	2,438	2,350	2,406	6,551	6,234	5,820	5,640
	池ノ内	157	152	142	142	471	429	406	361
	川内	755	750	739	743	2,175	2,091	1,951	1,846
	神谷	518	510	469	459	1,420	1,316	1,158	1,069
	中迫	55	52	43	32	123	94	85	62
	三瀬	241	231	196	185	564	519	426	363
	天王	1,372	1,403	1,400	1,431	4,472	4,158	3,853	3,650
	小計	8,416	8,297	7,887	7,934	23,377	21,859	20,092	19,103
旧吾北村	清水	231	210	188	170	531	460	372	326
	上八川	358	334	298	282	883	749	617	528
	小川	437	414	361	325	1,003	888	741	625
	下八川	219	216	196	172	585	543	479	397
	小計	1,245	1,174	1,043	949	3,002	2,640	2,209	1,876
旧本川村	中本川	146	124	109	104	322	262	205	197
	下本川	136	126	123	93	254	207	192	141
	上本川	62	51	36	31	113	94	69	57
	小計	344	301	268	228	689	563	466	395
合計		10,005	9,772	9,198	9,111	27,068	25,062	22,767	21,374

		男性				女性			
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
旧伊野町	伊野	3,184	2,942	2,691	2,618	3,637	3,345	3,063	2,914
	八田	357	339	287	264	423	392	352	316
	枝川	3,084	2,929	2,724	2,669	3,467	3,305	3,096	2,971
	池ノ内	231	202	201	177	240	227	205	184
	川内	1,052	1,054	958	906	1,123	1,037	993	940
	神谷	658	609	533	481	762	707	625	588
	中追	61	45	37	26	62	49	48	36
	三瀬	272	249	190	168	292	270	236	195
	天王	2,171	1,966	1,838	1,734	2,301	2,192	2,015	1,916
	小計	11,070	10,335	9,459	9,043	12,307	11,524	10,633	10,060
旧吾北村	清水	254	229	189	162	277	231	183	164
	上八川	449	378	313	269	434	371	304	259
	小川	475	424	358	306	528	464	383	319
	下八川	268	242	215	181	317	301	264	216
	小計	1,446	1,273	1,075	918	1,556	1,367	1,134	958
旧本川村	中本川	166	138	117	106	156	124	88	91
	下本川	139	122	108	79	115	85	84	62
	上本川	58	47	38	33	55	47	31	24
	小計	363	307	263	218	326	256	203	177
合計		12,879	11,915	10,797	10,179	14,189	13,147	11,970	11,195

(資料：国勢調査)

第2 産業

1 産業別就業人口

産業別	種 別	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第一次産業	農 業	1,100	1,030	840	687	655
	林 業	149	107	121	119	89
	漁 業	11	8	5	6	5
第二次産業	鉱 業	19	18	7	6	7
	建設業	1,897	1,526	1,122	1,023	1,025
	製造業	1,809	1,351	1,229	1,142	1,023
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	131	79	79	84	62
	運輸・通信業	692	641	560	436	456
	卸売業・小売業・飲食店	2,894	2,845	2,476	2,168	1,887
	金融・保険業	351	295	257	253	203
	不動産業	54	55	107	106	111
	サービス業	4,115	4,064	3,059	3,705	3,529
	公 務	769	728	614	568	529

(資料：国勢調査)

2 産業別事業所・従業員数

		農 林 漁 業	飲業	建設業	製造業	電気 ガス 水道業	運輸 通信業	卸売・ 小売 業、 飲食店	金融・ 保険業	不 動 産 業	サービ ス 業	公務	総数
平成 24 年	事業所数	10	1	112	90	2	31	424	15	18	254	—	957
	従業員数	140	5	891	1,343	34	347	2,128	160	70	1,696	—	6,814
平成 26 年	事業所数	10	1	104	94	4	19	422	16	19	304	25	1,018
	従業員数	127	2	810	1,354	46	210	2,192	152	85	2,894	465	8,337
平成 28 年	事業所数	9	1	99	86	2	17	392	14	19	248	—	887
	従業員数	125	2	790	1,258	30	245	2,060	129	93	1,839	—	6,571
令和 3 年	事業所数	15	1	96	80	6	25	350	17	24	260	—	874
	従業員数	172	2	808	1,256	49	334	1,780	219	90	1,843	—	6,553

(資料：高知県統計書)

第3 交通

町の東南部は幹線道路（国道 33 号等）と鉄道（JR土讃線、とさでん交通株式会社）により県都高知市と結ばれており、北部は愛媛県に接している。さらに中央部には町の都市軸となる国道 194 号が南北に走り、高知県の北玄関として高知市と愛媛県西条市を結んでいる。また、東南部では高知自動車道、国道 33 号及び高知西バイパスが整備され、中央部では、国道 194 号と交差する形で、高知県を東西に横断する国道 439 号が走るなど、主要道路が縦横に整備されている。

第4節 気象条件

第1 気温

伊野地区（高知地方気象台高知観測所）での気温は、温暖多雨で四季の調和がよく保たれており、過去 20 年間（平成 17 年～令和 6 年）の年間平均気温は 17.5℃となっている。

また、本川地区（高知地方気象台本川観測所）では、過去 20 年間の平均気温が 12.3℃と平野部と比較して気温が 5 度ほど低く、夏季は冷涼で比較的過ごしやすいものの、冬季は高知県内でも有数の寒冷な地域となっている。

第2 降水量

高知地方気象台高知観測所での過去 20 年（平成 17 年～令和 6 年）の年間平均降水量は 2,652.4mm で、本川観測所の過去 20 年の年間平均降水量は 3,009.8mm となっている。

(参考)

過去20年間の気象データ

区分 年別	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照
	合計	日最大	日平均	最高	最低	平均	最大		時間 (h)
						風速	風速	風向	
H17(2005)	1,745.5	172.5	17.0	36.9	-2.6	1.7	13.2	東南東	2,303.0
H18(2006)	3,212.5	187.5	17.7	37.1	-2.0	1.8	9.1	東南東	2,034.0
H19(2007)	1,859.0	315.0	17.9	36.9	-1.1	1.7	11.5	東	2,210.6
H20(2008)	2,230.5	230.5	17.3	35.8	-1.5	1.7	7.8	西	2,182.7
H21(2009)	2,062.5	142.0	17.5	36.5	-2.6	1.7	7.7	北東	2,137.4
H22(2010)	3,093.0	236.0	17.6	35.5	-3.1	1.7	7.9	西	2,118.4
H23(2011)	2,686.0	160.0	17.2	34.8	-4.0	1.7	10.1	東	2,126.3
H24(2012)	2,985.0	223.0	16.8	34.2	-3.6	1.7	10.1	北北東	2,066.4
H25(2013)	2,327.0	196.0	17.3	36.9	-2.4	1.8	7.8	西	2,372.9
H26(2014)	3,658.5	372.0	17.0	35.5	-1.4	1.8	16.1	東北東	2,095.0
H27(2015)	2,966.5	211.0	17.5	36.7	-2.9	1.7	11.3	北西	2,098.4
H28(2016)	2,823.0	146.5	18.1	37.5	-4.0	1.7	10.6	北北東	2,096.7
H29(2017)	2,022.0	97.5	17.1	36.5	-2.8	1.7	11.9	東	2,218.3
H30(2018)	3,092.5	184.5	17.4	36.9	-4.6	1.8	11.0	東	2,265.0
R元(2019)	2,538.5	218.0	17.8	36.8	-0.7	1.7	12.3	東	2,134.7
R2(2020)	3,238.5	191.5	17.8	37.8	-1.0	1.7	9.8	東南東	2,310.1
R3(2021)	3,121.0	227.0	17.6	36.4	-4.5	1.7	10.8	東南東	2,211.4
R4(2022)	2,025.5	147.5	17.7	35.8	-3.5	1.7	11.6	東	2,270.8
R5(2023)	2,783.0	185.5	17.9	37.3	-3.9	2.4	15.5	東南東	2,249.0
R6(2024)	2,577.0	234.5	18.7	37.7	-2.9	2.6	14.4	北	2,309.0
平均	2,652.4	203.9	17.5	36.5	-2.8	1.8	11.0		2,190.5

(高知地方気象台高知観測所による)

区分 年別	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照
	合計	日最大	日平均	最高	最低	平均	最大		時間 (h)
						風速	風速	風向	
H17(2005)	2,354.0	713.0	11.8	33.9	-7.5	0.7	5.0	北東	1,383.6
H18(2006)	3,475.0	260.0	11.7	34.4	-9.4	0.6	8.0	北西	1,205.2
H19(2007)	2,888.0	403.0	12.8	34.0	-5.9	0.6	6.0	北西	1,318.2
H20(2008)	2,198.5	104.0	12.2	32.6	-5.1	0.5	6.0	西北西	1,279.5
H21(2009)	2,144.0	184.0	12.1	31.0	-7.8	0.8	8.1	西北西	1,453.2
H22(2010)	2,746.0	137.0	12.2	32.2	-6.2	0.8	6.4	北北東	1,383.6
H23(2011)	3,618.0	249.0	11.8	32.2	-9.5	0.7	8.5	北西	1,407.4
H24(2012)	3,396.5	289.0	11.5	31.3	-9.1	0.7	6.7	西北西	1,279.1
H25(2013)	2,956.5	310.0	12.1	35.2	-7.4	0.6	7.8	西北西	1,565.1
H26(2014)	3,642.0	377.5	11.7	32.5	-6.8	0.6	8.0	西北西	1,360.1
H27(2015)	3,395.0	186.0	12.3	32.7	-5.5	0.6	8.5	西北西	1,369.9
H28(2016)	3,217.0	122.0	13.0	33.4	-8.9	0.5	5.4	西北西	1,376.6
H29(2017)	2,341.0	289.5	11.9	33.0	-6.6	0.7	10.6	北西	1,460.5
H30(2018)	4,065.5	382.5	12.4	34.8	-10.4	0.6	5.8	東	1,541.1
R元(2019)	3,254.5	294.0	12.6	32.4	-5.8	0.7	7.4	西北西	1,369.1
R2(2020)	3,161.5	158.0	12.7	36.0	-4.9	0.7	7.4	北西	1,475.0
R3(2021)	2,924.0	169.0	12.6	32.6	-8.5	0.7	7.7	北北東	1,383.3
R4(2022)	2,267.5	251.0	12.6	33.1	-6.3	0.7	6.0	北西	1,765.2
R5(2023)	3,330.5	516.0	12.8	33.4	-9.3	0.8	6.1	北東	1,712.1
R6(2024)	2,821.5	212.5	13.6	35.8	-5.8	0.9	6.8	西北西	1,718.4
平均	3,009.8	280.4	12.3	33.3	-7.3	0.7	7.1		1,440.3

(高知地方気象台本川観測所による)

第5節 災害の特徴

第1 風水害

仁淀川の堆積作用でできた伊野低地部は、宇治川や奥田川に代表されるように、低奥型地形のため、河川流下能力が低く、仁淀川本流の増水により、過去何度も内水害に悩まされてきた。

特に、枝川地区を流れる宇治川では、河道改修、排水ポンプ増設等の水防対策を行ったが、抜本的な被害軽減にはつながらなかったが、平成18年度に新宇治川放水路が整備されてからは、劇的に住家浸水被害は減少し、整備後の枝川地区での浸水被害は、平成22年10月の大雨による床上床下各1戸のみとなっていた。

しかし、平成26年8月の台風12号では、伊野雨水観測所で48時間雨量751mmを記録し、枝川地区を中心に伊野低地部で床上浸水152戸、床下浸水143戸（内宇治川流域では床上浸水142戸、床下浸水114戸）の浸水被害が発生し、1週間後の台風11号では床上浸水18戸、床下浸水38戸（宇治川流域では床上浸水9戸、床下浸水29戸）の浸水被害が出ている。

平成28年5月（令和2年3月一部見直し）には、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が、仁淀川最大規模降雨による洪水浸水想定区域（想定浸水深と浸水継続時間）、家屋倒壊等氾濫想定区域を指定、公表しており、想定浸水深が町役場周辺で5m超、枝川地区では7m超となっている。また、対象河川が住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川にまで拡充されたことに伴い、吉野川水系をはじめとする県管理河川の指定、公表が今後進められる見込みである。

そして、山間部では大雨時、各所でがけ崩れなど土砂災害による道路通行止め等の被害が毎年発生している。

第2 地震災害

地震災害については、南海トラフを震源とする地震被害が最もいの町へ甚大な被害を与えることが想定されており、市街地では、最大震度7の揺れが3分程度続き、揺れによる家屋倒壊、人的被害が想定されている。

また、住宅密集地では、同時多発的に火災が各所で発生する事が予測される。

山間部では、急傾斜地でのがけ崩れによる住家被害はもちろんのこと、道路・橋脚等も損壊し、孤立する集落発生も想定される。

津波災害については、国・県の想定では、堤防を越流して人家に流れ込む被害は現在想定されていない。

第3章 防災ビジョン

第1節 基本方針

近年全国各地で発生している「水害」「土砂災害」「地震災害」「竜巻災害」など、「いつどこで・どのような災害が発生するのかといった」予測を越える災害が多くなっている。

本町においては、仁淀川及びその支流等である、宇治川、奥田川、南の谷川、中の谷川、谷川、奥谷川、小野川、池ノ谷川、鎌田井筋、上八川川等が流れ、内水氾濫を含めた流域全体の水害、土砂災害等の対策が求められる。こうした災害の本町の防災ビジョンとして防災対策に関する基本方針を掲げる。

自然災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自らの安全を確保する『自助』、地域コミュニティ・自主防災組織等を中心とした『共助』、行政による『公助』が必要であり、この『三助』に基づく防災ビジョンとする。

町民個人やその家庭、地域コミュニティ、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災に向けた取り組みを進め、町民の生命の安全と財産の維持確保を目標とし、本町の防災ビジョンとする。また、以下に示す3つの基本方針に沿って、防災対策を展開する。

【防災対策に関する3つの基本方針】

- 1 災害に強いまちづくり
- 2 要配慮者に配慮した防災体制づくり
- 3 コミュニティ防災力の向上

なお、本計画に基づく施策の推進については、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の観点を踏まえながら取り組んでいく。

SDGs（Sustainable Development Goals）

2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けた世界共通の17の開発目標です。



第2節 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりに向け、避難路、避難所、延焼遮断帯、防災活動拠点等の整備点検を確実に実施する。また、避難所の確保に向けた周辺市町村との相互応援や連携体制等の対策を講じ、災害に強いまちづくりを進める。

そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1 自助活動

自らの命は自己の力によって守っていくといった考え方を改めて普及啓発し、自己責任において対応できる自主的な減災対策を促進する。

第2 共助活動

地域のコミュニティ防災組織の活動自立を支援し、避難路や避難所の点検活動等、常用的な防災活動を促進する。

第3 公助活動

公共施設の耐震化、流域治水の推進、浸水対策等を進めるとともに、農地等被災による経済的な損失を極力軽減するため、計画的に減災に向けた土地利用を推進するなど、公共の役割を果たす防災対策のまちづくりを推進する。

■各地域のポイント

地域	自助	共助	公助
市街地部	建築年数などを考慮し、危険物の除去、補修修繕に努める。	避難所、避難場所、避難路について、危険な箇所を町に報告する。	緊急輸送道路及び避難路、公共建築物の安全性の確保に努める。また、水害による犠牲者ゼロを目指し、避難場所の確保など流域治水の取組を推進する。
山間部	土砂災害警戒区域等、前兆現象について理解し、必要な対策を講ずる。	避難所、避難場所、避難路について、危険な箇所を町に報告する。	住家保護の土砂災害対策を進める。また、避難路が通行止めにならないよう対策を講ずる。必要があれば避難路の新設、拡幅を検討する。

第3節 要配慮者に配慮した防災体制づくり

高齢者、障害者等いわゆる要配慮者の増加が今後とも見込まれる中で、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に支援を実践する人材の確保と育成を図り、災害に対処できる人づくりに努める。

第1 自助活動

自力で避難が困難であると考えられる住民は、あらかじめ避難行動要支援者名簿への登録を促す等、自己の身体状況及び判断能力を考慮し、災害発生時の対策を講ずる。

第2 共助活動

避難支援計画（個別避難計画）を作成し、区長、自主防災組織及び民生委員・児童委員がともに協力し合い、日々の見守り活動を通じて、人材確保・育成・連携等の体制を整備し、迅速かつ適切な避難活動を図る。

第3 公助活動

災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）を必要に応じて見直しするとともに、要配慮者台帳や要配慮者マップを作成するなど、区長、自主防災組織及び民生委員・児童委員の協力を得て、要配慮者に対する支援を円滑に実施するために、消防・警察などを含めた全体の調整に努め、庁内関係課局における担当者の連携等、防災体制機構づくりを進める。

■各地域のポイント

地域	自助	共助	公助
市街地部	自らの状況を把握し要配慮者台帳に登録する。	町民相互が近隣の要配慮者などを把握し、迅速な連絡確認体制を構築する。	台帳の整備、関係機関との情報共有に努め、情報伝達体制の整備を推進する。
山間部			上記に加え、高齢者の割合も高いことを考慮した対策を図る。

第4節 コミュニティ防災力の向上

町民意識及び生活環境の変化として、一般的な傾向として近隣扶助の意識の低下等に考慮し、コミュニティ単位での自主防災組織等の強化を促すとともに、障害者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの地域住民連携参加による防災活動を実施する。

また、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女が共同して、減災活動や防災活動に参画するシステムづくりに努める。

第1 自助活動

地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促すとともに、日ごろから家庭内の連絡体制や、情報の収集方法等について話し合うなど、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

第2 共助活動

自主防災組織の強化及び拡充に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違等、可能な限り細部にわたる対応策を検討し、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進める。

第3 公助活動

コミュニティレベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供するとともに、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、コミュニティ防災力の向上に向けた取り組みを進める。

■各地域のポイント

地域	自助	共助	公助
市街地部	地域の防災訓練等に積極的に参加し、自ら防災に関する知識の取得に努める。	自主防災活動活性化に努め、自分たちの地域の特性を踏まえた防災訓練を実施する。	地域に積極的に関わりながら、防災知識や情報の提供に努め、全体的な防災訓練を主催する。
山間部			上記に加え、高齢者の割合も高いことを考慮した情報提供、訓練実施を図る。

第4章 いの町防災会議

第1節 趣旨

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地方自治法に基づき、町はいの町防災会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2節 設置及び所掌事務

いの町防災会議は、いの町防災会議条例（平成16年条例第200号）に基づき、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 いの町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 いの町水防計画を調査審議すること。
- 3 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 4 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第3節 組織及び運営

いの町防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法及びいの町防災会議条例の規定による。

防災会議の委員については、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

第5章 防災関係機関

第1節 趣旨

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しつつ、町における防災に係わる事務又は業務を遂行する。

第2節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を担う。

第1 町

一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、町の地域防災計画を策定し、防災活動を実施する。

第2 県

県は、法令及び県の計画に従い、町の防災活動を支援するとともに、国及び関係機関との情報連絡の役割を担う。また、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、その総合調整を行うため、町と緊密な連絡体制を構築する。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導などを行う。

第4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町の区域を管轄するいの町、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関に定める所掌事務又は業務を通して町に係る防災活動を実施する。以下に、各機関が処理すべき事務又は業務を掲げる。

第1 地方公共団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
いの町	1 町地域防災計画の作成及びそれに基づく対策の実施 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成、その他住民の自発的な防災活動の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災のための施設、設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 避難の指示及び指定緊急避難場所の開設 9 消防、水防その他応急措置 10 被災者の救助及び救護活動 11 緊急輸送の確保 12 食糧、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の保健衛生及び応急教育 14 その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 15 災害復旧・復興の実施
高知県	1 県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成支援、その他県民の災害対策の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 市町村が実施すべき避難の指示及び指定緊急避難場所の開設の代行 9 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 10 被災者の救助及び救護活動 11 緊急輸送の確保 12 食糧、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 15 その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 16 災害復旧・復興の実施

機 関 名	処理すべき事務又は業務
中央西土木事務所	1 河川、道路、橋梁施設の保全及びその災害復旧 2 洪水予報、水防警報の発表、伝達 3 県管理河川の洪水、異常出水警報の伝達 4 雨量に関する情報収集

第2 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
中国四国管区警察局 四国警察支局	1 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導及び調整 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 4 警察通信の確保及び統制 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 2 農林水産業施設災害復旧事業費査定立会 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 (1) 預貯金の払戻及び中途解約 (2) 手形交換、休日営業等の配慮 (3) 応急資金に係る融資相談 (4) 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込み猶予 (5) その他非常金融措置 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の災害状況の把握 5 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資 7 応急用食料・物資の供給に関する支援

機 関 名	処理すべき事務又は業務
四国森林管理局	1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	1 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 2 危険物等の保安の確保 3 鉱山における災害の防止 4 鉱山における災害の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	1 災害時における自動車による輸送のあっせん 2 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あっせん
大阪航空局 高知空港事務所	1 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 2 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知地方気象台	1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	1 各種非常通信訓練の実施及びその指導 2 高知県非常通信協議会の育成指導 3 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 4 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 5 災害時における通信機器の供給の確保
四国地方整備局 高知河川国道事務所 土佐国道事務所 四国山地砂防事務所 大渡ダム管理所	1 直轄河川、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 3 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 4 直轄河川の水質事故対策、通報等 5 直轄ダムの放流等通知 6 災害関連情報の伝達・提供 7 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 8 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援及び支援

機 関 名	処理すべき事務又は業務
高知労働局	1 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 2 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 3 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 4 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 5 労働条件の確保に向けた総合相談 6 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 7 被災労働者に対する労災保険給付 8 労働保険料の納付に関する特例措置 9 雇用保険の失業認定に関すること 10 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方 環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院四国地 方測量部	1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力に関すること 3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力に関すること 4 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書の技術的助言の実施に関すること

第3 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
自衛隊	1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2 県、市町村が実施する防災訓練への協力 3 災害派遣の実施 （被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） 4 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

第4 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話(株)	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達
(株)NTTドコモ四国 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の確保
日本郵政(株)	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 逋信病院の医療救護活動 8 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 9 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行高知支店	1 現金の確保及び決済機能の維持 2 金融機関の業務運営の確保 3 非常金融措置の実施
日本赤十字社	1 災害時における医療救護 2 遺体の処理及び助産 3 血液製剤の確保及び供給の為の措置 4 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 5 被災者に対する救援物資の配布 6 義援金の募集受付 7 防災ボランティアの登録及び育成 8 防災ボランティアの活動調整 9 各種ボランティアの調整、派遣
日本放送協会	1 防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 3 生活情報、安否情報の提供 4 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設等の保全

機 関 名	処理すべき事務又は業務
	2 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	1 電力施設等の保全、保安 2 電力の供給

第5 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
四国ガス(株) (一社)高知県L P ガス協会高吾支部	1 ガス施設の保全、保安 2 ガスの供給 3 避難所への支援
(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知	1 気象警報等の放送 2 災害時における広報活動 3 県民に対する防災知識の普及 4 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 5 生活情報、安否情報の提供
とさでん交通(株)、 (一社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(公財)高知県消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員等の教養・訓練及び育成 3 要配慮者等の避難支援への協力
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会 (一社)吾川郡医師会	1 災害時における救急医療活動 2 大規模災害時には「いの町災害時医療救護計画」に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と協力した救急医療活動
(一社)高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する こと
(公社)高知県看護協会	1 災害看護に関すること 2 要配慮者等の健康対策に関すること 3 大規模災害時には「いの町災害時医療救護計画」に基づく医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と協力した医療救護活動
(社福)高知県社会福祉協議会	1 要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関すること 2 災害時の福祉施設の人材のあっせんに関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(社福)いの町社会福祉協議会	3 災害ボランティアに関すること 4 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること
(株)高知新聞社	1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における広報活動 3 生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県歯科医師会 (一社)高知県歯科医師会仁淀支部	1 災害時における歯科医療救護活動 2 大規模災害時には「いの町災害時医療救護計画」に基づく医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と協力した医療救護活動
(公社)高知県薬剤師会 (公社)高知県薬剤師会高吾支部	1 災害時における薬剤師の派遣 2 大規模災害時における「いの町災害時医療救護計画」に基づく医師会、歯科医師会、看護協会等と協力した医療救護活動

第6 警察署

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土佐警察署	1 災害警察活動及び相互援助の指導と調整 2 警察局及び防災関係機関との連携
土佐警察署いの町警察庁舎	3 県警察及び防災関係機関などからの災害情報の収集及び連絡 4 警察通信の確保及び統制

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務
J A高知県	1 共同利用施設等の保全 2 被災組合員の援護 3 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
高知中央森林組合	1 被災組合員に対する融資又はそのあつせん 2 被害状況調査及び応急対策への協力 3 風倒木、被害木、漂流木の処理
いの町商工会	1 被災商工業者の援護 2 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
危険物施設管理者	危険物施設等の保全と保安対策等による安全確保
社会福祉施設管理者	施設入所者や利用者の安全確保に関すること

第6章 町民、事業所の責務

第1節 町民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難を行う。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努める。

第2節 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を充分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し等防災活動の推進に努める。

【災害時に果たす役割】

- 1 従業員や利用者の安全確保
- 2 事業の継続
- 3 地域への貢献・地域との共生
- 4 二次災害の防止

※BCP（business continuity plan）事業継続計画；企業が災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、又は目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定する行動計画

第2編 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 趣旨

災害に強い町づくりを進めるに当たり、町は防災拠点の整備、住宅密集地等の防災上危険な地域の解消及び避難地・避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を計画的かつ総合的に推進し、地域全体の防災力の向上を目指し、災害に強いまちづくりを推進する。

第2節 防災のまちづくり

災害に強いまちづくりを進めるため、都市計画マスタープラン、いの町振興計画、いの町国土強靱化地域計画等の関連計画に留意し、道路・公園等の都市施設整備等の推進に配慮し、各種計画との整合性を図る。防災を特別なこととせず、施設整備に防災の視点を組み込む等、災害に強い防災のまちづくりに向けた対策を進める。

第1 災害に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

特に、都市計画道路などの幹線道路は、延焼遮断機能、消防活動並びに救援活動の際の交通輸送機能として、防災空間の確保を考慮した整備に努める。公共施設については、耐震・不燃化を計画的に進め、公園、緑地は、延焼遮断帯、避難場所及び応急救助活動の拠点となり、物資集積などの重要施設であるため、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

第2 風水害を予防する施設整備

治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について、防災関係機関とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。

第3 建築物の安全確保

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成17年法律第123号）」に基づき、該当施設の耐震化計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。

民間住宅について建築物の安全性の確保を促進するため、法令等の厳守指導に努め、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図る。

第4 避難所、避難場所、避難路の整備

1 避難所整備計画の策定

町は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共・民間施設の整備状況を考慮し、避難所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

2 避難場所設置基準

町は、洪水、延焼火災、がけ崩れ、建物倒壊などから避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備に努める。

(1) 安全が確保されるスペース

避難場所は、集合した人の安全が確保されるスペースをもった学校、公園、緑地などの公共施設や協定等が締結された民間施設とする。

(2) 地区単位での検討

避難場所は、基本的に地区単位で検討する。

3 地域の状況に応じた避難路の設置

避難路の選定については、地域の状況を踏まえて二次災害の危険が少ない国道、県道及び主要な町道などを対象とする。

第5 ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであり、各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制構築を図る。

第6 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設等災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設に対し、安全性の確保指導を強化する。

第7 液状化対策の取り組み

液状化については、平成25年3月作製のいの町地震防災マップを基に、液状化の危険度が高い地域の調査及び建物災害を未然に防ぐための対策を検討するとともに、マップを利用してその内容を町民に周知する。

第3節 建築物等災害予防対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進める。

また、建築物の安全性を確保するため、「建築基準法」、「消防法」など各種法令の遵守指導に努める。そして、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理においても災害予防の徹底を図る。

第1 建築物等の安全性の向上

建築物の安全性を高めるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築基準法による防災構造上の検査、指導を強化するとともに、大規模建築物、特殊建築物の安全化の措置を図り、不燃化の促進に努める。また、民間住宅の耐震化対策を推進する。

第2 空き家対策

近年、全国的に管理のできていない空き家が増加したことを受け、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が制定された。

空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家等の所有者または管理者が、空き家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつも、空き家等に関する計画的な対策の実施については、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握する立場にある市町村の責務としているところである。

町では、空き家の適正な管理及び有効利用について、「いの町空き家等対策計画」に則して対応する。

第3 家具等の転倒防止対策

地震発生時に家具の転倒、収納物の落下による被害を防止又は軽減するため、家具等の安全対策に係る支援に取り組む。

第4 危険物落下、飛散防止及び倒壊防止

1 ブロック塀・石垣の安全化

災害時には、ブロック塀の倒壊による道路遮断や人的被害の可能性があるため、老朽化したブロック塀の撤去やフェンスや生け垣への改修を補助制度を活用しながら推進し、石垣の強度点検、補強の必要性の啓発に取り組む。

2 ガラスの飛散防止

地震や竜巻、暴風によりガラスが破壊された場合、死傷者の発生が予想されるため、飛散防止フィルムを張る、メッシュ入りの窓ガラスに交換するなどの飛散防止対策を推進する。

3 自動販売機の転倒防止

自動販売機は道や通路に面して設置されている。災害時にこれらが転倒し、避難、応急対策の妨げとならないよう、販売機器の固定設置化を徹底するように関係者への指導を行う。

4 屋外公告物の落下防止

広告塔、看板類は毎年増え続け、そのまま放置されている場合もある。台風等災害時に、落下又は倒壊し被害をもたらさないよう、設置後の維持管理に対して適宜改善指導を行う。

第5 要配慮者に対する配慮

1 要配慮者に配慮した施設、設備の整備

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や多目的トイレの設置など、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

2 避難誘導

不特定多数の人が出入りする施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育及び訓練を通じて、避難の連携等の徹底を図る。

第4節 災害に強い土地利用の推進

町内は住宅密集地から山間部まで、それぞれの地域によって異なる危険箇所を点検し、計画的な開発、環境整備を推進し災害に強い土地利用を図る。

第1 公園、緑地等の整備対策

公園、緑地等は、災害時の避難場所や応急仮設住宅の建設用地など防災活動拠点として重要なオープンスペースであり、また、火災の延焼防止等の重要な役割を果たすものである。

今後、災害に強いまちづくりの一環として、既成市街地及び宅地が密集し、かつ狭隘な街路環境にある集落等においては、オープンスペースの確保など防災空間の整備に努める。

第2 市街地浸水防除施設対策

県とともに宅地造成開発の指導及び施設整備などにより、市街地の浸水対策を促進する。

1 宅地造成開発への指導

住宅密集地浸水防除の視点から宅地造成開発の適切な指導を実施する。

特に低平地における無秩序な宅地化を抑制する。

2 下水道等の整備

市街地の排水不良地区の解消等のため、公共下水道事業による排水施設の整備促進を図る。

3 防災上重要な施設

公民館や地区集会所等、不特定多数の方が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設の管理者は、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮する。

第3 土地利用に関する規制、誘導

市街地形成の誘導・建築の制限などにより安全な土地利用を図る。

1 災害危険区域等の市街化の抑制

町は、浸水による災害の危険のある土地及び水源を涵養し、土砂の流出を防ぐなどのために保全する必要のある土地の区域については、市街化を抑制する。

2 安全な都市環境形成の誘導

町は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。

3 災害危険区域での建築行為の禁止等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域等の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止、若しくは制限をする。

(2) がけ地付近の建築物についての制限

県は、建築基準法に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限する。

(3) 保安林等の指定

県は人家、公共施設等保全対象の多い危険箇所を優先に保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の形質等の変更を規制する。

(4) 枝川地区における床高の指導

町は、豪雨による建築物の床上浸水被害の発生を防止するため、新たに住宅や共同住宅など居住を目的とする建築物を建築する場合に助言及び指導を行う。

第4 移転の促進

町は、制限を受ける住宅を対象に、がけ地近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、県と

協議しながら移転の推進を図る。

第5 緊急道路の設定

1 緊急幹線路の確立

道路は、日々の社会経済活動を支えるだけでなく、災害時には避難路、応急対策道路となると同時に、火災の延焼を防止する延焼遮断帯としても機能する。

市街地では人家が密集し、災害による混乱の中、ひとたび火災が発生すれば延焼するおそれがあるため、建築物等の不燃化や塀等の補強等を図り、緊急時の道路啓開が円滑に実施されるよう施設の補強・整備に努める。

2 山間部での幹線路を補強

山間部では、集落間を結ぶ道及び幹線道路につながる道は単線であり、迂回道路が整備されていない集落も存在する。そのため、災害時において路欠、法面崩壊等のおそれがある箇所は、可能な限り補強等対策工事を実施し、災害時における孤立化の防止に努める。

第6 防災拠点の整備充実

1 拠点施設の安全化

災害時の応急対策は、防災拠点として使用される施設の安全性、機能性が確保されていることを前提とした計画であるので、災害時に拠点施設として利用される公共施設は、耐震性等に充分配慮し、不安のある施設は、順次耐震補強に取り組む。

2 拠点施設の防災設備・機能の充実

災害時、応急対策に使用される施設は、対策に必要な最低限の防災設備機能が必要であるため、拠点施設について、次のような防災設備及び機能の充実を図る。

(1) 通信連絡設備の充実

災害対策本部又は支部を設置する庁舎は、有線・無線専用電話、衛星電話、携帯電話、災害時優先電話及び防災行政無線等の通信設備を整備する。

(2) 各地区消防屯所の立地、構造の点検

各地区の消防屯所の大半は、人家の密集地に位置しているため、大規模災害時に予想される周辺の混乱を念頭に置き、立地、建物構造の点検を行う。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所

いの町地域防災計画では、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、校庭、公園などの場所を対象とし、地震、洪水、大規模火災等の災害の種類ごとに、避難場所を指定する（指定緊急避難場所）。

また、被災者が一定期間滞在する場として、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から避難者等を収容する施設として避難所を指定する（指定避難所）。

指定避難所は、高齢者等要配慮者の避難行動がしやすい基本的な設備、給食施設及び搬入による給食給水が容易な施設整備とする。

4 防災関連資器材の充実

応急対策には水防資材をはじめ、様々な備蓄物資が必要である。

これらの充実点検を行うとともに、不足した場合を想定し、町内で調達できる連絡体制を確立する。

第5節 土砂災害を予防する施設及び体制整備

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害発生の危険に備えるとともに、住民の自主的な避難体制を確立するため、適切な指導と援助を行い、住民の安全確保に万全を期する。

第1 土砂災害の予防措置

土砂災害の予防措置として、公共性が強く一定の要件を備える案件の場合は、国庫補助などにより崩壊防止のための対策を実施する。町は以下に掲げる1～3の対策について、実施可能なものから順次実施する。

1 土石流対策

(1) 土石流危険渓流の定義

土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。

(2) 対策

対策としては、仁淀川・吉野川など一級河川及びその支流となる河川流域において、荒廃が著しい箇所を対象に、砂防えん堤工、流路工などの土石流防止対策を実施する。

2 地すべり対策

(1) 地すべり防止区域の定義

地すべり防止区域とは、地すべりにより、相当数の居住者などに危害が生じる可能性のある地域として、町長の意見を基に県知事が指定する法律に基づいた区域をいう。

(2) 対策

地すべり防止区域のうち、特に滑動が著しい地区の防止対策を重点的に推進するなど、町は、地すべりによる災害防止に必要な諸施策を実施する。

また、町は、仁淀川・吉野川など一級河川及びその他の河川流域においても、地すべり防止の対策を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の定義

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じる可能性のある地域として、町長の意見を基に県知事が法律に基づいて指定する区域をいう。

(2) 規制事項

急傾斜地崩壊危険区域内においては、崩壊を予防する観点から、次の行為について県知事の許可を必要とする。

ア 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水のしん透を助長する行為

イ ため池、用水路などの急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造

ウ のり切、切土、掘さく又は盛土

エ 立木竹の伐採

オ 木竹の滑下又は地引による搬出

カ 土石の採取又は集積

キ その他急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

(3) 調査及び住民への周知

町は、急傾斜地崩壊危険区域及びその他住家などに影響を及ぼすおそれのある急傾斜地について、総合的な調査を実施し、過去の被害状況などを参考に検討を行う。

(4) 対策

町は、急傾斜地の所有者などが崩壊防止対策を行うことが困難又は不適当な場合、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により、県と協議の上、斜面の崩壊防止対策を実施する。

4 その他の対策

町は、荒廃の著しい地域や地すべりなどが発生するおそれのある地域について、災害防止事業を実施し、災害防止対策を促進する。

第2 危険予想箇所の周知

町及び県は、町民に対し、土砂崩れなどの災害予想危険区域である急傾斜地崩壊危険区域、水害危険区域、土石流危険渓流、砂防指定地等について、それぞれの区域を表示する標識を設置する。

また、町は、県と協力しながら住民に対してハザードマップ等の整備を含め、避難経路、避難所、避難に関する情報提供を行なうとともに広報などで周知を図り、住民の自主的な防災対策を支援するものとする。

第3 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と、防災パトロールを強化し、次に掲げる事項を実施する。

1 情報の伝達など

(1) 周知方法などの取り決め

町は、防災パトロールなどによる情報の収集、予報・警報の発令及び伝達、周知などの方法について定める。

(2) 注意の喚起

町は、防災訓練や防災学習会等を通じて、住民に注意を喚起する。

(3) 警戒体制

大雨などにより、区域内に災害の発生するおそれがあるときは、町は、直ちに住民などに情報の伝達を行い警戒体制をとらせる。

(4) 避難場所などの徹底

町は、避難場所、経路及び心得などをあらかじめ住民に徹底させる。

2 避難の指示

町は、指定区域内に災害発生危険がある場合に、迅速かつ適切な避難指示を行えるように発令の基準及び伝達方法などについてマニュアルを確立する。

第4 要配慮者施設に対する連携強化

町及び県は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について、次に掲げる3つの事項を相互に連携・調整を図りつつ、遺漏なく適切に実施することとする。

また、町の関係課室間でも同様に必要な連携・調整を図るものとする。

- 1 土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する当該施設に関する基本的な情報の共有
- 2 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設への対応
- 3 土砂災害のおそれのある箇所に新たに立地する当該施設への対応

第5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について住民等への周知に努める。(土砂災害警戒区域等については高知県防災砂防課ホームページを参照)

具体的な警戒区域及び特別警戒区域については資料編に記載することとするが、指定数の内訳は以下のとおり。

指定数	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	合計
土砂災害警戒区域 (Y)	313	873	37	1,223
土砂災害特別警戒区域 (R)	248	855	0	1,103

第6 大規模な土砂災害（緊急調査）

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国が、その他の場合については県が緊急調査を行うこととする。

1 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

次の場合、国が緊急調査を実施する。

- (1) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
- (2) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 河道閉塞による湛水

次の場合、国が緊急調査を実施する。

- (1) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
- (2) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

3 地すべり

次の場合、県が緊急調査を実施する。

- (1) 地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
- (2) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

第6節 山地災害・農地災害を予防する施設整備

町は、風水害等の山地災害や農地、農作物の被害の防止を図るため、以下の事項を定める。

第1 山地災害

町は、山地災害の発生の危険性の高い箇所などを中心に、森林の土砂流出防止機能強化対策や水源涵養機能の拡充による土壌保水力の増加対策を図る。

また、山地災害に関する情報共有体制の促進などと併せ、治山施設及び林業用施設をあらかじめ

調査、補強を行うなど、危険度の高いものから必要に応じて、整備を図る。

これらの山地災害の予防に係る整備は、以下の事項について、必要に応じて県と協議・連携しながら取り組むこととする。また、山地災害危険地区について、住民等への周知に努める。(山地災害危険地区の詳細及び位置等については高知県治山林道課のホームページを参照)

- 1 荒廃危険地に対し復旧と災害の予防対策の推進
- 2 地すべり防止事業の推進
- 3 山地治山事業等の推進
 - (1) 山地治山事業
 - (2) 防災林整備事業
 - (3) 水源地域整備事業
 - (4) 地すべり防止事業
- 4 保安林指定の拡大
- 5 公共事業、県の補助対策事業への積極的な取り組み

第2 農地災害

町は、農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害、地すべり、ため池及び用排水路等の災害に対する防災指導を行う。

1 農業防災体制

気象長期予報又は警報などにに基づき、農作物に著しい被害がもたらされるおそれがあるとき、町は、県関係機関及び各農業関係機関、団体との協力を得て、次の事項を協議し、農作物などの防災に関する技術対策の確立と普及の徹底に努める。

- (1) 異常気象による農作物などの防災対策
- (2) 各関係機関相互の連絡調整
- (3) 防災対策の普及と浸透に向けた措置
- (4) その他必要と認められること

2 ため池の管理

農業用ため池の災害は、豪雨の場合が想定される。集中豪雨、大雨が予想されるとき、あらかじめ放水し水位を下げるなど対策を講ずるとともに緊急時に充分な余水吐の機能を発揮できるよう、日常の維持管理に努める。

また、東日本大震災では、地震の揺れによりため池が崩壊し被害が発生したことを踏まえ、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合を検討する。そして、ため池崩壊による影響が及ぶ可能性のある地域には簡易なハザードマップなどの配布によりその危険性について周知することとする。

3 農作物の防災対策

農作物の防災技術については、その都度県の指示あるいは農家独自の判断により、その対策を講ずる。なお、災害発生のおそれのある地域については、平素から農家に対し災害予防に関する情報を提供し、対策の指導徹底を図る。

4 排水路の改修

町は、災害等を想定し、各種改良工事を行う。本町の平野部は低奥型・低湿地性で水はけが悪く、仁淀川本流水位が上昇した場合内水が湛水しやすいことがある。そのため、今後も湛水防除事業を

進めることにより、排水路の新設、改修を継続して実施する。

5 工作物の防災管理

ため池、樋門等農業用施設等の工作物管理者は、平常時から点検、整備を充分に行い、破損箇所は修理する。

第7節 風水害を予防する施設整備

本町では、厳しい自然環境条件や過去の度重なる災害を教訓に、町・県・国と共に災害対策事業を積極的に推進してきた。

今後 20～30 年は豪雨の更なる増加傾向は続くと思われており、気候変動の脅威に備え各種の災害対策の取り組みや、台風の進路変化等により、近年は広域にわたる浸水は減少しているが、今後においても河川改修や排水事業の広域的・総合的な治水対策として内水排除策をより堅固なものとする。

第1 河川管理施設

過去の大水害に対する災害の防止を柱に、主要河川等、災害の著しい河川等の整備を国及び県と協議を進める。

- 1 直轄河川、仁淀川、宇治川等の直轄改修事業
- 2 市街地の小河川を主とした準用河川の整備
- 3 既存の河川管理施設の機能増進
- 4 鎌田井筋の整備

第2 方法

災害を未然に防止、あるいは軽減するために以下の方法により災害対策を実施する。

1 浸水区域の把握

想定し得る最大規模の降雨（1,000 年に 1 回程度の大雨）等を基に作成した、仁淀川ハザードマップ（平成 29 年 3 月）及び宇治川ハザードマップ（平成 31 年 3 月）に加え、土砂災害警戒区域マップ等を充実し、町民への周知を図る。また、まちごとまるごとハザードマップとして、想定浸水深を町内公共施設に表示し、平時からの防災意識の向上を図る。浸水予想箇所や樋門等への定点カメラの充実を図る。早期に浸水状況を把握できるワンコイン浸水センサの設置を行う。

2 仁淀川の改修

仁淀川の洪水対策は、戦国時代に土佐を支配した長宗我部氏によって始められ、江戸初期には山内家の執政・野中兼山によって、八田堰・鎌田堰や用水路を整備する一方で、堤防強化が行われた。明治以降も相次ぐ災害と復旧工事が繰り返されてきたが、昭和 23 年 11 月から国による直轄管理・改修工事に着手している。

平成元年からは、伊野地点で 14,000 m³/s の流量に対応する河道整備を進めてきており、今後はさらに堤防・護岸の整備・補修と、支流沿いの地域での洪水対策を進め、また、環境にも配慮した整備を実施する予定となっている。

国管理区間 左岸；高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の 1 地
右岸；高知県高岡郡日高村下分字上ノ首 2653 番地先

3 宇治川の改修

市街地を東西に貫流する宇治川は仁淀川の左支流で、その流域は上流に行くほど低くなる「低奥型地形」で、仁淀川の水位が高い間は自然流下することができず、水害を受けやすい内水地域であり、特に中流域の枝川地区で、宇治川と国道 33 号北側を流れる天神ヶ谷川との合流付近及び JR 土讃線南側の地区は浸水常襲地域となっている。

宇治川流域の治水施設としては、仁淀川への流出地点に宇治川排水機場、宇治川放水路を、中流域には新宇治川放水路及び枝川雨水ポンプ場、呑呑雨水貯留施設その他各樋門を設置しており、浸

水被害の軽減に努めている。

平成26年8月の台風12号豪雨に伴う治水対策として、国及び県においては床上浸水対策特別緊急事業が採択され、国は排水ポンプの増設、宇治川の河道改修を、県は宇治川支川の天神ヶ谷川の河川改修等を、町は内水対策として公共下水道施設等の整備及びソフト対策として枝川地区内の電柱へ実績浸水深の表示板設置等を行った。

今後も更なる治水安全度の向上と流域住民の安定した生活基盤づくりの推進のため、国、県、町の3者が一体となり、宇治川流域の浸水被害をさらに軽減し、完全解消するよう全力で当たるものとする。

4 その他の河川改修

宇治川以外の仁淀川の支流である、早稲川、相生川、奥田川、南の谷川、中の谷川、谷川、奥谷川等では、放水路や河道改修、樋門及びポンプ場の増設により浸水害対策を講じているが、仁淀川本流が水位上昇した場合、依然、農業被害も含めた浸水害が発生しているため、水防防災施設の整備が急がれる。

5 樹木等の状況

(1) 仁淀川

河道内樹木は、河積阻害、河床上昇及び対岸の局所洗掘、護岸等構造物の機能低下等、デメリットのある一方、河川景観や河川の生態系の構成に重要な役割を担っている。しかし、河道内樹木が繁茂し洪水時の流下を阻害するとともに、土砂堆積を促し砂州の固定化を助長しており、適度な伐採を行う必要がある。

(2) その他河川

河道内には、オギ等が点在しており、一部には流下阻害の要因になる樹木がある。

6 道路及び橋梁の防災管理

災害の拡大防止と災害時の交通確保のため、側溝・暗渠の整備、橋脚の補強、崩土の防止等、平常時からの維持補修に努める。

今後においても、これらの施設の日常的な維持管理に当たっては、防災上の観点からの橋梁の長寿命化・落橋防止対策等を計画性をもって推進し、点検・整備に当たる。

7 監視警戒体制の整備

浸水危険区域に対し、異常風雨又は河川の水位が上昇したときには、迅速・的確な巡視警戒を行えるよう監視体制を整えておくとともに、ダム放流量、水系降雨量、監視カメラ等様々な情報を適切に把握する。

第8節 風水害予防活動

町は、災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、危険箇所の早期発見に努め、災害の発生を未然に防ぐ活動体制の整備を図る。そのために、定期的に既存施設の防災点検を実施し、必要に応じて国・県と協議し、必要な施設整備に努める。また、水防協力団体の指定等による水防団体と連携した水防体制の構築を図る。

第1 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

町は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準

ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

町は、「いの町水防協力団体指定要領」を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、要領に基づき指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、「いの町における水防協力団体との水防協働活動実施要領」によるものとする。

第2 河川の維持管理

1 河川堤防等の巡視

- (1) 危険箇所の早期発見
- (2) 河川の不法使用等の取締り
- (3) 危険と認められた箇所の早急な応急対策の実施、必要に応じた修復

2 施設管理者による維持管理の徹底（堰、水門、樋門、堤防、護岸、排水設備（ポンプ）等）

- (1) 構造の安全確保（河川管理施設等）

水位、流量、地形、地質、河川及び波等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講ずる。

- (2) 操作規則

河川管理施設の管理者は、操作規則を定め、その維持管理を徹底する。

3 堰、水門、樋門、堤防、護岸、排水設備（ポンプ）等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

- (1) 河川管理者による、必要事項についての町及び警察への通知
- (2) 河川管理者による、町を通じての町民への通知
- (3) 町民による、危険箇所を発見したときの町への通報及び町から管轄する河川管理者への通報

4 河川管理者による、河川の流水、流量等河川に影響を及ぼす次の行為の規制、及び河川の維持管理の徹底

- (1) 流水及び河川区域内の土地の占有
- (2) 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
- (3) 河川における木竹等の流送

第3 ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

- (1) 平常からの点検及び整備を充分行い危険箇所の早期発見
- (2) 出水時の貯水制限等の措置
- (3) 施設の維持管理に必要事項について、施設の管理者への前もっての通知
- (4) 施設管理者による、避難対策の確立についての協力

第4 道路の管理

道路の冠水による事故を未然に防止するため、冠水しやすい道路を把握し、警察及び消防等と連携して、迅速な通行規制及び情報発信に努める。

第5 土砂災害の予防措置

土砂災害の防止に向け、国・県を含めた砂防施設の管理者は、既存施設の防災機能を高め、整備促進を図るとともに、実態把握に努め、その資料・情報を町や関係機関に提供するものとする。

また、町は土砂災害警戒区域等の情報について住民に周知するなど、防災知識の普及啓発に努める。

第6 竜巻災害対策

近年全国で多発している竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発、竜巻発生時の対応及び被災後の迅速な対応を図る。

第9節 ライフライン等の予防対策

電力施設、ガス施設、上下水道、通信施設等の各施設管理者は、風水害、土砂災害、地震に対する各施設の維持管理及び予防対策の推進に努め、さらに応急復旧体制の整備を図る。

第1 電力

各電力施設は、次に従って施設の設計・建築・設置を実施し、災害対策を講ずる。

- 1 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等は、平時から災害対策を検討
- 2 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- 3 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）の確保と、緊急時の輸送体制整備
- 4 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧計画の策定
- 5 施設、設備等の管理図書の分散、整備

第2 ガス

L P ガス

- (1) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- (2) 事業所の耐震化、浸水対策、L P ガス容器の流出防止対策
- (3) L P ガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置

第3 上水道

- 1 管路の多重化等によるバックアップ体制の構築

- 2 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- 3 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備
- 4 施設、設備等の管理図書の分散、保管

第4 下水道

- 1 特に重要な管路は、バックアップ機能の検討と導入（施設の複数化や雨水管きよの活用等）
- 2 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- 3 災害時に必要な応急復旧資機材の備蓄、輸送体制の確保
- 4 施設、設備等の管理図書の分散、保管

第5 通信

- 1 通信施設の建設に際し、災害を考慮した対策と、主要な伝送路の多ルート化
- 2 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備
- 3 災害時に必要な応急復旧資機材の備蓄、整備をし、輸送体制の確保
- 4 施設、設備等の管理図書の分散、整備

第10節 火災予防対策

町は、地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図る。

さらに、地震発生時には同時多発的に各所で火災発生が予測されるため、現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図る。

第1 地域や職場における消火・避難訓練

町及び消防本部等は、家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により住民への徹底を図る。

第2 民間防火組織の育成

町及び消防本部等は、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図る。

第3 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

1 予防査察の実施

消防法に基づき、消防本部等は、計画的に防火対象物の予防査察を実施し、火災発生の危険箇所を明らかにし、火災の未然防止を図る。

2 不燃化の促進

町及び消防本部等は、建築物の不燃化を促進する。

第4 消防力の強化

1 消防計画の策定

町は、災害発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減することを目的として、総合的な消防計画を策定する。

2 消防団員の定数確保

町及び消防本部等は、地域防災力の核となる消防団員の確保に常に取り組む。

消防団活動について防災訓練や地域のイベントを利用して啓発活動を行い、地域住民に興味・関心を持ってもらえるような取組を行い、消防団員確保に繋げること。

3 消防計画策定における検討事項

消防計画策定に当たっては、特に次の点について検討する。

- (1) 教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
- (2) 災害予防計画（災害の未然防止・被害拡大防止のための査察及び指導）
- (3) 情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通知）
- (4) 風水害など警防計画（災害発生時の職員及び消防団員の非常招集及び関係機関との連携）
- (5) 避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
- (6) 消火計画（自主防災組織など地域住民と連携した消火）
- (7) 救急救助計画（自主防災組織など地域住民と連携した救助救命）

第5 消防施設の充実強化

町及び消防本部等は、随時、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等消火機械や消火栓、耐震性防火水槽等の消防用水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備の改善を図る。また、効果的運用が常時可能なよう、点検と訓練を実施する。

第6 防火思想の普及啓発

町、消防本部等及び県は、住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図ることとする。

第7 林野火災対策

町は以下の事項について、住民への林野火災予防意識の啓発を図る。

- 1 火入れに対する火災予防条例に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示
- 2 火災発生危険期における重点的な巡視の実施
- 3 消防力強化のための防備資機材の整備及び備蓄

第11節 危険物等災害予防計画

町及び消防本部等は、危険物を貯蔵し、取り扱う貯蔵所などの施設を対象に、関連する諸法令、規則に基づき、安全な製造、貯蔵、処理又は取扱いを徹底するとともに、これらに起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策を講ずる。

第1 講習会、研修会などの実施

町及び消防本部等は、関係団体と協力して講習会、研修会などを実施する。

第2 防災訓練の実施

町、消防本部等及び施設管理者が連携し、防災訓練を実施する。

第3 施設の整備

町及び消防本部等は、施設への調査や検査を実施し、洪水・地震動などによる危険物の流出事故等に対する安全性の確保を図る。

第2章 地域防災力の育成

第1節 趣旨

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害の軽減を目的とした減災に備え、町は、その実践を促進する住民運動を展開し、防災教育などを通じた防災知識の普及と、住民参加による実践的な防災訓練の実施を進める。そのためには、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し住民の理解と協力を得ることに努め、自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図る。特に、本町においては、要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い、地域の多様な視点等を反映した災害に強い地域づくりを推進する。

また、ボランティアなど自発的な支援を推進するための環境整備に努める。

第2節 防災知識の日常化

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、町は、町職員及び消防機関などの関係者に対して、専門的な教養訓練などを実施し、防災知識の向上を図るとともに、あらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

第1 防災教育の実施

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身に付けるための防災教育を推進する。

具体的には、町内における幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児から、児童、生徒を対象に、学校教育の中で防災教育を推進し、防災知識の普及啓発を促す。また、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を進めることにより、防災力の向上を図る。

- 1 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。
- 2 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
- 3 教職員の防災研修を実施する。

第2 町職員及び消防関係機関への防災教育

災害時、防災事務又は業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力の養成、防災上必要な知識、技能の取得を徹底し、町内の防災行動力の向上を図る。

1 町地域防災計画の周知徹底

町は、地域防災計画の運用や各課室の役割分担を周知徹底するように努める。

2 研修会などの実施

町は、職員に対する研修会、講習会、施設見学会などを随時実施し、関係法令の周知徹底に努め、災害時の任務分担などについて職員の自覚と認識を深める。

3 防災士資格取得の推進

町は、職員の防災士資格取得を推進する。

第3 住民に対する教育

1 町地域防災計画概要の周知

町は、地域防災計画に定められた内容で、特に住民に注意を喚起する必要がある事項を周知徹底する。

2 過去に町内で発生した災害の紹介

町は、過去に発生した災害について、発生時の状況と対策を紹介し、同様の災害による被害を減らせるように住民への再認識を図る。

3 災害時における住民の心構え

住民は、風水害、地震、大火など災害の種別に特徴をとらえ、避難場所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所など知っておくべき心得や注意事項などを周知する。

第4 災害教訓の伝承

県及び町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるために、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の方々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について、啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとし、住民は自ら災害教訓の伝承に努める。

第5 防災に関する広報の実施

町及び防災関係機関は、町民に対し時期に応じて、町広報、チラシ、防災マップ、町ホームページ、いの町防災・行政アプリ等様々な媒体を活用し、地域防災計画の概要、災害気象の知識、災害時の心得、初歩的な防災に関する技術・知識等について広報を行い、理解と認識を高めるよう努める。

【広報内容の例】

(知 識)	各機関の実施する防災対策 災害の基礎知識 地域の災害特性・危険場所
(災害への備え)	避難場所や避難路の確認 家具などの固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 防災訓練、地域の自主防災組織の活動への参加 3日分の食糧、飲料水、物資（携帯トイレ、簡易トイレ、トイレット ペーパー等）の備蓄 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 自動車へのこまめな満タン給油
(災害時の行動)	身の安全を確保する方法、救助、応急手当の方法 要配慮者への支援 情報の収集方法

第6 危険物を有する施設などにおける防災研修

町及び消防本部等は、危険物を有する施設の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進す

る。

第7 防災上重要な施設の管理者などの教育

町及び消防本部等は、不特定多数の人が出入りする商業施設、病院、旅館等の防災上重要な施設の管理者に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

第8 防犯の視点を取り入れた防災研修

過去の災害被災地では、窃盗などの犯罪の多発が発生しているため、自主防災組織等に対して、被災地の犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ習得に関する防災研修を推進する。

第3節 実践的な防災訓練の実施

町や関係機関は、防災活動要領の習熟度、防災関係機関との連携、防災意識、技術の習得及び実効性を検証することを目的に、地域の災害特性を考慮し、実情に即した実践的な防災訓練を実施する。訓練後には地域防災計画やマニュアル等の点検や評価を行い、必要に応じて計画やマニュアル等の見直し等を行う。

また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第1 初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

第2 現場訓練の実施

町は関係機関や関係者との連携を十分に考慮し、災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現場訓練を実施する。その際以下の項目に留意する。

- 1 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。
- 2 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した訓練を実施する。
- 3 要配慮者の支援体制について配慮する。
- 4 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- 5 被災時の家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮する。

第3 情報収集・伝達などに関する訓練の実施

町は情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報訓練を実施する。

第4 図上訓練の実施

訓練効果の大きい図上訓練については、町と防災関係機関が連携し、様々な被害シナリオを想定して、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携して実施する。

第5 その他各種訓練

各種訓練は、国、県、隣接市町村その他関係機関と共同又は町単独で実施する。各種訓練は関係機関と緊密な連携のもと、想定する被害、実施場所、日時、実施種目、参加機関などを規定した「防

「災訓練実施要領」を策定する。

各種計画の目的と主な内容は、次のとおりである。

1 総合防災訓練

町は、他関係機関をはじめ住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練を行い、災害応急対策活動の習熟と、関係機関相互の協力体制強化を図る。

2 水防訓練

町は、国、県及び消防本部等の指導を受け、水防協力団体など関係機関及び住民の協力を得て水防訓練を実施する。その際、土のう作り、杭打積土のう工、月の輪工等、水防工法全般についても訓練を実施する。

3 消防訓練

消防訓練は、主に消防団員を対象として、無線通信訓練、ポンプ操法、中継訓練等の消防訓練を実施する。自衛消防についても随時消防訓練を行うように指導し、必要に応じて消防団も協力する。

4 避難訓練

避難場所、避難方法などについて、町民に対し周知徹底を図ることを目的として訓練を実施する。また、高齢者等避難、避難指示の伝達及び要配慮者にも配慮した避難誘導訓練を、消防・警察を中心とした関係機関とともに実施する。

5 避難所開設訓練

迅速な避難所開設することを目的として、避難所開設訓練を実施する。その際次の事項に留意する。

- (1) 休日・夜間の避難所開設
- (2) 鍵保管者及び施設管理者の的確な把握
- (3) 避難所設備の点検

6 職員参集訓練

災害対策活動の従事者が、有事に際し短時間に参集し、対処できる体制を整えることを目的に訓練を実施する。

なお訓練計画策定に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 平素における非常招集措置の体制の整備
 - ア 招集対象者の住所、居所及び連絡方法など
 - イ 招集の区分
 - ウ 招集命令伝達、示達要領
 - エ 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
 - オ 非常招集の業務分担、配置要領
 - カ 待機命令の基準
 - キ その他非常招集のために必要とする事務処理

(2) 非常招集命令の伝達・示達

非常招集命令の伝達は、災害の緊急性を考慮し、一般加入電話、携帯電話、いの町防災・行政アプリ、口頭による伝達など、最も迅速な対応を考えて実施する。

(3) 集合の方法

訓練は、土砂崩壊などにより通行不可能となった場合などを想定し実施する。

7 非常通信連絡訓練

非常通信連絡訓練は、関係機関（警察、県、消防本部等）の協力を受け、非常時の通信方法、送受信技術の研鑽に努める。有線電話が使用不能となった場合を考慮し、防災行政無線による通信について訓練を行う。

8 災害医療救護訓練

大規模災害発生後、救護所の立ち上げ及び運営等について、中央西福祉保健所、仁淀病院、医師会等関係機関と連携した訓練を実施する。

9 要配慮者が参加する訓練

町は、近隣住民と連携し、地域内の要配慮者を把握し、避難の際の計画を作成するとともに、要配慮者とともに計画の内容に沿った訓練を行う。

10 幼児・児童・生徒の訓練

幼児・児童・生徒に対しては、保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校において、避難訓練等を実施する。

11 非常時に有効な実践的訓練

災害時に、実際に器具を扱えることや、訓練により行動の手順を習得するため、各自主防災組織等で、次のような災害時に有効な実践的訓練の実施を図る。

- (1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱訓練
- (2) 倒壊家屋などからの救出訓練
- (3) 負傷者の応急手当及び救命訓練
- (4) 要配慮者の参加する避難訓練
- (5) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
- (6) 炊き出し訓練

第4節 自主的な防災活動への支援

「自らの命は自らが守る」ことが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要となる。

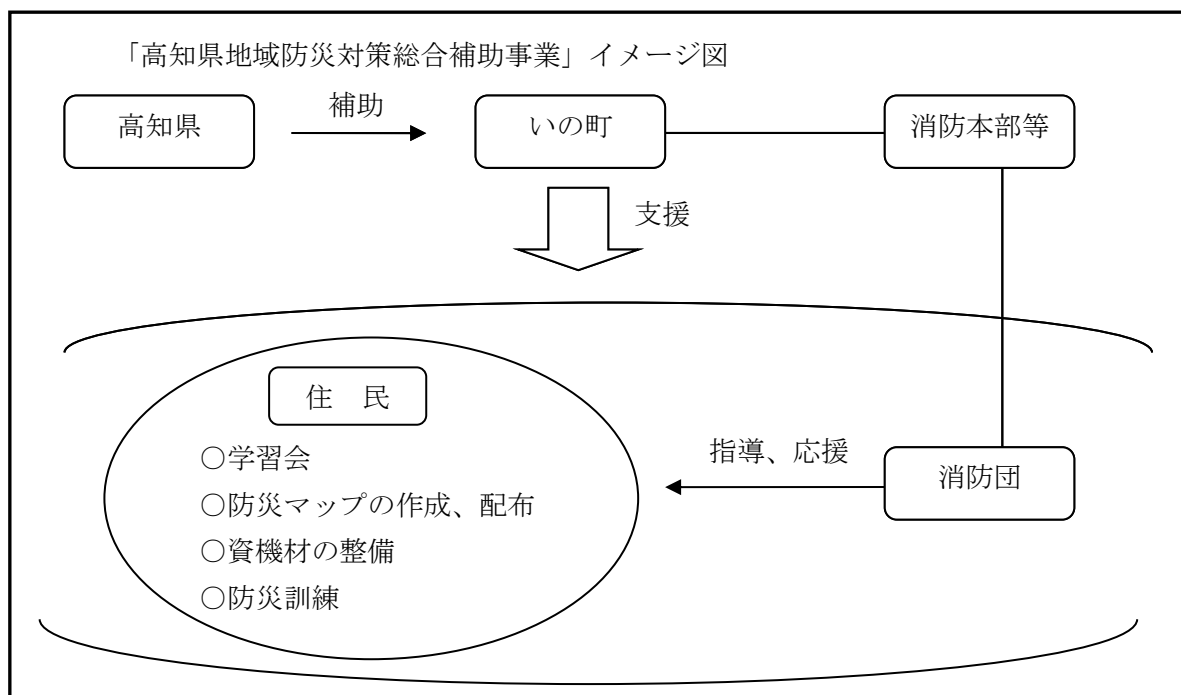
具体的には、出火防止、初期消火、傷病者の救護・応急手当、要配慮者の援護、避難所開設及び運営訓練など、自ら行動し、防災活動への協力を行うなど地域の自主的な防災活動に積極的に関与することが、求められる。

町はこういった活動及び自主防災組織や事業所等に対し、必要な支援を行いながら組織化を促し、その育成強化に努める。

第1 自主防災組織の育成

町、県及び消防本部等は地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。また、その際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。



1 自主防災組織づくりの推進

町民に対し、自主防災に関する啓発等を行うとともに、町民が自主防災組織を結成するために必要な資料等を提供し、積極的に自主防災組織の結成と育成を支援する。

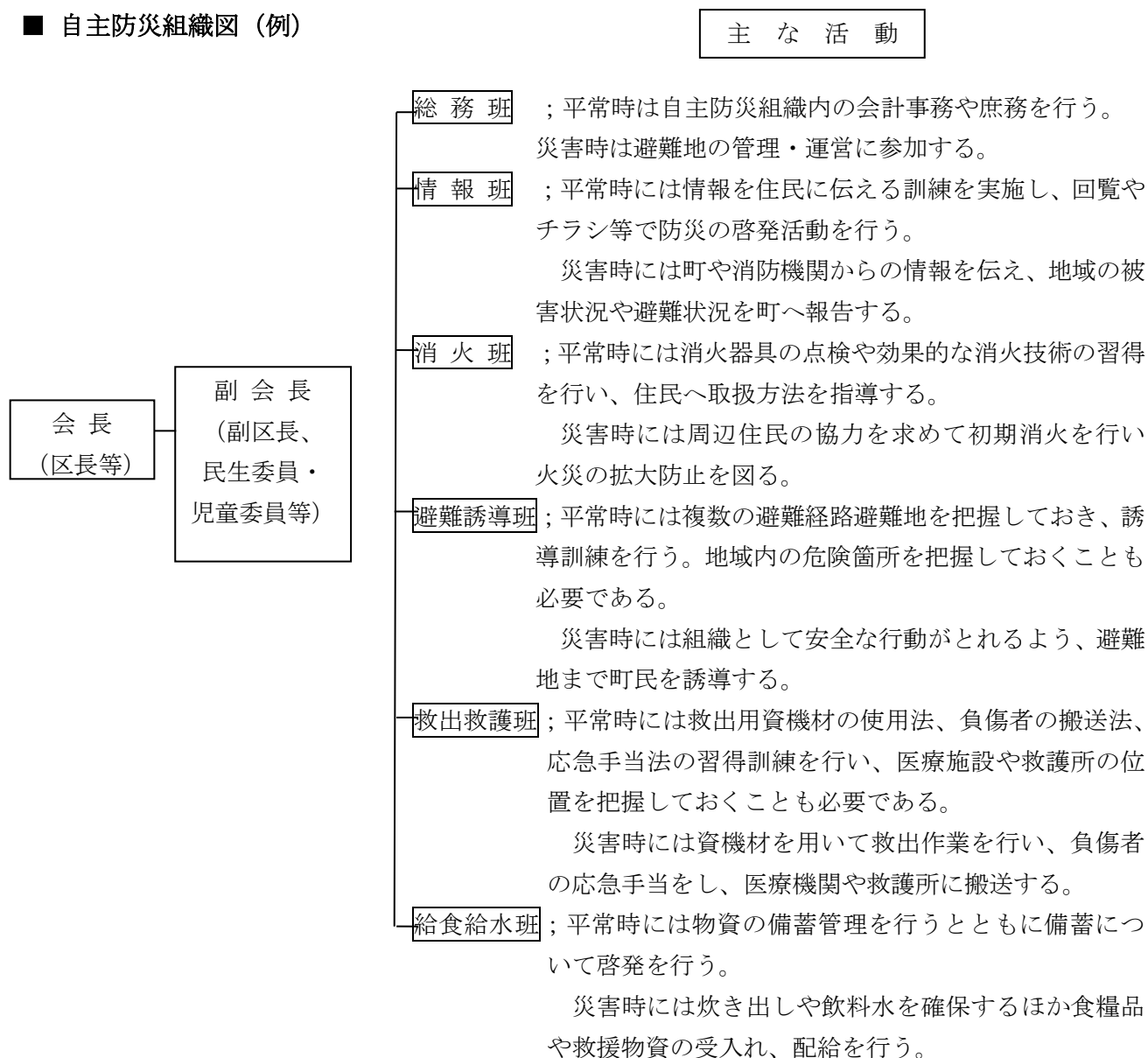
2 消防団との連携

自主防災組織と消防団は、常に連携を取りながら活動するものとし、必要に応じて消防本部等及び町は支援、補助を実施する。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、各地域の実態を踏まえ、自主的に組織され、以下に例示する。

■ 自主防災組織図（例）



第2 自主防災活動のリーダーの育成

町は、地域での自主的な防災活動のリーダーとなる住民を対象に、研修を実施する。

1 リーダー養成のための研修会などの開催

町は、町内会などを対象に、リーダー養成のための研修会などを開催し、組織の核となる人材を育成する。

2 地区組織と自主防災組織の連動

町は、地区組織に対し、防災活動を活動の一環として組み入れ、自主防災組織を育成する。

3 サブリーダーの配置

町は、自主防災組織の活動強化のために、防災に関する知識や経験をもったサブリーダーの配備に努める。

4 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、活動別の役割に基づく班編成とし、防災に関する専門の知識や経験をも

つ住民を適正に配置して、その活動の強化を図る。

第3 自主防災組織の育成手法

- 1 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所など）の提供
- 2 自主防災組織の必要性についての広報
- 3 防災訓練、研修会などの実施への支援
- 4 啓発資料の作成
- 5 地域防災施設の整備支援
- 6 防災資機材の整備支援

第4 自主防災組織の役割と活動内容

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

1 自主防災組織の重要な役割

- (1) 自分たちの地域で起きる災害について正しい知識を広める取り組み
- (2) 災害発生時に安全に避難する取り組み
- (3) 高齢者など要配慮者への支援

2 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取り組みは、自主防災組織で話し合い、その活動方針を決定する。また、自主防災組織は、地域の実情に応じた計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動を行う。

(1) 平常時の活動

自主防災組織は、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会などを利用して防災に関する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の啓発に努める。

- ・ 災害に関する知識の普及
- ・ 地域における危険箇所の把握と周知
- ・ 地域における防災施設（消防水利、避難所など）の把握と周知
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 高齢者、障害者などの要配慮者の把握
- ・ 家庭における防災点検の実施
- ・ 情報収集及び伝達体制の確立
- ・ 物資（防災資機材、非常食、医薬品など）の備蓄・点検
- ・ 火気使用設備器具などの点検
- ・ 救助、救護及び避難誘導體制の確立
- ・ 避難所の開設や運営に必要な避難所運営マニュアルの整備

(2) 災害時の活動

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告する。町は、防災関係機関の提供する情報を広報して、住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、町と自主防災組織はあらかじめ以下の事項について、その協力体制を相互に確認す

る。

- ・ 集団避難、要配慮者の避難誘導
- ・ 地域住民の安否確認
- ・ 救出、救護の実施及び協力
- ・ 出火防止及び初期消火活動
- ・ 地域内の被害状況などの情報収集及び災害対策本部への伝達
- ・ 給食・給水の実施及び協力
- ・ 避難所の開設及び主体的な運営
- ・ 住民に対する避難情報の伝達並びに集団避難の実施
- ・ 非常炊き出し及び救助物資の配分に対する協力

※ 自主防災組織が結成されていない地域は、町内会などが上記に準ずる活動を行う。

第5 自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

防災訓練や研修を通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

第5節 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保するなど、社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努める。

企業防災マニュアルを作成し、防災訓練などを実施することにより、地域の一員として自主防災活動に参画し、地域防災力の充実強化に努める。

また、町内各事業所は、事業継続計画（BCP）を作成し、あらかじめ非常時の対策を講ずるよう努める。

第1 災害時に事業所が果たす役割

- 1 従業員や利用者等の安全確保
- 2 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- 3 事業の継続
- 4 二次災害の防止

第2 事業所の自衛防災組織の防災活動

- 1 平常時の自衛防災組織の活動
 - (1) 防災訓練の実施
 - (2) 施設及び設備等の整備
 - (3) 従業員等の防災教育
 - (4) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
 - (5) 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- 2 災害時の自衛防災組織の活動

- (1) 情報の収集伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救護
- (4) 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

第3 県及び町の支援

県及び町は、事業所が災害時に業務活動を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

また、町は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第6節 要配慮者対策

町は、関係機関と協力しながら、災害発生時に身を守るために援護が必要な方々の支援を進める。対策を進めるに当たっては、本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及びニーズの違い等、男女双方の視点への配慮が必要となる。

具体的には、「いの町災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、地域と共に、高齢者等をはじめとする要配慮者が、地域で安心して、安全に暮らすため、災害に備えた要配慮者に関する情報共有、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備をするとともに、必要な者には個別避難計画を作成する。

第1 要配慮者

要配慮者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自分を守るために、安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者で、一般的に高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等」をいう。具体的に、いの町では生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を要配慮者とする。

要 配 慮 者	
1	65歳以上の一人暮らしの高齢者
2	75歳以上の高齢者のみの世帯の者
3	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する者
4	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
6	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から5までの認定を受けている者
7	災害時の支援を希望する者で、町長が必要と認める者

1 要配慮者の把握

町は、要配慮者から別途定める「地域見守り台帳」（以下、台帳という。）により提出された各種情報に基づき、民生委員・児童委員及びいの町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、要配慮者の把握及び登録を行う。

2 台帳の共有、管理及び更新

(1) 情報の共有

要配慮者の平常時における所在や状況把握、災害時に安否確認を行うために、本人や家族の同意を得ることを基本として、収集した要配慮者の情報は、民生委員・児童委員及びいの町社会福祉協議会が必要な範囲の情報を共有する。

(2) 台帳の適正管理

台帳の原本は町福祉担当部局が保管し、副本は台帳の提供を受けた民生委員・児童委員及びいの町社会福祉協議会が保管する。

台帳は、いの町個人情報保護条例第7条第1項第1号の規定に基づくものであり、登録した情報は、日常生活において行う声掛けや相談等、災害時の安否確認及び避難支援に限定し使用する。

また、台帳の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町のみならず、提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報保護について守秘義務の遵守に努めるものとする。

(3) 台帳の更新

町は、毎年、台帳の更新を行い、民生委員・児童委員及びいの町社会福祉協議会と共有する。

第2 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、生活の基盤が自宅にある方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者をいう。

具体的に、いの町では生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

避難行動要支援者	
1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の交付を受けた者で、視覚障害者及び下肢障害者若しくは体幹障害を主たる障害とする総合級が1級から3級までの者又は上肢障害及び内部障害若しくは聴覚障害を主たる障害とする総合級1級の者
2	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳A1及びA2の交付を受けている者
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級の者
4	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から5までの認定を受けている者
5	災害時の支援を希望する者で、町長が必要と認める者

第3 避難行動要支援者の把握・共有

1 対象者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、要介護高齢者や障害者等の関係担当で把握している情報を集約し、避難行動要支援者に関する次の事項を記載した避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

ア 氏名

イ 住所又は居所

ウ 年齢

エ 性別

オ 生年月日

カ 電話番号その他の連絡先

キ 避難支援等を必要とする事由

ク 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と求める事項

2 名簿の共有、管理及び更新

(1) 名簿の提供

避難行動要支援者の平常時における所在や状況把握、災害時に安否確認を行うために、作成した名簿で本人の同意があったものは、いの町民生委員児童委員協議会、いの町社会福祉協議会、自主防災組織、消防本部等、いの町消防団、土佐警察署及び区長の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供し、情報を共有する。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要せず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(2) 名簿の適正管理

名簿の原本は町福祉担当部局が保管し、避難支援等関係者が、それぞれ必要とする範囲の副本を保管する。

名簿は、いの町個人情報保護条例第7条第1項第1号の規定に基づくものであり、登録した情報は、災害時の安否確認、避難支援及び「要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別避難計画」という。）の作成、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施する目的に限定し利用する。

また、名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町のみならず、提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報保護について守秘義務の遵守に努めるものとする。

(3) 名簿の更新

町は、毎年、名簿の更新を行い、避難支援等関係者に提供し、情報を共有する。

第4 個別避難計画の作成

1 個別避難計画の作成

(1) 対象者の把握

町は、避難行動要支援者のうち、特に他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ家

族等による必要な支援が受けられない者について、重点的・優先的に関係機関の協力を得て、個別避難計画を作成する。

(2) 目的

登録した情報は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 要支援者の避難支援者、避難所、避難方法等の把握調査
- イ 日常生活において行う声掛け、相談等
- ウ 災害時の安否確認及び避難支援

2 個別避難計画の内容

個別避難計画の作成に当たっては、要支援者本人が参加して避難支援者、避難所、避難方法について確認する。個別避難計画には、以下の内容を記載するものとする。

- (1) 居住状況
- (2) 避難支援者
- (3) 情報伝達の流れ
- (4) 情報伝達での留意事項
- (5) 避難時に携行する医薬品等
- (6) 避難誘導時の留意事項
- (7) 避難先での留意事項
- (8) 避難場所・避難経路

3 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は、町が保管し、副本は、要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者は、必要な範囲を共有し保管する。

4 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を保管する者は、いの町個人情報保護条例第8条第2項の規定に基づくものであり、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用してはならない。

第5 避難支援実施体制

1 発災前の事前行動

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）は、自助による行動が極めて困難な状況にあることから、災害が発生後の対応は、手遅れとなる可能性が高いことが想定される。

このようなことから、気象情報等による事前確認に努め、危険な地域に居住する要支援者に対し、連絡、確認を行い、避難支援者と連携して避難行動を積極的に起こさせなければならない。

そのため町は避難支援等関係者と連携して、事前行動の必要性の啓発や認識向上に努めるとともに、要支援者の安心・安全の向上を目指すこととする。また、名簿を活用した避難訓練を各地域で実施する。

2 避難支援実施体制

(1) 町における避難支援体制

町は、要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時に、防災情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えとともに、高齢者等避難が発令される等避難が必要な段階においては、要支援者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、避難支援相談窓口を設置し、避

難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、個別避難計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、民生委員・児童委員及び自主防災組織へ連絡するものとする。

また、自主防災組織においても支援が実施できないときは、町災害対策本部ほけん福祉部福祉班又は災害対策支部の総務部ほけん福祉班へ連絡することとする。

町、避難支援等関係者は、防災だけでなく、声掛け・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、要支援者の居宅の家屋が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、避難支援者は、民生委員・児童委員及び自主防災組織若しくは、町災害対策本部ほけん福祉部福祉班又は災害対策支部の総務部ほけん福祉班へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) NPO・ボランティア等との連携

町及び避難支援等関係者は、避難支援におけるNPO・ボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるNPO・ボランティア等との連携に配慮する。

3 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1) 要配慮者に対する情報伝達

要配慮者への情報伝達については、防災行政無線のほか、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要支援者へ高齢者等避難等の防災情報を提供する。

また、発令された高齢者等避難等が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

町は災害対策基本法に基づき、必要な通知又は警告をするに当たっては、要支援者が避難のための立退きの指示を受けた場合に円滑に立退きを行うことができるよう配慮し、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、要支援者へ高齢者等避難等の防災情報を伝達する。

(2) 避難支援等関係者への情報伝達

町は、社会福祉施設等が要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難に係る防災情報を積極的に提供し、要支援者支援体制の確保に努める。

(3) 情報伝達手段

町での具体的な情報伝達手段は以下のとおり。

ア 防災行政無線（同報系）

イ 緊急速報メール・エリアメール

ウ 消防団・消防署・警察・役場広報車による広報（状況により戸別訪問）

エ いの町防災・行政アプリ

オ マスコミへの情報提供

カ 局地的な災害の場合、区長・自主防災会長への電話連絡

キ FAXの活用

ク 地区有線放送

4 訪日外国人旅行者等の安全確保

県、町及び施設管理者は、旅館、ホテル等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等に

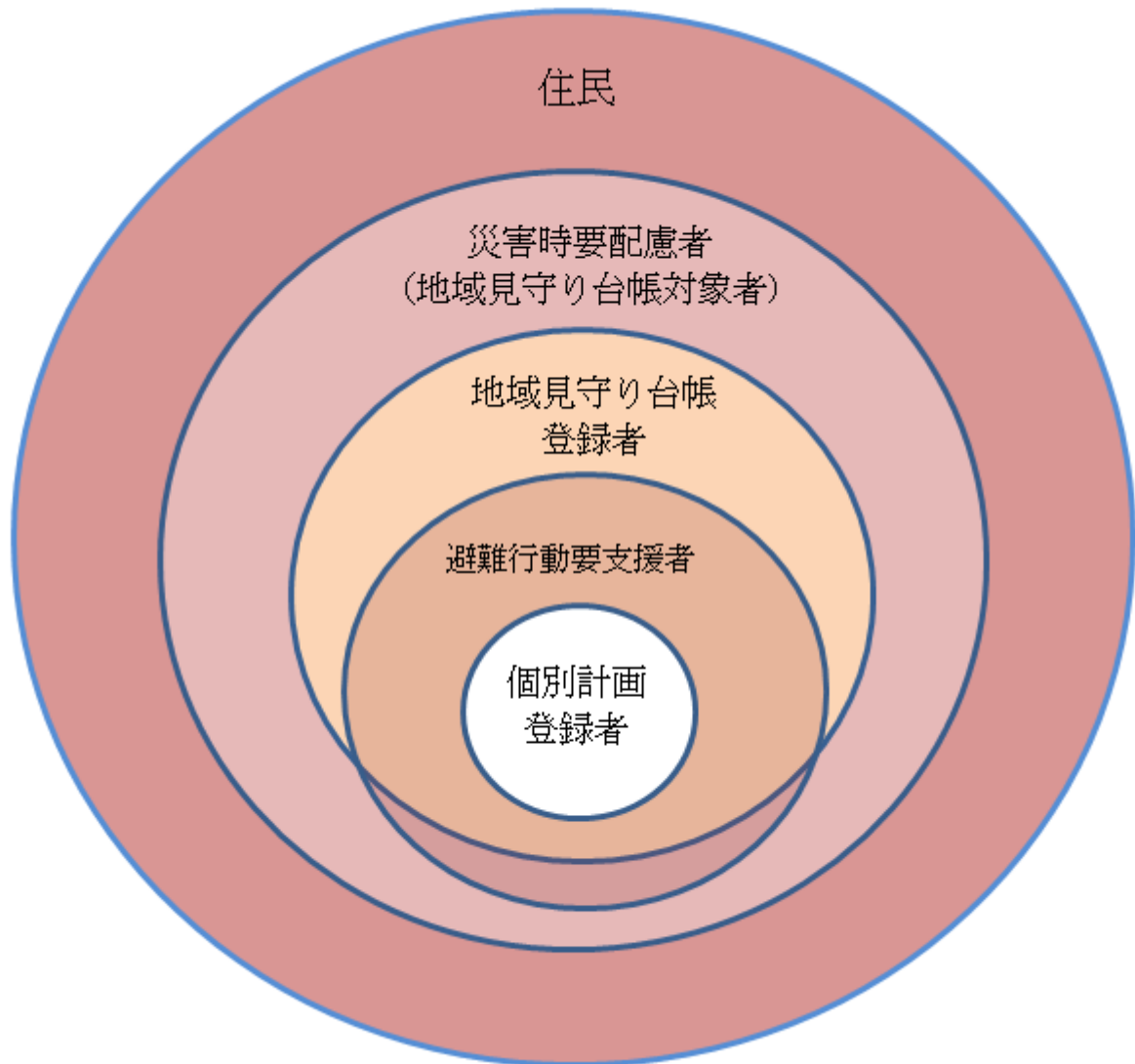
対して、防災・気象情報や避難情報等が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努める。

5 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

【要配慮者、地域見守り台帳登録者、避難行動要支援者、個別避難計画登録者の範囲図】



第6 社会福祉施設等における防災対策

1 実態把握と継続的な防災対策

- (1) 施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。
- (2) 施設管理者は、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理の上、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組むこととする。
- (3) 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、全職員が参加した防災対策に継続的

に取り組むこととする。

2 施設・設備の安全確保対策

- (1) 施設管理者は施設の耐震化及び設備の転倒防止対策に努める。
- (2) 施設管理者は、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。
 - ア 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
 - イ 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
 - ウ 垂直避難のための器具等の整備
 - エ 危険物の管理
 - オ 家具及び書棚等の転倒防止対策

3 施設入所者の避難対策

- (1) 地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。
- (2) 施設入所者の避難計画の作成
 - ア 夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。
 - イ 夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施する。
 - ウ 災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施する。
 - エ 消防機関や地域の自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。
- (3) 長期的な避難と広域連携
 - ア 入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備・備蓄する。
 - イ 広域的な避難に備え、町内及び町外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。
- (4) 介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備
 - ア 避難生活の長期化等に備え、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
 - イ 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

4 防災関係機関との連携

- (1) 要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め町との連絡体制を確立する。
- (2) 消防署は、施設の安全確保対策、避難対策について必要な指導及び助言を行う。

第7節 消防団を中心とした地域の防災体制

町及び消防本部等は、団員確保などの体制整備、教育訓練及び活動環境の整備と安全性の向上を図り、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。また、災害活動時の消防団員の安全確保に努め、施設及び資機材の充実を図るものとする。

第1 体制整備

基本団員の確保を主眼として、青年層・女性層の消防団への参加を促進し、機能別団員制度の活用など、消防団員の確保を図る。

第2 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の町民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育に努める。

第3 環境整備

1 消防団の施設・整備

消防団の施設・装備を充実し活動環境の整備に努める。

2 消防団員

被雇用者の消防団員の消防活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等に関して、事業所の理解・協力が得られるよう努める。

第4 住民に対する消防団活動の周知

町の広報誌等を活用し、消防団活動の周知を図る。

第5 自主防災組織等との連携

消防団は、地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

第8節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方やボランティア等の自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を進める。

第1 関係者相互の連携の強化

いの町災害ボランティアネットワーク会議を通じて、いの町社会福祉協議会、町、民生委員・児童委員協議会、NPO法人、日本赤十字社等、災害発生時に連携する必要のある関係者で、災害発生時の役割分担等応急対策事項に関して、定期的な協議を行う。

第2 自発的な支援を担う人材の育成

町、県、社会福祉協議会及び日本赤十字社は、ボランティアリーダーやボランティアコーディネ

ーター等、自発的な支援を担う人材の育成を行う。

第3 いの町災害ボランティアセンター

1 設置・運営団体

災害発生時、いの町社会福祉協議会は、町と協議して災害ボランティアセンターを設置し、運営はいの町社会福祉協議会を中心としてあらゆる関係機関の協力のもと行う。

2 設置時期

ボランティアによる生活復旧活動のニーズが確実に出てくると想定される「災害発生後72時間（3日）以内」の設置を目指す。

3 役割

(1) 被災地のニーズの把握やボランティアの募集

- ア 災害ボランティアセンターの広報宣伝
- イ 被災地のボランティアニーズの把握及び受付
- ウ ボランティア活動希望者の受付、登録、保険への加入あっせん
- エ 各種相談、問合せ窓口（ボランティア及び災害ボランティアセンターに関する相談、苦情等）

(2) 被災地のニーズとボランティア活動希望者のマッチング・調整

- ア ボランティア派遣調整
- イ 町災害対策本部からの要請に基づくボランティアの派遣
- ウ 活動に関するボランティアへの事前説明（活動内容、宿泊、食事等）

(3) その他

- ア 災害ボランティアセンターに必要な資源（人材、資金、情報、物品など）の確保
- イ 町災害対策本部と連絡調整
- ウ 高知県災害ボランティア活動支援本部（高知県社会福祉協議会）との連絡調整

第4 高知県災害ボランティア活動支援本部

県社協は、災害発生時には、町の災害ボランティアセンターが活動しやすい環境をつくるため、「高知県災害ボランティア活動支援本部」を設置する。

1 組織員

社会福祉協議会、日本赤十字社高知県支部、ボランティア団体の構成員等

2 活動内容

行政の災害対策本部と連携し、次の活動をする。

- (1) ボランティアの要請、受け入れ、登録
- (2) ボランティアに対するニーズの把握
- (3) ボランティアに対する情報提供
- (4) 活動の調整、指示
- (5) 活動に必要な物資の確保と配布

第5 日本赤十字社高知県支部

日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進する。

1 防災ボランティア（奉仕団）組織の育成強化

- 2 訓練の実施
- 3 ボランティアの事前登録
- 4 他団体と連携した各種防災活動への協力

第6 高知県社会福祉協議会

高知県社会福祉協議会は次の活動を支援する。

- 1 町の災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制強化の支援
- 2 県域における災害ボランティア関係団体の連携体制の構築
- 3 高知県災害ボランティア活動支援本部の設置・運営に向けた体制強化

第7 災害時に想定されるボランティアの活動内容

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児など）の介護及び看護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配布
- (6) 保健医療活動
- (7) その他の日常生活の援助活動

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第1節 趣旨

防災施設管理者、住民、町の役割を明確にして避難対策の基本的な方向を定める。

特に、要配慮者など支援を要する人の避難対策については、行動能力などに配慮した対応策を検討し、全ての住民が安全に避難できる環境を整備することが最大の減災対策として認識し、避難支援体制の充実・強化を図る。

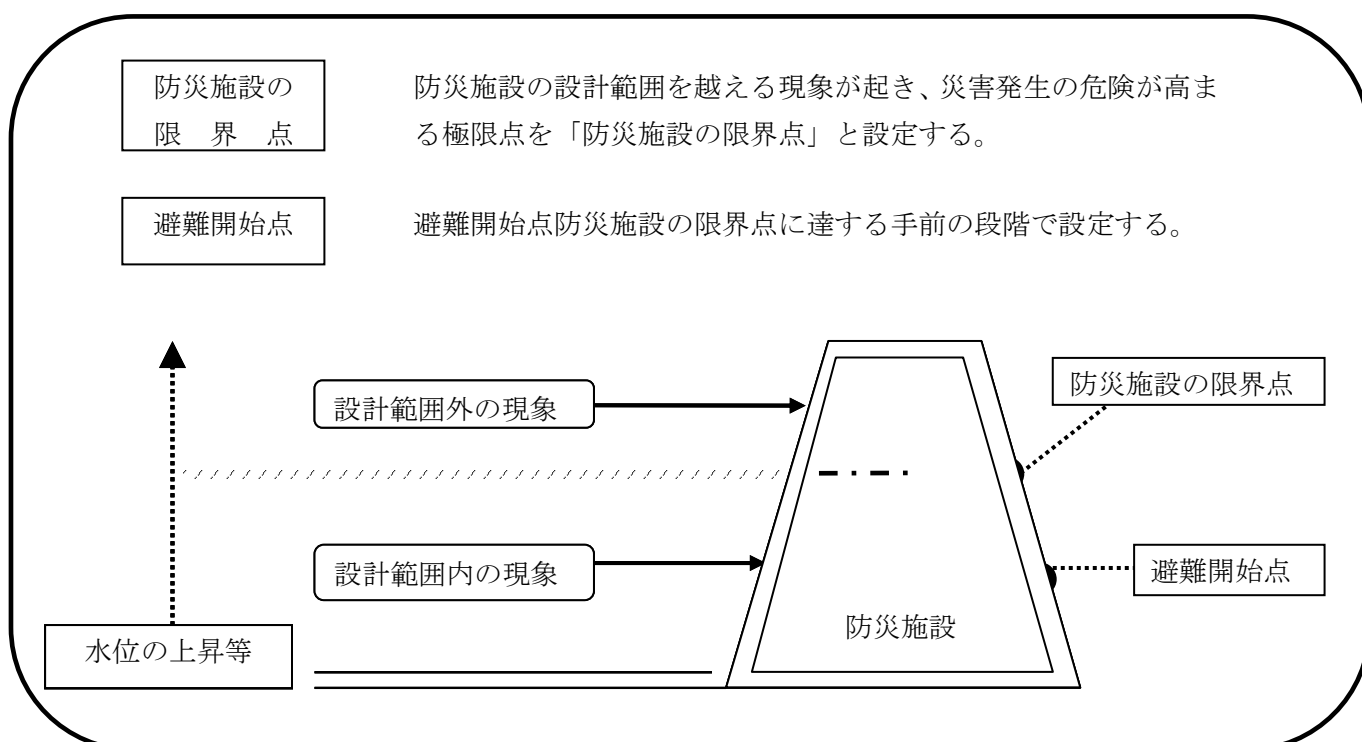
第2節 防災施設の限界と避難開始の時期

町は、災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

第1 防災施設の限界点

- 1 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定する。
- 2 防災施設の限界点の考え方

自然現象が、施設の防御能力を越えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位等）について、日常から住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるようにする。



第2 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにする。

第3 避難開始の基準

- 1 防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努める。

ため池等農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
河川堤防等	避難指示基準水位の設定
道 路	交通規制開始雨量の設定

- 2 避難情報に関する判断・伝達マニュアル

町は、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、作成した「いの町避難情報に関する判断・情報伝達マニュアル」を適宜見直し、必要に応じて改定する。

見直しに当たっては、洪水、土砂災害などの災害事象の特性を踏まえるとともに、必要に応じて地区住民の意見を参考に防災マップを作成し、地区住民への周知徹底を図る。

- 3 避難開始の時期がわかりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位などを使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

第3節 危険性の周知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示すものとする。

第1 事前の周知

- 1 施設管理者

施設管理者は、施設の限界点と避難開始点等の危険性に関する情報を、町等関係機関に提供する。

- 2 町

町は、危険性に関する情報を、対象となる地域の住民に周知する。

第2 緊急時の情報提供

- 1 住民への通知

施設管理者は、災害の発生、又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測されるときは、町等関係機関に通知する。

- 2 設備の整備

施設管理者は、直接町民に避難開始を自動的に知らせる設備や、町民が避難開始の時期を読みとれる設備等の整備を進める。

第4節 避難を可能にするサインの整備

町及び防災関係機関は、日常時と緊急時に住民に避難開始時期を知らせ、避難所へ誘導するサインの整備を推進する。

第1 日常から危険性を知らせるサイン

1 サインの種類（例示）

- (1) 標識
- (2) 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- (3) 過去の災害を伝える碑などの自然災害伝承碑や浸水位表示柱
- (4) ハザードマップなど啓発用資料
- (5) 想定最大規模降雨による想定浸水深表示板

2 サインに含めるべき内容（例示）

- (1) 危険性があることの警告
- (2) 災害に関する知識
- (3) 避難開始の時期
- (4) 被害の及ぶ範囲

第2 避難場所を知らせるサイン

1 サインの種類（例示）

- (1) 避難場所を示す標識
- (2) 避難誘導標識
- (3) 夜間に発光する誘導灯や表示板

2 サインに含めるべき内容（例示）

- (1) 避難場所の所在地・名称
- (2) 避難路

第3 避難の開始を知らせるサイン

1 サインの種類

- (1) 防災行政無線や可変道路表示板等施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- (2) 水位と連動したサイレン等避難開始を自動的に知らせる設備
- (3) 町民が避難開始時期を読みとれる水位表示板等の標識

2 サインに含めるべき内容

- (1) 避難開始時期の到来
- (2) 安全な避難の実施に必要な事項

第5節 自主的な避難

町民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組み、平時から大規模災害への対処を心がける

第1 避難方法についての話し合い

1 取り組み

町民は、自主防災組織等を通じ、次のような取り組みを進める。

- (1) 地域の災害についての正しい知識の習得
- (2) 地域の危険箇所の調査
- (3) 緊急避難場所の検討
- (4) 避難経路の検討
- (5) 要配慮者と一緒に避難する計画づくり
- (6) マイ・タイムラインの作成

2 参画

町民は、町の避難誘導計画づくりに参画する。

第2 避難開始のサインづくり

1 避難開始のサイン

(1) 自主的な避難

現在の科学技術では、土砂災害の発生などを的確に予測することは困難である。行政が科学的に避難開始時期を示すことができるケースは少ないことを踏まえ、各自が自主的な避難について日常的に意識して行動する。

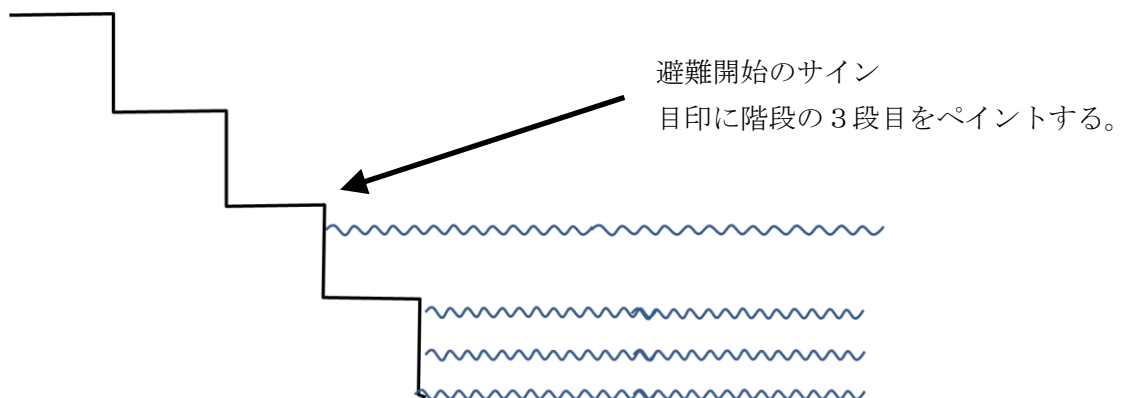
(2) 危険の察知

行政は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができる。

(3) 避難開始の目安

住民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取り組みを進める。

(例) 避難開始のサイン「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



2 避難開始の目安づくり

住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の目安づくりを進める。

(1) 災害の体験

過去に実際に起きた災害の体験等から住民同士で話し合って避難開始のサインを作る。

(2) 住民への周知

避難開始のサインは、住民に周知し共有する。

(3) 「サイン」の取り付け

災害時に確認するための「サイン」を、水路などに取り付ける。

■災害の体験など

- 1 過去の洪水の浸水位、雨量
- 2 土砂災害が起きたときの雨量
- 3 災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）
- 4 防災関係機関の助言
 - ア 河川など施設管理者の助言
 - イ 防災関係機関の調査（浸水予測など）
 - ウ 気象警報等
 - エ 土砂災害警戒情報
 - オ ハザードマップ等の広報資料

3 サインづくりの支援

町及び防災施設の管理者は、町民のサインづくりを支援する。

- (1) 避難開始の目安の設定に対する助言
- (2) 「サイン」取り付けへの協力

第6節 避難計画

町は、あらかじめ自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立に努め、大規模災害時の避難計画を予め策定する。

また、計画策定に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえ、住民個々の実情や地域状況に合わせた避難を検討する。

第1 住民との話し合い

1 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、住民に災害の特性を説明する。

（洪水、土砂災害警戒区域等、浸水予測等）

2 緊急避難場所の選定等

町は、住民の意見を反映して緊急避難場所の選定などを行う。

- (1) 緊急避難場所の選定
- (2) 避難路の設定
- (3) 住民などへの連絡方法
- (4) その他必要な事項

第2 避難計画の作成

1 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

町は、消防団員や自主防災組織等の協力を得るなどして、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

2 警戒を呼びかける広報活動

町は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準、又は条件の設定に努める。また、気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難指示等を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

3 避難情報に関する判断基準

(1) 避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し

町は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難区域、判断基準、伝達方法を明確にした「いの町避難情報に関する判断・情報伝達マニュアル」の見直しに努める。

(2) 施設管理者の助言

防災施設の管理者は、町の避難指示等の判断基準の設定に対し助言する。

(3) 避難指示の発令基準

土砂災害警戒情報など警戒レベル4相当情報が発表された場合や、土砂災害警戒区域等において次のような兆候が消防団、住民等により確認され、町に通報があった場合に、集約した情報を総合的に判断して避難指示を発令する。

ア がけ等の小石がパラパラと落ちる。

イ 山の斜面に亀裂ができる。

ウ 普段から出ている湧き水に以下のような異常が見られる。

a 急に量が増える（水量の増加）

b 急に枯れる（枯渇）

c 急に濁る（濁り）

エ 地鳴りがする。

オ その他土砂災害の兆候が見られるとき。

4 消防団による避難誘導の計画

町は、消防本部等と連携し、消防団による町民の避難誘導の計画を作成する。

5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

(1) 町の責務

町は、浸水想定区域ごとに次に掲げる事項を定め、避難に必要な事項を記載したハザードマップ等の配布などにより周知する。

ア 洪水予報の伝達方法

イ 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練の実施に関する事項

エ 要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

カ ア～オの事項について記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布

(2) 洪水予報の伝達方法

町は、浸水想定区域内において高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、適切な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

(3) 要配慮者利用施設所有者又は管理者の責務

浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設所有者又は管理者は以下の義務等を負う。

- ア 避難確保計画の作成及び町への報告（義務）
- イ 訓練の実施及び町への訓練結果の報告（義務）
- ウ 自衛水防組織の設置（努力義務）
- エ 自衛水防組織を設置した場合、構成員等の町への報告（義務）

(4) 避難確保計画への町の関与

町長は、避難確保計画が未作成で必要と認められるとき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画作成に対する必要な指示を行うことができる。また、正当な理由なくその指示に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

6 土砂災害警戒区域内における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- ・ 指定緊急避難場所・避難経路
- ・ 土砂災害に係る避難訓練の実施
- ・ 要配慮者利用施設
- ・ 救助
- ・ その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項
- ・ ハザードマップの作成及び周知
- ・ 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報および予警報については、高知地方気象台及び高知県からの連絡、高知県防災砂防課のホームページ、テレビ、消防団、防災パトロール、地域住民等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、町公式ホームページ、緊急速報メール、消防団による戸別伝達、防災パトロール、広報車等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。

（※いの町避難情報に関する判断・情報伝達マニュアルを参照）

(2) 指定緊急避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は土砂災害ハザードマップに掲載する。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。ま

た、町内会・自主防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

(4) 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール、FAX、防災行政無線等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

(5) 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救出等を実施する。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

(6) その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

避難指示が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うことなどの取り組みを行う。

(7) ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

(8) 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。

第3 消防本部等・警察署との連携

1 消防本部等

- (1) 町の避難計画作成の支援
- (2) 町の避難計画と整合のとれた消防職員の活動計画の策定

2 警察署

町の避難計画を把握し、整合のとれた支援策の検討

第4 避難訓練の実施

町は、消防機関と連携し、住民と消防団による避難訓練を実施する。その際、避難路を通り避難所及び避難場所に行くなど、避難計画で定められた道程を実地に確認する。消防と連携し町民と消防団による避難訓練を実施する。

第5 避難についての広報

町は、広報誌等により避難地情報や避難計画を周知する。

第6 すこやかセンター伊野の機能

すこやかセンター伊野は避難所として指定されているが、全町的な大規模災害が発生した場合、医療救護活動や他県などからくる支援チームの待機・打ち合わせ場所としての機能、災害ボランティアセンター等の活動拠点へと機能が移行することから、状況に応じて避難所生活に支障のある方は福祉避難所へ、支障のない方については他の避難所へ移動を依頼する。

また、町は、すこやかセンター伊野の防災計画上の上記位置づけについて周知を図ることとする。

第7節 避難体制の整備

町は、災害により避難を余儀なくされた場合において、住民が安全かつ的確に避難活動が実施できる体制の整備や、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所・避難所の整備などを進める。

また、大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合においては、円滑な広域避難が可能となるよう他の地方公共団体と広域避難における避難所としての施設の使用に関する協定を締結する等、具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めることとする。

第1 指定緊急避難場所

町が指定する、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は公共交通機関が回復するまで待機する場所を指定緊急避難場所と定義し、住民などの集合・待機場所としても位置づける。また、民間施設等を避難場所に選定する場合は、あらかじめ施設管理者に了承を得るとともに、必要に応じて利用協定の締結を行う。

1 指定緊急避難場所の選定

避難の原因に応じた避難場所を選定する。また、避難場所選定の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 避難者一人当たりの面積が、おおむね1㎡以上であること。
- (2) 昼間人口も考慮し要避難地区のすべての町民を収容できること。
- (3) 管理上、迅速に使用することが可能であること
- (4) 危険な地域を避けること。

- ア 土砂災害、浸水等が予測される地域
- イ 危険物等が備蓄されている施設の近く
- ウ 耐震性が確保されていない建物の近く等
- エ その他

2 避難路の選定

指定緊急避難場所へ通じる避難路を選定する。

主要な避難路は資料編に示すが、安全な避難場所に移動するための町域内全ての道は、避難路とする。

また、主要な避難路の選定基準は、以下のとおりとする。

- (1) 危険のないところ
 - ア 土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと。
 - イ 延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと。
 - ウ 地下に危険な埋設物がないこと。
 - エ 耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと。
- (2) 自動車の交通量になるべく少ないこと。

(3) 避難場所まで複数の道路を確保すること。

(4) 道路は相互に交差しないこと。

3 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行う。

4 広域避難場所

大規模な住宅密集地の火災により生じる幅射熱、熱気流から町民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。広域避難場所と避難路の指定基準は、以下のとおりとする。

(1) 広域避難場所

広い面積を有する場所であること以外は一時避難場所と同様

(2) 避難路

基本的に2車線で歩道を有する道路

5 サインの設置

避難誘導や避難場所のサインの設置を推進する。

(1) 避難所（場所）を示すサイン、案内板の設置

(2) 避難場所へ誘導するサインの設置

(3) 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

第2 長期的な避難

町は、一定期間の避難生活のできる避難施設を避難所として、要配慮者など医療・介護等を必要とする町民を収容する避難施設を福祉避難所としてそれぞれ指定し、避難施設の整備を行う。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

なお、避難施設の基準は、おおむね次のとおりとする。

■避難施設の指定基準

- 1 耐震構造を有するなど、安全な公共建物
- 2 給水及び給食施設を有するか、あるいは容易に設置できる施設で、トイレの利用ができること
- 3 なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できる施設
- 4 避難者一人あたりの必要面積は、おおむね **3.5 m²**に1名として換算
- 5 河川はん濫による浸水や大規模なげけ崩れなどの危険性がないこと及び付近に多量の危険物などが蓄積されていない場所

町は、上記の基準に基づき、避難所には、災害に対して安全と見込まれる公共施設や学校施設などを指定し、避難所までの経路が浸水や土砂災害の影響を受けないかを地区長や自主防災組織代表者などの意見を聴取し、検討の上、選定する。

また、町の指定する避難所は、避難施設管理者に対し、あらかじめ町長からその旨を通知し、了承を得るとともに、以下の事項について定め、必要に応じて協定をするものとする。

1 避難所の運営方法

- (1) 避難所の管理運営に関すること
- (2) 避難住民への支援に関すること

2 避難所に必要な資機材などの整備

3 要配慮者の収容を考慮した、旅館や医療機関などの借り上げによる避難所の確保

1 指定避難所

指定避難所は災害対策基本法第49条の7に基づき、災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設と位置づけ、生活に必要な飲料水や食糧、トイレなどを備え、降雨などを考慮し、原則として屋内施設とする。また、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 福祉避難所

福祉避難所は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、災害が発生した場合において相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設とする。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された社会福祉施設とし、所在や避難経路を要配慮者を含む住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合に備えて、町内の社会福祉施設を管理運営する社会福祉法人との間で、施設の一部を一時避難のために使用できる災害協定の締結を促進する。

福祉避難所の設置に当たっては、以下の点に留意する。

1 日常生活上の支援

福祉避難所には、相談などに当たる介助員などを配置し、日常生活上の支援を行う。

2 各種サービスへの配慮

福祉避難所において相談などに当たる職員は、避難者の生活状況などを把握し、介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣など、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。

3 関係機関との連絡調整

常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホームなどへの入所や病院などへの入院手続をとることができるように、施設管理者は、あらかじめ関係機関と連絡調整を図る。

4 関係部局との連携

福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短期間とすることが望ましいことから、関係部局と連携を図り、福祉仮設住宅などへの入居を図るなど、対象者の早期退所が図られるように努める。

3 在宅避難者

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場

合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

4 車中泊避難

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第3 避難所の設備及び資機材の配備

要配慮者への便宜や被災時の男女のニーズの違いなどにも配慮の上、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設に配備し、非常時に備える。また、町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

- 1 通信機材
- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 5 給水用機材
- 6 救護施設及び医療資機材
- 7 物資の集積所
- 8 仮設の小屋又はテント
- 9 防疫用資機材
- 10 工具類
- 11 非常電源
- 12 日用品
- 13 備蓄食糧及び飲料水
- 14 パーティション（簡易間仕切り）や段ボールベッド
- 15 その他乳児用粉ミルクや液体ミルク、紙おむつ、生理用品など

第4 応急仮設住宅供給体制の整備

- 1 建設可能な用地の把握
- 2 建設に要する資機材についての調達計画の作成
- 3 関係団体と連携し、供給可能量などの把握

第5 公営住宅、空家などの把握

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家などの把握に努める。

第6 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施して万全を期す。

1 学校

(1) 地域の特性等の考慮

避難場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

(2) 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合の想定

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

2 教育行政機関

義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合を想定する。避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法

3 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

4 興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画を定める。

第7 住民への避難方法、避難場所の周知

町は、住民に対して災害時に混乱を来たさないよう広報誌、案内板の設置、防災訓練、各戸へのハザードマップの配布などを通じて避難方法、避難場所の周知徹底を図る。

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 趣旨

町及び県などの防災関係機関は、町域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

第2節 災害対策本部

大規模災害時に混乱を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、町内防災に関する組織体制を定める。

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置及び解散の決定者

災害対策本部の設置及び解散は、町長が決定する。災害対策本部の長は、災害対策本部長として町長を充てる。

2 町長（本部長）の代行

町長が不在、又は連絡不能の場合には、副町長が代行し、副町長不在の場合は、総務課長が代行する。

3 災害対策本部設置の決定

町域に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。原則として、総務課危機管理室の収集した気象予警報、被害情報等に基づき、総務課長の報告のもとに、町長が状況判断をし、決定する。

なお、本部設定に至らない災害にあっては、本部に準じた体制を整え事態処理に当たる。

4 具体的な設置の基準

- (1) 台風や集中豪雨により、被害の発生がほぼ確実であるとき
- (2) 町域に暴風、大雨、洪水の特別警報が発表された場合
- (3) 町域に暴風、大雨、洪水の警報が発表され、その必要があると認められるとき
- (4) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、関係機関が協力し災害応急対策を実施する必要があるとき

(注) 地震時の設置は、地震対策編第3編災害応急対策（応急対策、動員計画）において定める。

5 災害対策本部の解散

本部長は、次の要件に該当するときは本部を解散する。

- (1) 災害が発生若しくは拡大するおそれがなくなつたと認めたとき
- (2) 災害発生後における災害応急対策が、おおむね完了したと認められるとき。

6 災害対策支部の設置及び解散

本部長は、災害対策本部が設置された場合、必要に応じて総合支所に災害対策支部を設置するものとする。また、災害対策本部が解散した時、災害対策支部も解散するものとする。

7 設置、組織、運営及び所掌事務等

- (1) 災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務

災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務は、「いの町災害対策本部条例」に基づく。

(2) 災害対策本部の設置場所

庁舎が著しく被災せず応急対策の実施場所として支障がない場合、本庁舎にいの町災害対策本部を設置する。

(3) 本部表示の掲出

本部が設置された場合は、直ちに本庁舎内に「災害対策本部」表示を掲出する。

8 現地災害対策本部

災害が発生し、災害対策本部を設置した場合において、地勢及び状況等を考慮して、本部長（町長）の判断により、必要に応じ被災地に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長その他の職員を置く。

(1) 現地災害対策本部長及び対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員又は、その他の職員のうちから本部長が指名する者を充てる。

(2) 現地災害対策本部は、現地で指揮することが適当と認められる災害対策本部の事務の一部を行うとともに、事務の所掌について必要があるときは、その範囲について、現地災害対策本部長が定める。また、組織及び運営は、災害対策本部に関する規定を準用する。

9 国、県の非常（緊急）災害対策本部との連携

国、県の非常（緊急）災害対策本部が設置された場合は、町の対策本部は、密接な連携のもとに応急対策に努める。

第2 配備基準と動員体制

災害の発生、あるいは発生が予測されるとき、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、所要の人員を確保しなければならない。本部設置前にあつては町長、設置後にあつては災害対策本部長が動員を行い、職員を配備する。

1 配備基準（水防体制）

区分	配備基準（いずれかに該当）	配備内容	動員体制
（連絡体制） 準備配備 1	1 大雨・洪水注意報、若しくは警報が発表され、準備配備 2（注意体制）に至らないと判断される場合	少数の人員により、速やかに準備配備 2 に移行できる連絡体制	・総務課危機管理室 ・吾北総合支所防災係 ・本川総合支所防災係
（注意体制） 準備配備 2	1 大雨・洪水等の注意報、若しくは警報が発表され災害の発生が予想される事態の発生まで時間的余裕のある場合 2 仁淀川、及び町内河川の増水が予想されるとき	情報連絡活動及び水防施設の巡視警戒に当たり、速やかに第 1 配備に移行できる水防体制	・総務課長、土木課長、上下水道課長 ・総務課危機管理室 ・各総合支所防災担当課 ・関係各課の職員（あらかじめ指定された職員）
（警戒体制） 第 1 配備	1 大雨・洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想され警戒を必要とする場合 2 水防指令第 1 号 3 河川水位が上昇し、警戒水位を越えるおそれがあるとき	災害対策本部を設置し状況により災害対策支部を設置した体制	・本部員各部長以上の者 ・関係各部の部員（あらかじめ指定された職員）
（嚴重警戒体制） 第 2 配備	1 災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合 2 水防指令第 2 号 3 河川水位が警戒水位を越え、なお上昇のおそれがあるとき	災害対策本部及び災害対策支部を設置した体制	・本部員各部長以上の者 ・関係各部の部員（あらかじめ指定された職員）
（非常体制） 第 3 配備	1 発生した災害について被害が拡大し、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合 2 水防指令第 3 号	災害対策本部及び災害対策支部を設置した体制	・本部員各部長以上の者 ・関係各部の部員（あらかじめ指定された職員）
（緊急非常体制） 第 4 配備	1 町全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 2 水防指令第 4 号又は第 5 号	災害対策本部及び災害対策支部を設置した体制	・各部・班の全員（全職員）
解除	1 災害の危険が解消したとき 2 水位が危険以下となったとき 3 県水防警報が解除されたとき 4 避難指示等が解除されたとき	災害対策本部解散後も必要に応じ、水防体制等をとる。	

※消防団（水防団）については、地域性を考慮し適宜招集することとする。

2 配備区分（地震体制）

区分	配備基準（いずれかに該当）	配備内容	動員体制
(注意体制) 準備配備	1 町内で震度3の地震を観測した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 3 これに準ずると町長が判断した場合	・災害情報の収集及び伝達活動を行うと共に、速やかに第1配備に移行できる注意体制	・総務課危機管理室 ・吾北総合支所防災係 ・本川総合支所防災係
	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	・情報連絡活動を行うと共に、速やかに第1配備に移行できる注意体制	・総務課長及び総務課危機管理室 ・各総合支所防災担当課 ・関係各課の職員（あらかじめ指定された職員）
(厳重警戒体制) 第1配備	1 町内で震度4の地震を観測した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 3 これに準ずると町長が判断した場合	・災害対策本部及び災害対策支部の設置 ・情報連絡活動及び災害に対する警戒体制をとると共に、災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2配備に移行できる体制とする。	・災害対策本部、支部における部長以上の者 ・関係各部の部員（あらかじめ指定された職員） ・消防団本部
(緊急非常体制) 第2配備	1 町内で震度5弱以上の地震を観測した場合 2 これに準ずると町長が判断したとき	・自動的災害対策本部及び支部設置 ・直ちに全活動を行うことができる体制とする。	・各部・班の全員（全職員） ・消防団全団員

3 動員体制

各課室は次の手順により動員計画を作成する。

- (1) 配備体制ごとに必要な実施事項を整理する。
- (2) 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員数を決定する。
- (3) 動員計画を策定し、該当職員に職務分掌を周知する。

第3 配備要員の初動の確保

1 平常執務時の動員

動員が発令された場合、総務部長（総務課長）は本部長（町長）の指示を受け、関係部長（課長等）と協議を行い、配備区分に従い配備体制をとる。待機職員の範囲、人員等は、あらためて必要な調整を行う。

動員命令は庁内放送等により、速やかにその旨を周知する。

2 休日又は退庁後の動員

宿直は、次に掲げる情報若しくは事態を察知したときは、町長、副町長、総務課長又は総務課危機管理室に連絡を行う。

各課長は、次に掲げる状況にあったとき、各課職員の招集を行い、必要な配備区分の体制に支障を来さぬように努める。

- (1) 災害の発生に関する情報が関係機関から通報され、又は自ら察知し避難指示等の緊急措置を実施する必要がある。
- (2) 災害が現に発生し、応急対策を講ずる必要があるとき。
- (3) 災害発生のおそれがある異常現象について通報があったとき。

3 休日又は退庁後に参集できない場合

休日又は退庁後の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等により所属勤務先などあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。他の状況により不可能なときは、最寄りの防災機関（本庁、各総合支所、すこやかセンター伊野。いずれにも不可能なときはいの町内の最寄りの避難所）に参集し、所属長と連絡をとり、指示に従って防災活動に従事する。

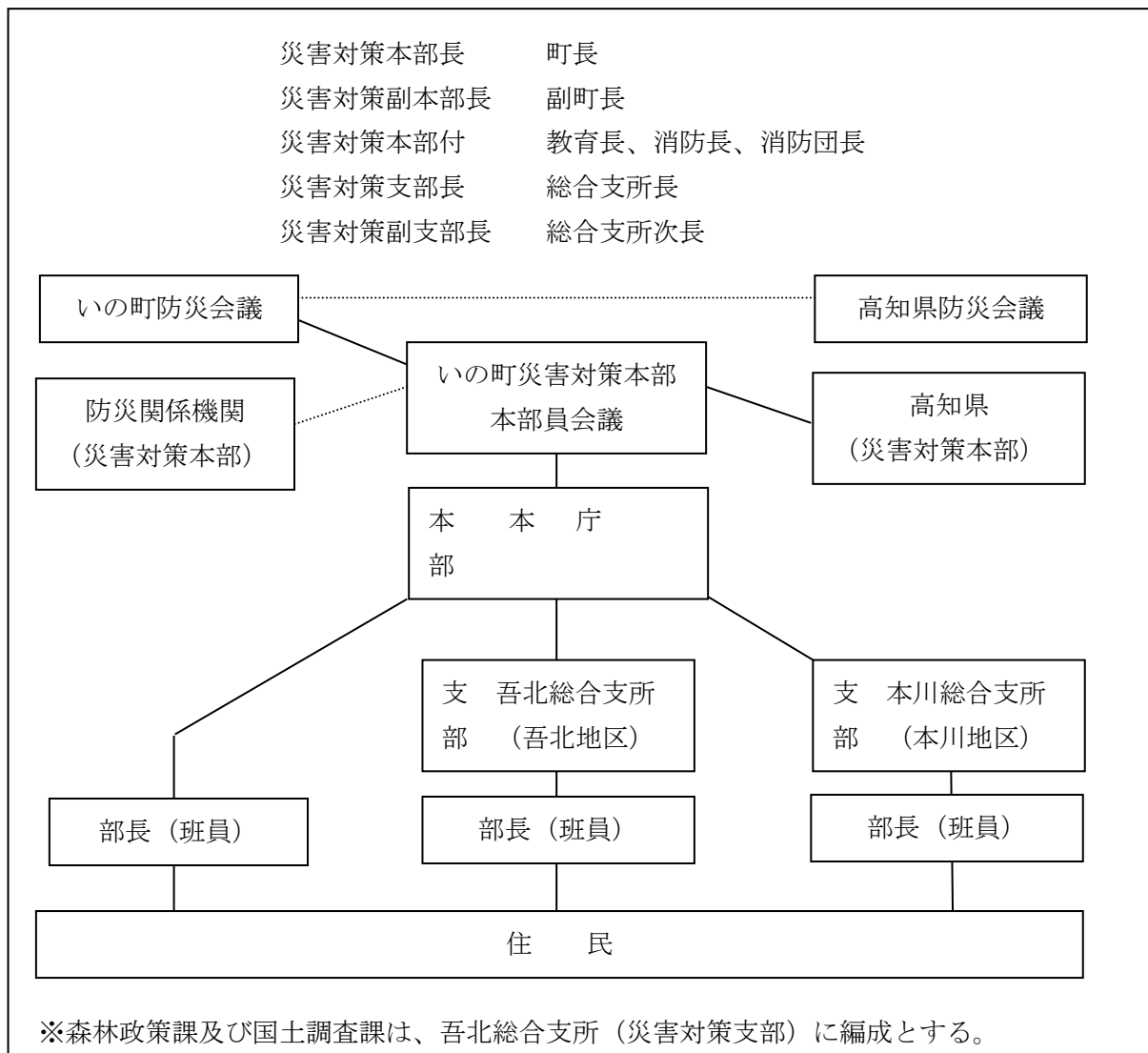
4 職員の心構え

- (1) 職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制、基準及び事故の責務を十分習熟しておかなければならない。
- (2) 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ・テレビを聴視し所属の連絡責任者、総務課危機管理室への電話照会等の方法によるほか、自らが災害の状況、河川水位、雨量、台風の進路状況等に十分留意するよう努めなければならない。
- (3) 職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは、配備命令がない場合であっても、状況によっては自らの判断で速やかに各部署に参集し防災活動に当たるものとする。

第4 災害時組織図

1 災害対策本部及び支部

災害対策本部及び支部の構成は下表のとおりとする。



2 災害対策本部組織

本部の組織は、本来の行政組織を主体に機能別に部・班に編成する。本部長は町長、本部長の職務代理者（副本部長）は副町長が遂行する。

本部長不在の場合は、副町長が本部長に、町長・副町長不在の場合は、総務課長が本部長職に当たる。

(1) 本部員会議

応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため本部員会議を設置する。

本部員会議の構成員は各部の部長が当たる。

(2) 部長

部長は部の中核となり、本部長の指令その他連絡事項を所属の部、班に伝達するとともに、各

部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報を取りまとめて、本部員として災害対策本部に連絡することを任務とする。部長は主に課長級職員が当たる。

(3) 副部長

副部長は部長を補佐し、不在の時は部長の任務を代行する。副部長は課長級又は課長補佐級職員が当たる。

(4) 班長

班長は班の中核となり、部長の指令その他連絡事項を所属の班員に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報を取りまとめて、所属の部長に連絡することを任務とする。班長は係長級職員が当たる。

3 災害対策支部組織

支部の組織は、本来の行政組織を基本に機能別に部・班に編成する。

支部長は総合支所長、支部長の職務代理者（副支部長）は支所次長が遂行する。

4 各部の分類

災害対策本部設置後の職員は下表に従い、災害対策業務に当たるものとする。

種別	部名	部長	副部長	班長	班員
本部	総務部	総務課長	総合政策課長 管財契約課長 議会事務局長 危機管理室長 課長補佐級職員	係長級職員	総務課員、議会事務局員、管財契約課員、総合政策課員
	土木部	土木課長	課長補佐級職員	係長級職員	土木課員
	ほけん福祉部	ほけん福祉課長	偕楽荘所長 課長補佐級職員	係長級職員	ほけん福祉課員 偕楽荘職員
	町民部	町民課長	債権管理課長 課長補佐級職員	係長級職員	町民課員 債権管理課員
	出納部	会計管理者	課長補佐級職員	係長級職員	出納室職員
	産業部	産業経済課長	紙の博物館長 課長補佐級職員	係長級職員	産業経済課員、紙の博物館職員、土佐和紙工芸村職員
	環境部	環境課長	課長補佐級職員	係長級職員	環境課員
	上下水道部	上下水道課長	課長補佐級職員	係長級職員	上下水道課員
	教育部	教育委員会教育次長	課長補佐級職員	係長級職員	教育委員会事務局員、給食センター職員、保育所職員、幼稚園職員、認定こども園職員、図書館職員
吾北支部	病院部	仁淀病院院長	仁淀病院事務長	係長級職員 看護師長	仁淀病院職員
	総務部	住民福祉課長	国土調査課長 課長補佐級職員	係長級職員	住民福祉課員、国土調査課員
	産業建設部	建設課長	産業課長 森林政策課長 課長補佐級職員	係長級職員	建設課員、産業課員、森林政策課員
本川支部	教育部	教育事務所長	課長補佐級職員	係長級職員	教育事務所員、給食センター職員、認定こども園職員
	総務部	住民福祉課長	課長補佐級職員	係長級職員	住民福祉課員
	産業建設部	産業建設課長	課長補佐級職員	係長級職員	産業建設課員
消防団	消防部	消防団長 (吾北・本川については各方面隊長)	副団長	分団長	消防団員

ア 各部の職員は任務の繁閑に応じ、随時各部の任務等を応援するものとする。

イ 本表に定めのない事項等で必要があるものについては、本部長がその都度定めるものとする。

ウ 消防団は、団本部及び伊野方面隊は災害対策本部付、吾北方面隊は吾北支部付、本川方面隊は本川支部付とする。

5 各部の分掌事務

災害対策本部及び災害対策支部は、次の分掌事務により災害対策の実施に当たる。

(1) 災害対策本部（本庁）

部（部長）	部 員	担当事務
総務部 （総務課長）	総務課員 議世事務局員 管財契約課員 総合政策課員	（危機管理班） 1 災害対策本部全般に関すること 2 災害対策支部との連絡調整に関すること 3 各部・班に対する指令及び県等防災関係機関との連絡調整及び 応援要請に関すること 4 自衛隊の災害派遣要請、連絡に関すること 5 災害の予報警報、情報の収集分析に関すること 6 公安対策及び警察との連絡に関すること 7 消防団との連絡に関すること 8 防災行政無線等情報伝達に関すること 9 被災状況の把握に関すること 10 被災者の安否情報に関すること 11 被災者台帳に関すること 12 その他災害対策全般に関すること （総務班） 1 職員の動員及び配備に関すること 2 職員の給食体制に関すること 3 応援職員等の受援調整に関すること 4 緊急資材、用品の調達及び貸借に関すること 5 避難所の開設・閉鎖に関すること 6 避難所の運営に関すること （財政班） 1 災害の予算編成に関すること 2 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関すること 3 災害復旧活動の計画推進に関すること （企画班） 1 庁内外の広報及び報道機関との連絡に関すること 2 通信の確保に関すること 3 炊き出し、その他食糧品の配給に関すること 4 災害記録の収集・整理に関すること （管財班） 1 庁内警備及び電気設備の確保に関すること 2 車両などの調整に関すること

		3 救援物資等の調達・配分に関する事 4 公営住宅の建設に関する事
土木部 (土木課長)	土木課員	1 災害対策用資材の確保及び輸送に関する事 2 公共土木施設などの被害調査に関する事 3 公共土木施設などの災害対策に関する事 4 農林業土木施設などの被害調査に関する事 5 農林業土木施設などの災害対策に関する事 6 災害対策のための建設業者への連絡調整に関する事 7 障害物除去など交通不通箇所の対策に関する事 8 土砂災害などの危険箇所の監視と状況把握に関する事 9 樋門の開閉等排水対策に関する事 10 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関する事 11 災害(水害)の記録に関する事 12 被災建築物の応急危険度判定実施本部設置に関する事 13 被災宅地の危険度判定実施本部設置に関する事 14 震災復興都市計画に関する事
ほけん福祉部 (ほけん福祉課長)	ほけん福祉課員 偕楽荘職員	(医療保健班) 1 医療救護所の設置・運営 2 医療施設の災害対策に関する事 3 医師会、医療機関等との連絡調整に関する事 4 県保健医療調整中央西支部との連絡調整に関する事 5 医薬品の確保に関する事 6 防疫等、保健衛生活動に関する事 7 衛生資材の確保に関する事 (福祉班) 1 災害救助費の申請に関する事 2 被災者生活再建支援金の支給に関する事 3 要配慮者、避難行動要支援者に関する事 4 福祉避難所の開設運営に関する事 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 6 災害ボランティアセンターに関する事 (偕楽荘班) 1 偕楽荘入所者対策に関する事 2 福祉避難所(偕楽荘)の開設運営に関する事
町民部 (町民課長)	町民課員 債権管理課員	1 被災世帯の被害調査(住家被害認定調査)に関する事 2 罹災証明書の発行に関する事 3 罹災者に対する税金等の減免等に関する事 4 出張所の被害調査・災害対策に関する事

出納部 (会計管理者)	出納室員	1 災害関係経費の収支に関する事 2 義援金受け入れ口座の開設に関する事 3 義援金の受領に関する事 4 義援金の配分に関する事
産業部 (産業経済課長)	産業経済課員 紙の博物館職員 土佐和紙工芸村職員	1 農林業・商工業関係の被害調査、応急対策に関する事 2 農林業・商工業関係に係る罹災証明に関する事 3 農協及び林業事業体との連絡調整、協力要請に関する事 4 商工会との連絡調整、協力要請に関する事 5 被災農林業者の応急金融に関する事 6 紙の博物館、土佐和紙工芸村の被害調査・災害対策に関する事 7 観光施設の被害調査・応急対策に関する事
環境部 (環境課長)	環境課員	1 災害廃棄物、し尿などの非常処理に関する事 2 被災地域の防疫に関する事 3 遺体の埋火葬に関する事 4 遺体の検視所及び遺体安置所の開設・運営に関する事 5 被害を受けた家庭動物の保護及び管理に関する事 6 公費解体に関する事
上下水道部 (上下水道課長)	上下水道課員	1 上下水道施設の保全及び応急復旧に関する事 2 上下水道施設の被害状況の調査に関する事 3 工事指定業者との連絡調整に関する事 4 上下水道応急復旧資材の調達確保に関する事 5 上下水道復旧見込みの広報に関する事 6 被災者に対する飲料水の供給に関する事
教育部 (教育委員会教育次長)	教育委員会事務局員、給食センター職員、保育所職員、幼稚園職員、認定こども園職員、図書館職員	1 関係施設及び設備の被害調査・災害対策に関する事 2 児童・生徒の安全確保及び応急教育対策に関する事 3 園児の安全確保に関する事 4 災害対策のための教員確保に関する事 5 罹災児童、生徒に対する学用品などの供給、あつせんに関する事 6 避難所の供与及び管理に関する事 7 教育関係団体との連絡調整に関する事 8 教育文化施設の被害調査及び災害対策に関する事 9 重要文化財の保護及び災害対策に関する事
病院部 (仁淀病院院長)	仁淀病院職員	1 医療救護所との連携に関する事 2 医療救護病院の開設・運営に関する事 3 災害拠点病院の開設・運営に関する事 4 県保健医療調整中央西支部との連携に関する事 5 DMA Tの受け入れ・調整に関する事 6 医療ニーズの総合調整に関する事

消防部 (団本部、伊野方面隊)	消防団員	1 水防・消防活動に関すること 2 河川・堤防等水防重要箇所の巡視警戒に関すること 3 避難誘導に関すること 4 人命救助に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること 6 遺体の捜索、収容及び運搬に関すること 7 情報の収集・伝達に関すること 8 社会秩序維持のための警戒活動に関すること 9 避難所の支援に関すること 10 その他災害予防に関すること
--------------------	------	--

ア 各部の任務はこの表のとおりであるが、任務の繁閑に応じ、随時各部の任務等を応援するものとする。

イ 各部においては、所属長を部長とし、直近下位の職にある者を副部長とする（ただし議会事務局長、管財契約課長、債権管理課長は総務部副部長とし、債権管理課長は町民部副部長とし、紙の博物館館長は産業部副部長とし、偕楽荘所長はほけん福祉部副部長とする）。

ウ 本表に定めのない事項等で必要があるものについては、本部長がその都度定めるものとする。

(2) 吾北災害対策支部（吾北総合支所）

部（部長）	部 員	担当事務
総務部 (住民福祉課長)	住民福祉課員 国土調査課員	(総務班) 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 災害対策支部全般に関すること 3 支部職員の動員及び配備に関すること 4 各部・班に対する指令及び関係機関との連絡調整に関すること 5 災害情報の収集分析に関すること 6 消防団吾北方面隊との連絡調整に関すること 7 職員の給食体制に関すること 8 緊急資材、用品の調達及び貸借に関すること 9 炊き出し、その他食糧品の配給に関すること 10 防災行政無線等情報伝達に関すること 11 被災状況の把握に関すること 12 避難所の開設・閉鎖に関すること 13 避難所の運営に関すること 14 庁内警備及び通信、電気設備の確保に関すること 15 災害記録に関すること 16 その他支部に係る災害対策全般に関すること (ほけん福祉班) 1 医療救護所の設置・運営 2 医療施設の災害対策に関すること 3 医療機関等との連絡調整に関すること

総務部 (住民福祉課長)	住民福祉課員 国土調査課員	4 防疫等保健衛生に関すること 5 要配慮者、避難行動要支援者に関すること 6 福祉避難所の開設運営に関すること 7 社会福祉協議会支部との連絡調整に関すること 8 被災世帯の被害調査(住家被害認定調査)に関すること 9 罹災証明書の発行に関すること 10 災害廃棄物、し尿などの非常処理に関すること 11 被災地域の防疫に関すること 12 被害を受けた家庭動物の保護及び管理に関すること
産業建設部 (建設課長)	建設課員 産業課員 森林政策課員	1 災害対策用資材の確保及び輸送に関すること 2 公共土木施設などの被害調査に関すること 3 公共土木施設などの災害対策に関すること 4 農林業土木施設などの被害調査に関すること 5 農林業土木施設などの災害対策に関すること 6 災害対策のための建設業者への連絡調整に関すること 7 障害物除去など交通不通箇所の対策に関すること 8 土砂災害などの危険箇所の監視と状況把握に関すること 9 災害現場の記録に関すること 10 水道施設の保全及び応急復旧に関すること 11 水道施設の被害状況の調査に関すること 12 工事指定業者との連絡調整に関すること 13 水道応急復旧資材の調達確保に関すること 14 水道復旧見込みの広報に関すること 15 被災者に対する飲料水の供給に関すること 16 農林業・商工業関係の被害調査、応急対策に関すること 17 農林業・商工業関係に係る罹災証明に関すること 18 農協及び林業事業体との連絡調整、協力要請に関すること 19 被災農林業・商工業者の応急金融に関すること 20 633 美の里、吾北育苗研修センター、吾北山村開発センターの被害調査・災害対策に関すること 21 観光施設の被害調査・応急対策に関すること
教育部 (教育事務所長)	教育事務所員、 給食センター職員、認定こども園職員	1 関係施設及び設備の被害調査・災害対策に関すること 2 児童・生徒の安全確保及び応急教育対策に関すること 3 園児の安全確保に関すること 4 災害対策のための教員確保に関すること 5 罹災児童、生徒に対する学用品などの供給、あっせんに関すること 6 避難所の供与及び管理に関すること 7 教育文化施設の被害調査及び災害対策に関すること 8 重要文化財の保護及び災害対策に関すること

消防部 (吾北方面隊)	消防団員	1 水防・消防活動に関すること 2 土砂災害警戒区域等の巡視警戒に関すること 3 避難誘導に関すること 4 人命救助に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること 6 遺体の捜索、収容及び運搬に関すること 7 情報の収集・伝達に関すること 8 社会秩序維持のための警戒活動に関すること 9 避難所の支援に関すること 10 その他災害予防に関すること
----------------	------	---

ア 各部の任務はこの表のとおりであるが、任務の繁閑に応じ、随時各部の任務等を応援するものとする。

イ 各部においては、所属長を部長とし、直近下位の職にある者を副部長とする（ただし国土調査課長は、総務部副部長とし、産業課長、森林政策課長は、産業建設部副部長とする）。

ウ 本表に定めのない事項等で必要があるものについては、本部長又は支部長がその都度定めるものとする。

(3) 本川災害対策支部（本川総合支所）

部（部長）	部 員	担当事務
総務部 (住民福祉課長)	住民福祉課員	(総務班) 1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 災害対策支部全般に関すること 3 支部職員の動員及び配備に関すること 4 各部・班に対する指令及び関係機関との連絡調整に関すること 5 災害情報の収集分析に関すること 6 消防団本川方面隊との連絡調整に関すること 7 職員の給食体制に関すること 8 緊急資材、用品の調達及び貸借に関すること 9 炊き出し、その他食糧品の配給に関すること 10 防災行政無線等情報伝達に関すること 11 被災状況の把握に関すること 12 避難所の開設・閉鎖に関すること 13 避難所の運営に関すること 14 庁内警備及び通信、電気設備の確保に関すること 15 災害記録に関すること 16 その他支部に係る災害対策全般に関すること (ほけん福祉班) 1 医療救護所の設置・運営 2 医療施設の災害対策に関すること 3 医療機関等との連絡調整に関すること

総務部 (住民福祉課長)	住民福祉課員	4 防疫等保健衛生に関すること 5 要配慮者、避難行動要支援者に関すること 6 福祉避難所(本川保健福祉センター)の開設運営に関すること 7 社会福祉協議会支部との連絡調整に関すること 8 被災世帯の被害調査(住家被害認定調査)に関すること 9 罹災証明書の発行に関すること 10 災害廃棄物、し尿などの非常処理に関すること 11 被災地域の防疫に関すること 12 朝霧荘入所者対策 13 被害を受けた家庭動物の保護及び管理に関すること
産業建設部 (産業建設課長)	産業建設課員	1 災害対策用資材の確保及び輸送に関すること 2 公共土木施設などの被害調査に関すること 3 公共土木施設などの災害対策に関すること 4 農林業土木施設などの被害調査に関すること 5 農林業土木施設などの災害対策に関すること 6 災害対策のための建設業者への連絡調整に関すること 7 障害物除去など交通不通箇所の対策に関すること 8 土砂災害などの危険箇所の監視と状況把握に関すること 9 災害現場の記録に関すること 10 水道施設の保全及び応急復旧に関すること 11 水道施設の被害状況の調査に関すること 12 工事指定業者との連絡調整に関すること 13 水道応急復旧資材の調達確保に関すること 14 水道復旧見込みの広報に関すること 15 被災者に対する飲料水の供給に関すること 16 農林業・商工業関係の被害調査、応急対策に関すること 17 農林業・商工業関係に係る罹災証明に関すること 18 農協及び林業事業体との連絡調整、協力要請に関すること 19 被災農林業・商工業者の応急金融に関すること 20 山荘しらさ、木の根ふれあいの森、木の香温泉の被害調査・災害対策に関すること 21 観光施設の被害調査・応急対策に関すること
教育部 (教育事務所長)	教育事務所員 保育所職員	1 関係施設及び設備の被害調査・災害対策に関すること 2 児童・生徒の安全確保及び応急教育対策に関すること 3 園児の安全確保に関すること 4 災害対策のための教員確保に関すること 5 罹災児童、生徒に対する学用品などの供給、あっせんに関すること 6 避難所の供与及び管理に関すること 7 教育文化施設の被害調査及び災害対策に関すること 8 重要文化財の保護及び災害対策に関すること

消防部 (本川方面隊)	消防団員	1 水防・消防活動に関すること 2 土砂災害警戒区域等の巡視警戒に関すること 3 避難誘導に関すること 4 人命救助に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること 6 遺体の捜索、収容及び運搬に関すること 7 情報の収集・伝達に関すること 8 社会秩序維持のための警戒活動に関すること 9 避難所の支援に関すること 10 その他災害予防に関すること
----------------	------	---

ア 各部の任務はこの表のとおりであるが、任務の繁閑に応じ、随時各部の任務等を応援するものとする。

イ 本表に定めのない事項等で必要があるものについては、本部長又は支部長がその都度定めるものとする。

6 町及び防災組織の体制整備

(1) 町の体制

町域における総合的な防災対策を推進するため、防災にかかる組織体制の整備・充実を図る。また、災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

(2) 防災関係機関

相互の防災関係機関の間において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努める。災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

7 災害対応等における感染症対策の徹底

感染予防の観点から、平時においては時差出勤等の取り組みを推進するとともに、災害時の応急体制の整備においても感染症対策を徹底する。

また、災害対策本部及び災害対策支部や近接した執務スペースにおいて災害対応に従事する職員等に対する感染症対策を徹底するとともに、災害が発生し、避難所を開設する際の避難所における感染症対策の徹底を図る。

第3節 情報の収集・伝達体制

気象・水防等に関する予・警報、観測情報及び災害情報は、災害応急対策に万全を図る上で非常に重要であるので、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。また、町民への情報提供を行う。

第1 気象等の予測・観測体制の整備

気象や水位等の観測体制・施設の充実強化に努め、予測技術の高度化を図る。

第2 連絡体制の整備

1 連絡体制の明確化

防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。

2 窓口の一本化（ワンボイス）

防災関係機関は、正しい情報を迅速に提供するため、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化する。

3 夜間・休日の体制

夜間、休日においても対応できる体制を整備する。

第3 町の体制整備

1 無線の整備

- (1) 同報系防災行政無線
- (2) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）
- (3) 移動系防災行政無線
- (4) 消防デジタル無線（消防署及び消防団）
- (5) 高知県防災行政無線
- (6) トランシーバー

2 その他

- (1) 緊急速報メール・エリアメール
- (2) 消防団、消防署、警察及び町による車両広報
- (3) いの町防災・行政アプリ
- (4) I P通信網
- (5) Lアラート（災害情報共有システム）
- (6) マスコミへの報道依頼
- (7) S N S の活用
- (8) 各集落で保有している有線放送設備での放送
- (9) 上記のほかに可能な限り多様な情報伝達手段を活用する。

第4 通信の確保

1 通信手段の防災対策

災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進する。

- (1) 耐震性の強化
- (2) 停電対策
- (3) 情報通信施設の危険分散
- (4) 通信路の多ルート化
- (5) 無線を活用したバックアップ対策

2 非常通信の確保

高知県非常通信協議会と連携のうえ、訓練等を通じて実効性の確保に努めることとし、次の対策を推進する。

- (1) 非常通信体制の整備

(2) 有線・無線通信システムの一体的運用

3 通信手段の運用・管理及び整備の留意点

(1) ネットワークの整備等

ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充

イ 相互接続等によるネットワーク間の連携

(2) 災害に強い伝送路の構築

伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化（有線、無線）

(3) 無線設備の定期的な総点検

(4) 防災関係機関の連携した実践的通信訓練

ア 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟

イ 通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保

(5) 移動通信系の通信輻輳時の混信対策

(6) 災害に有効な通信手段

ア 携帯電話、自動車電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備

イ NTTの災害時優先電話の活用

ウ 特設公衆電話の事前設置

第5 住民への情報提供

1 インターネット・SNS

ホームページやSNSの活用等多様な広報手段の整備を図る。

2 放送事業者

放送事業者による被災者等への情報伝達

(1) 災害時における放送要請について体制を整備する。

(2) 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理する。

3 問い合わせ対策

住民からの問い合わせ等に対する広報体制を整備する。

第6 被災者への情報提供

1 要配慮者、災害により孤立化するおそれのある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制整備を図る。

2 居住地以外の市町村に避難した被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組み整備を図る。

第4節 防災担当者等の人材育成

災害対応力を向上させるため、職員への防災研修・訓練を実施する。

第1 職員に対する防災研修

1 研修の内容

- (1) 町地域防災計画、各機関の防災業務計画等
- (2) 各種マニュアルの周知・見直し
- (3) 非常参集の方法確認
- (4) 気象、災害想定その他災害の特性についての知識
- (5) 過去の災害の事例
- (6) その他必要事項

2 実施方法

- (1) 研修会（学習会、講演会）
- (2) その他必要と思われる方法

第2 職員を対象とした防災訓練

1 訓練の内容

- (1) 応急対策を立案するための図上訓練
- (2) 救急救命等必要な実技訓練
- (3) その他必要と思われる訓練

2 実施方法

講習会、演習等

第5節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど、実状に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練などを支援する。

第1 現場訓練実施に当たっての留意事項

1 訓練種目の選定

町は、地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。

2 応急対策計画の検証

訓練は、可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

3 要配慮者の想定

訓練では、要配慮者を想定し、コミュニティ及び自主防災組織が中心となって要配慮者に対し配慮するように努める。

第2 訓練の種類

1 総合防災訓練

町及び県は、自衛隊等防災関係機関、民間企業、自主防災組織、地域住民、NPO・ボランティア等と連携して総合防災訓練を実施する。

2 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて

消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

3 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

4 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施する。

5 広域応援協定等に基づく合同防災訓練

広域応援協定等に基づき近隣の市町村と合同で防災訓練を実施し、広域応援要請に伴う連絡体制等の検証に努める。

6 図上訓練

(1) 組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行う。

(2) 応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

7 自主防災組織等の町民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する避難訓練等の各種訓練を支援する。

第3 訓練の評価

訓練終了後は、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努める。

第4 防災訓練の際の交通規制

防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、県公安委員会は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第6節 防災関係機関等の連携体制

町及び県などの防災関係機関は、広域的な応援及び受援、自衛隊との連携及び民間事業者との連携体制の整備を図る。

第1 広域応援体制、受援体制の整備

1 緊急消防援助隊の充実強化

町及び県は、「緊急消防援助隊」を充実強化するとともに、実践的な訓練などを通じて、人命救助活動などの支援体制及び受け入れ体制の整備を図る。

2 「高知県内市町村相互応援協定」に示す体制整備の推進

3 連携強化

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結するなど、平時から連携強化に努める。

4 町は、防災関係機関等から支援を受けることを想定し、以下の事項に留意して必要な受援計画等の整備に努める。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

- (1) 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定。
- (2) 応援職員等の執務スペースの確保。(感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する)

第2 町・県と自衛隊の連携

1 連携体制の強化

町、県及び自衛隊は、各種計画の調整を図り、協力関係について定めるなど、連携体制の強化を図る。

2 連携の内容

- (1) 適切な役割分担
- (2) 相互の情報連絡体制の充実
- (3) 共同の防災訓練の実施

第3 町・県と民間事業者の連携

- 1 町・県は、民間事業者等と協定を締結するなどし、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど連携強化に努める。また、委託可能な災害対策に係る業務（支援物資の輸送等）については、協力体制を構築のうえ、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- 2 燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大など配慮するよう努める。
- 3 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- 4 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保、育成に取り組む。

第7節 防災中枢機能の確保、充実

町は、防災中枢機能の確保・充実を図るとともに、施設、設備の停電時の利用を可能にする。

第1 防災中枢機能の確保、充実

- 1 施設、設備の整備及び安全性の確保
- 2 総合防災機能を有する防災拠点施設の整備
- 3 適切な備蓄及び調達体制

第2 停電時の利用

災害応急対策に係る機関（すべての防災関係機関、救急医療を担う医療機関）は、保有する施設、設備について自家発電施設などの整備を図り、停電時でも利用可能にする。その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油・重油・ガソリン・LPガスなど）の備蓄に努める。

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 趣旨

町及び防災関係機関は、災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備などの整備などを図るとともに、訓練を実施することにより対策の実効性を検証する。

第2節 消火・救助・救急対策

消防本部等、町、県及び警察は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

第1 消防施設などの充実

町及び消防本部等は、「消防力の整備指針」（平成17年6月13日消防庁告示第9号）に基づいて消防本部を設置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し、消防力の充実に努める。

また、長期使用及び老朽化のため、その機能が低下した消防防災施設設備類については、順次更新と整備を図る。

第2 消防水利の確保

1 消火栓

町は、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

2 消防水利の多様化

町は、河川、ため池、農業用水路などの自然水利の活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

第3 消防団の活性化

町は、消防団の活性化を図る。

（詳細は、本編第2章第7節「消防団を中心とした地域の防災体制」参照）

第3節 災害時医療対策

町は、「いの町災害時医療救護計画」及び「高知県災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会や防災訓練の実施、資機材の整備などを進める。また、関係機関においては、各自の定めるところにより実施する。

第1 災害時医療救護体制の整備

大規模災害時に、「いの町災害時医療救護計画」を実効あるものにするため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとする。

■災害時医療救護体制とは

災害により医療機関が被災し多数の負傷者が発生した場合等、医療を受けることができなくなった負傷者に対し、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするものである。

●市町村

- ・直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。
- ・医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。
- ・救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

●県

- ・市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行う。
- ・保健医療調整本部、保健医療調整支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行う。
- ・災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配を行う。
- ・医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、市町村の医療救護活動の支援を行う。

第2 推進事項

1 救護計画の見直し

町は、医療救護活動及び医療救護施設の整備について、いの町災害時医療救護計画を必要に応じて見直す。

2 救護施設における機能の確保及び設備の充実

町は、医療救護所として仁淀病院（駐車場）を、救護病院として仁淀病院及びさくら病院を指定し、医療機関管理者などと協議して、それぞれの機能の確保に努める。

また、医療救護機材及びテント等の設備については、仁淀病院、高岩診療所、本川保健福祉センターに整備することとする。

3 各種団体との連携

町は、地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。

4 救護施設の設置場所の周知

医療救護所などを設置する場所を、平時から住民に周知する。

5 家庭看護の普及

町は、応急手当などの家庭看護の普及を図る。

6 関係者への周知

いの町災害時医療救護計画について関係者に周知する。

第3 医療救護対象者

1 医療救護対象者の定義

医療救護が必要な対象者を以下のとおりとする。

- (1) 直接災害による負傷者
- (2) 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者
- (3) 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

2 医療救護対象者の分類

- (1) 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

- (2) 中等症患者 多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を必要とする者
- (3) 軽症患者 (1)(2)以外の者で、医師の治療を必要とする軽易な傷病である者

第4 医療救護活動の開始

1 医療救護活動の開始と報告

町災害対策本部長は、災害発生後、関係機関と連携を取り、必要に応じて速やかに医療救護所の立ち上げを指示する。また、救護病院に対して医療救護活動の開始を指示し、県保健医療調整中央西支部に状況を報告する。

2 避難所での初動体制

- (1) 避難所での医療及び保健ニーズ把握に努め、町災害対策本部及び県保健医療調整中央西支部に状況を報告し、必要な支援を要請する。
- (2) 福祉避難所において、医療救護の支援が必要な場合は、県保健医療調整中央西支部に医療救護チームの派遣を要請する。

第5 医療救護所

1 担当業務

救護病院等へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、重症患者、中等症患者、軽傷患者等を振り分ける（トリアージ）。

重症患者及び中等症患者については応急処置、軽症患者については処置を行う。

2 設置場所

仁淀病院（駐車場）に設置する。ただし土砂災害等局地的に負傷者が多数発生した地域においては、医療救護チームを派遣し、仮設医療救護所を設置する。

第6 救護病院

1 担当業務

重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。また、救護病院で対応できないケースについては広域的な災害拠点病院等への患者搬送を町災害対策本部、県保健医療調整中央西支部に要請する。

2 設置場所

仁淀病院及びさくら病院に設置する。

第7 災害拠点病院

医療救護所と救護病院は市町村が指定し、災害拠点病院及び広域的な災害拠点病院は高知県が指定することとなっており、仁淀病院は災害拠点病院として指定されている。

なお、広域的な災害拠点病院は、高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学医学部附属病院の3か所が指定されている。

第8 患者の搬送体制

町は、被害想定に基づき、かつ地域の実情に合わせて搬送区分に応じた搬送体制を整備する。町職員、消防団員又は医療機関関係者は、必要に応じて搬送要員としてその任に当たる。

1 医療救護施設への搬送

負傷者を被災場所から医療救護施設へ搬送する場合は、原則として消防団及び自主防災組織等に対応するものとし、平常時から消防団及び自主防災組織等は、車両等の通行が可能な場合と不可能な場合を想定した搬送計画を策定することに努める。

2 医療救護施設間の搬送

重症患者、中等症患者を町内の医療救護施設間で搬送する場合は、消防本部等及び搬送要員が対応する。

3 災害拠点病院等への搬送

重症患者及び中等症患者を他市町村の救護病院又は災害拠点病院、広域的な災害拠点病院に搬送する場合は、消防本部等及び搬送要員が対応する。

4 ヘリコプターでの搬送

重症患者をヘリコプターにより搬送するため、最寄りのヘリコプター離発着場まで搬送する場合は、消防本部等及び搬送要員が対応する。

5 遺体の搬送

医療救護施設の管理者は、仮安置した遺体の遺体検案所への搬送を町災害対策本部に要請する。町災害対策本部は、関係機関・団体等の協力を得て遺体を搬送する。

第9 重点継続要医療者の医療救護

1 重点継続要医療者

重点継続要医療者は、継続した医療ケアの中断が生命維持に関わる難病等の慢性疾患患者で以下の場合がある。

- (1) 在宅人工呼吸器使用患者
- (2) 在宅酸素療法患者
- (3) 人工透析患者
- (4) 特殊な栄養剤を必要とする患者（経管栄養、経腸栄養等も含む）

2 対策

重点継続要医療者の医療救護活動は、「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル」に基づき行う。

3 医療支援

重点継続要医療者の継続的な医療支援については、町内医療機関又は県保健医療調整中央西支部に要請することとする。

第10 医薬品及び輸血用血液の供給体制の整備

1 医療用資機材などの備蓄

町及び県は、医薬品、医療用資機材などの備蓄に努める。

2 医薬品などの確保及び供給体制の整備

町及び県は、医薬品卸業者、薬剤師会などと連携し、医薬品などの確保及び供給体制を整備する。

3 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社高知県支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

第11 通信体制及び輸送体制の整備

1 緊急輸送体制の整備

町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。

2 機動力の効率的な活用

町、県及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用する。

3 情報収集伝達体制の整備

町、県及び関係機関は連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

第12 広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）の活用

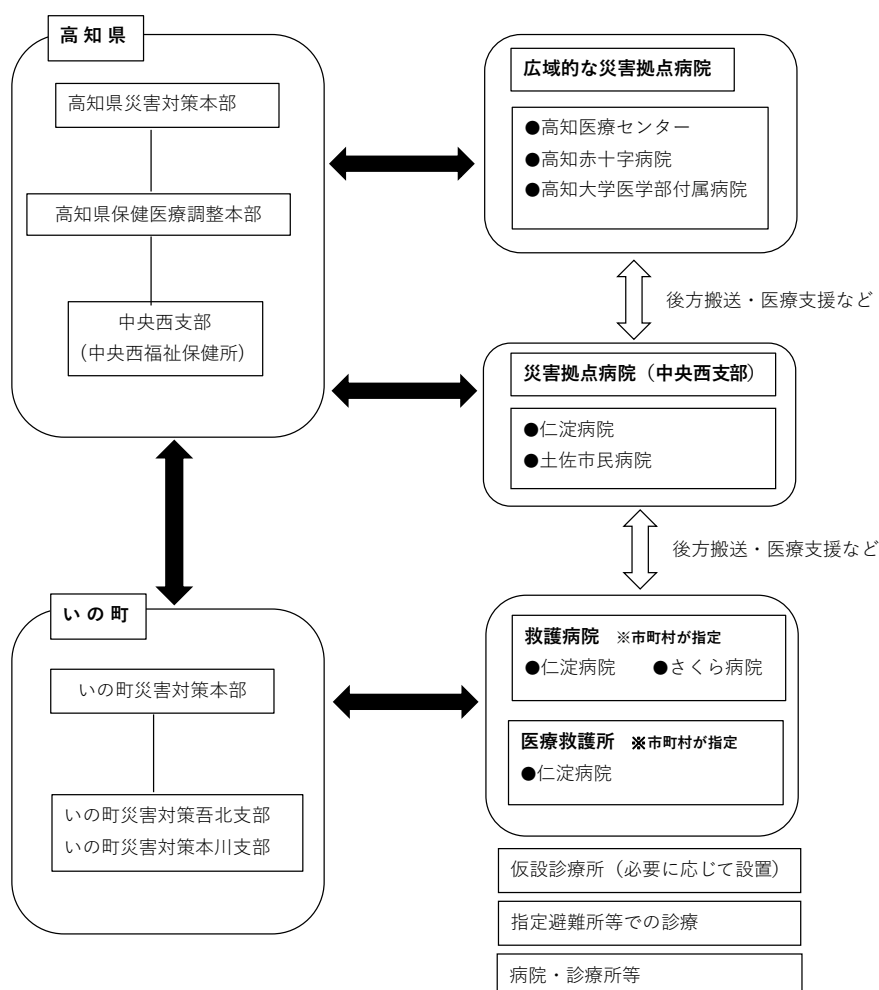
1 EMIS やこうち医療ネットの活用

医療機関は、EMIS やこうち医療ネットの掲示板機能により情報発信に努める。また町、医療機関は、特に EMIS による医療機関の被災状況や傷病者の受け入れ可否等について早期に発信できるようその操作等の研修・訓練を定期的実施する。

2 地域の医療状況などの情報の迅速な把握

町、県及び医療機関は、EMIS やこうち医療ネットの掲示板機能等により医療施設の状況などの情報を迅速に把握し、必要に応じて応援の要請などを行う。

【災害時医療救護体制図】



第4節 緊急輸送活動対策

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。重要な防災拠点を指定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進する。

第1 緊急輸送ネットワークの形成

1 重要な防災拠点の選定

町は、庁舎、消防本部等、警察署、医療施設など、防災上重要な施設を指定拠点として以下のとおり選定する。

(1) 第1次防災拠点

(災害対策本部・支部)

本庁舎、各総合支所、すこやかセンター伊野

(物資の集積拠点地)

是友防災備蓄倉庫

(高知県)

伊野合同庁舎

(防災関係機関)

土佐警察署いの警察庁舎、仁淀消防組合消防本部（消防署）、吾北分署

(医療救護病院・医療救護所)

仁淀病院、さくら病院

(2) 第2次防災拠点

避難所（福祉避難所含む）、消防屯所、ヘリポート、ライフライン関連施設、道の駅、無線中継所など

2 緊急輸送道路の選定

町は、県が定める緊急輸送道路と整合性を図り、町域の緊急輸送道路を選定する。なお、県では、緊急輸送道路の選定に当たり、次の区分を設けている。

(1) 第1次緊急輸送道路（いの町では高速高知自動車道、国道33号、国道194号）

ア 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路

イ 県庁所在地と地方中心都市及び空港を結ぶ道路

(2) 第2次緊急輸送道路（いの町では国道439号、県道17号、県道36号、県道386号）

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ路線とする。

ア 市町村役場

イ 警察、消防、自衛隊などの救援拠点

ウ 病院などの医療拠点

エ 物資の集積拠点地

(3) 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と、町が定める防災拠点施設を結ぶ路線とする。

3 緊急輸送道路の周知

町及び県は、平時より防災関係機関及び住民に対し、指定した緊急輸送道路の周知に努める。

4 緊急輸送道路の効率的な整備

計画の詳細は「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

5 放置車両

町及び関係機関は、平時から災害が発生した場合に運転者取るべき以下に掲げる行動を周知するものとする。

- (1) 車を置いて避難する場合はできるだけ道路外の場所に移動する。
- (2) (1)に掲げる適切な場所がない場合は、道路左側に寄せて駐車し、エンジンキーをつけたままドアはロックしないこと。

第2 輸送拠点の確保

1 広域輸送拠点

県は、災害時の広域輸送拠点として使用可能な複数の施設を予め把握し、町は物資の集配拠点を定める。

2 航空輸送の拠点

町は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

第3 輸送手段の確保

1 応援協定

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用を予め計画し、発災後の道路、港湾等の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結する。

2 啓開

防災関係機関は、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する。

3 鉄道輸送

町及び県は、四国旅客鉄道株式会社と災害時の臨時列車の増発等について検討する。

4 陸上輸送

町は、県が締結している一般社団法人高知県トラック協会との協定に基づき、輸送手段の確保に向けて県に支援を要請する。

5 航空輸送等

- (1) 町及び県は、自衛隊と災害時の緊急輸送活動の支援方法について検討する。
- (2) 町及び県は、空港管理者と協議するなど災害時の航空機の利用について検討する。

6 人員の確保

町及び県は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

第4 交通機能の確保

道路、鉄道の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図る。

第5節 緊急物資確保計画

町及び各機関は、それぞれが定める計画に基づき、災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

第1 個人備蓄の推進

町及び関係機関は、防災知識の広報に努め、概ね3日程度の飲料水、食糧等の個人備蓄を推進する。住民は、日頃から災害に備えて備蓄を心がけ、各家庭において飲料水、食料等を計画的に使用し、同様の物を新たに買い足すローリングストック法などを活用し備蓄品を準備する。

一人当たり必要量の目安

飲料水	3日分	9 ^{リットル}
食糧	3日分	

第2 給水体制の整備

1 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする）

- (1) 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策、防災井戸の設置・確保など）
- (2) 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽など）の確保
- (3) パック水、非常用水袋の備蓄

2 供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄

第3 食糧・生活必需品の確保

1 流通備蓄の把握

流通在庫を調査する。

2 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶ等調達の体制を整備する。

3 備蓄品目・量の決定

- (1) 備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。
- (2) 地域の特性を考慮の上、重要物資を選定して確保に努める。

重要物資の例

飲料水、非常食、粉ミルク・液体ミルク、毛布、衛生用品（おむつ・生理用品）、仮設トイレ、携帯トイレ

第4 備蓄・調達・輸送体制の整備

1 市町村の相互応援

給水の相互応援などについて近隣市町村と検討する。

2 町と県の連携

(1) 備蓄目標の設定

町と県は、連携して備蓄目標を設定する。

(2) 県への報告

町は、供給計画を県に報告する。

3 町

(1) 避難所などへの備蓄の推進

避難所及び避難場所、防災備蓄倉庫への備蓄を進める。

(2) 孤立化地区への備蓄の推進

孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。

救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(3) 計画の策定

避難所等に速やかに配送するための体制や配布方法等を示した物資配送計画を策定する。

第5 その他の防災関係機関

1 中国四国農政局高知地域センター

玄米の備蓄

2 四国経済産業局

生活必需品等の調達体制の整備

3 日本赤十字社高知県支部

毛布、日用品等の備蓄

第6節 消毒・保健衛生体制の整備

町は防災関係団体の協力のもと、被災後の衛生状態悪化による感染症等の疾病の発生などを防止するため、防疫体制を整備し、保健衛生の確保を図る。

また、町は災害により排出された、廃棄物などの災害ごみを円滑かつ迅速に収集・処理し、し尿の処理についても、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

第1 消毒による防疫、保健衛生体制の整備

防疫・保健衛生体制については、中央西福祉保健所などの指導で具体的に検討を加えるなど、その整備に努める。また、消毒剤、散布用機器、運搬器具など、災害時の調達に困難が予想されるものについては平常時から確保に努める。

1 次の事項について体制を整備する。

(1) 消毒体制

(2) 消毒方法

(3) 薬剤及び資機材の整備

2 薬剤・資機材の調達

町は、消毒用薬剤及び資機材の調達について、日ごろより業者との連携を図り、調達計画を作成する。

3 し尿処理及び清掃活動

町はし尿処理及びごみ処理について、計画を策定する。

(1) ごみ処理体制の整備

町は以下の事項に留意して、ごみ処理計画を作成する。

ア 被害状況に応じたごみの量の推計

イ ごみの迅速な回収と処理の計画（具体的な集積所、収集ルート等）

ウ 災害ボランティアとの連携

(2) し尿処理体制の整備

町は以下の事項に留意して、し尿処理計画を作成する。

ア 処理量の推計

イ 仮設トイレ、マンホールトイレなどの配置計画

ウ 回収用車両の調達

エ 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーなどの設置

第3編 災害応急対策

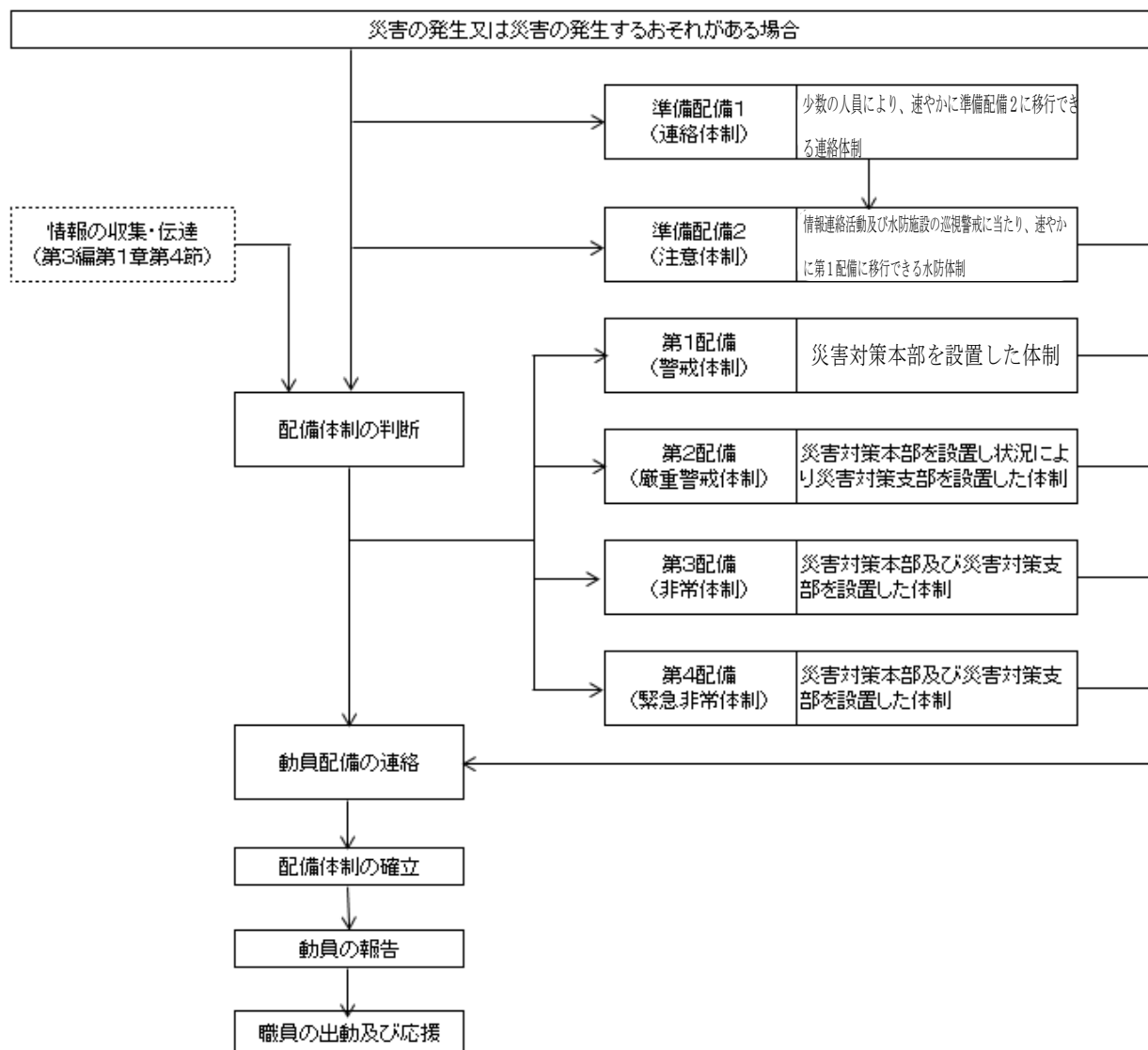
第1章 災害時応急活動

第1節 趣旨

町の災害時応急体制の確立と、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。また、実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年の訓練を通じて PDCA サイクルを活用し常に現状に即した体制を整える。

また、本章では、各節ごとに災害対策本部体制での担当すべき部を示すこととする。

【応急対策の流れ】



第2節 活動体制の確立

【担当；総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）】

第1 所要人員確保

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために、次により動員を行う。

- 1 参集基準に基づいた職員の招集
- 2 マニュアル等に基づいた初動対応の実施
- 3 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
- 4 被害状況等の情報の関係機関相互の共有化

第2 初動体制の確立

大規模災害時に混乱を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、町内防災に関する組織体制を定める。

1 初動体制

防災関係機関は、災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、各機関のあらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。

2 配備体制

町は、本計画第2編第4章第2節第2に定める「配備基準と動員体制」により配備体制をとる。

第3 活動体制の拡大

1 活動体制の拡大

町は県などの防災関係機関との連携により、被害の規模が拡大するなど情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

2 災害対策本部・災害対策支部の設置

(1) 町は大規模な災害が発生するおそれがあるなどの場合、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。

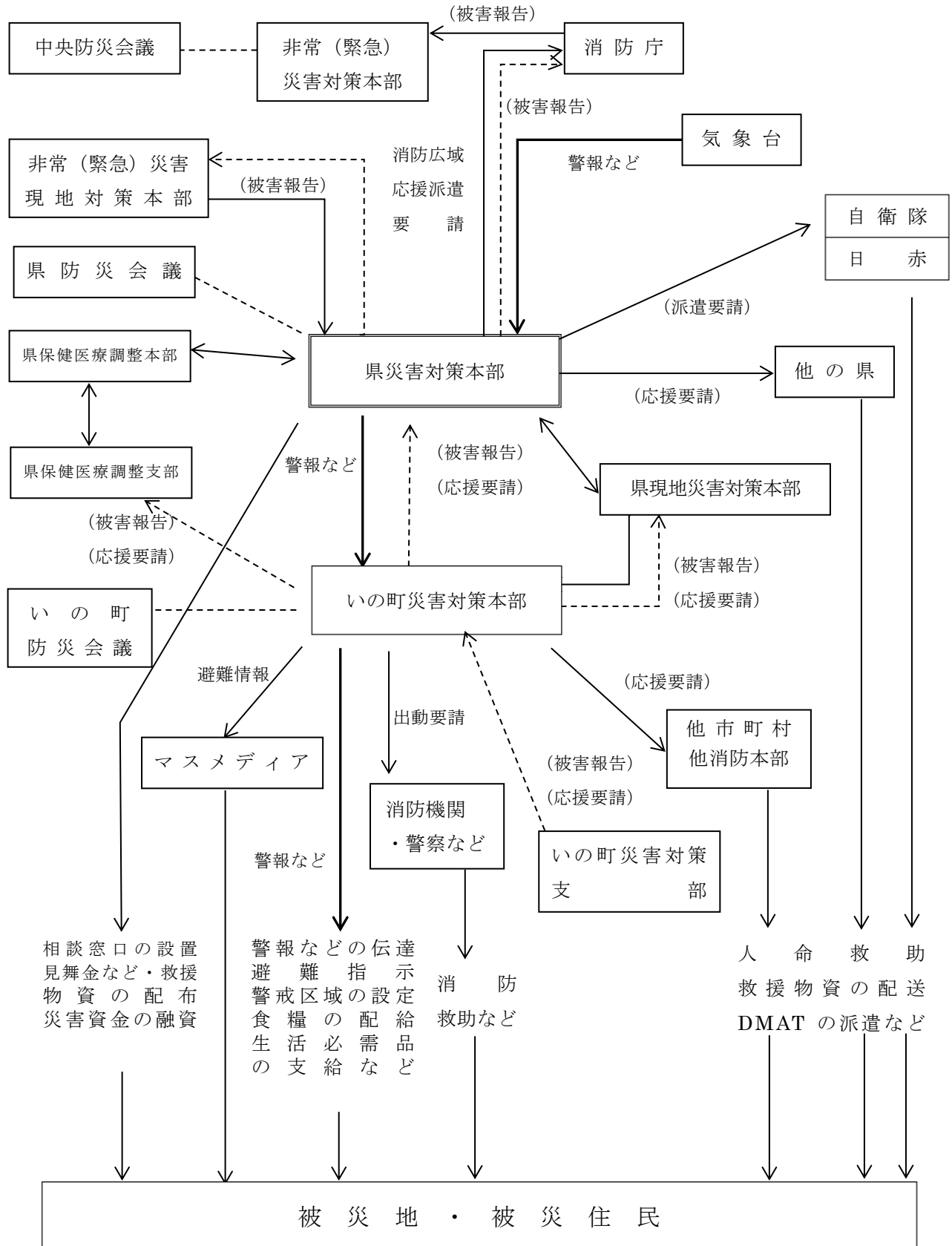
ア 町災害対策本部が被害を受けることも想定されることから、代替施設を事前指定

イ 災害対策本部長である町長の不在時などを想定し、副町長を代理人に指定

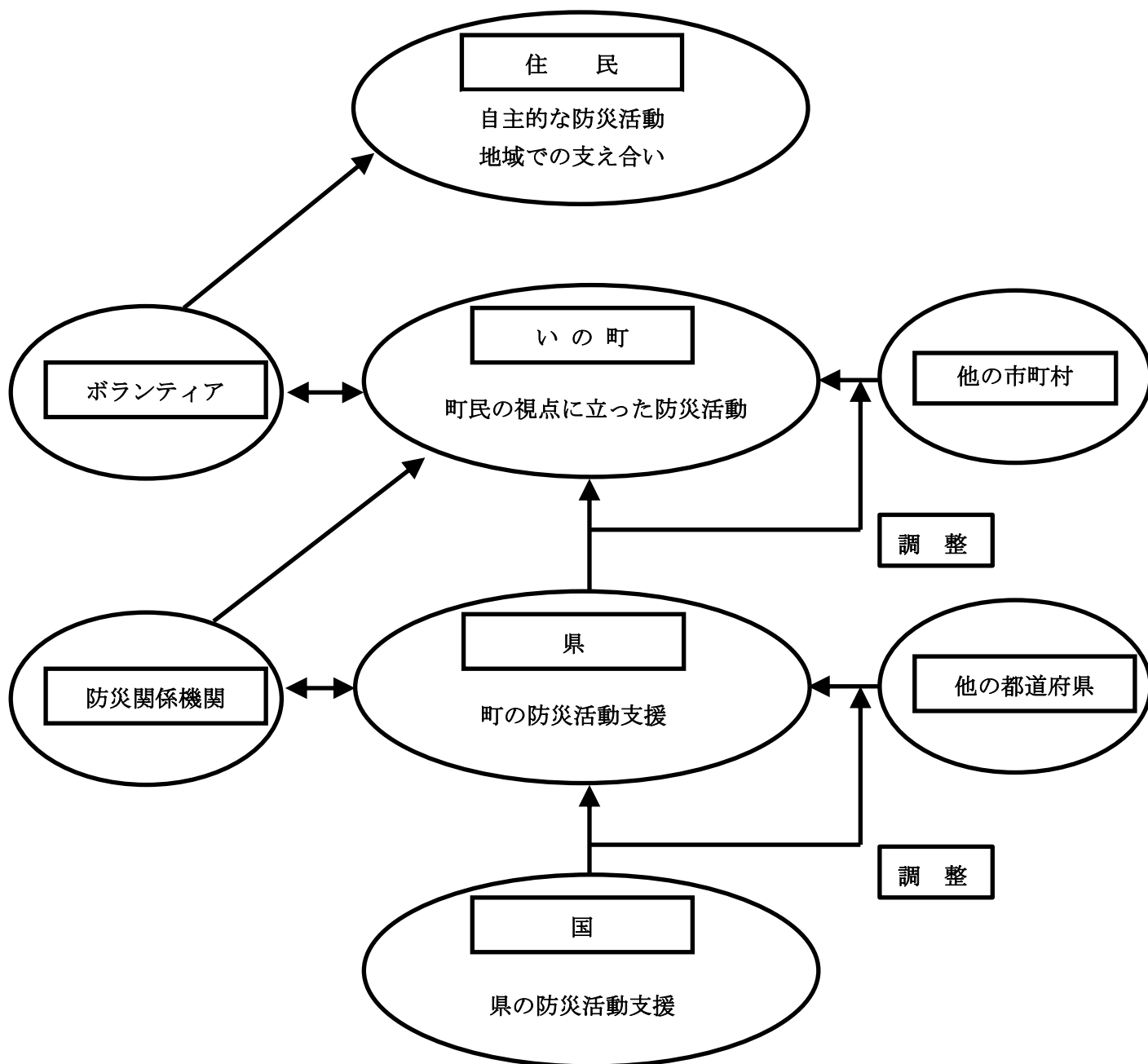
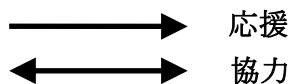
(2) 水防団は、災害対策本部の一部として活動

(3) 町は高知県保健医療調整本部及び支部が設置された場合に、これらと連絡を密にし、医療救護を実施する。

■ 災害時における町と関係機関の活動連携体制



■ 防災関係機関の活動体制



第3節 気象予警報等の伝達

【担当；総務部（本部及び各支部）】

町は、町内で災害が発生又は発生するおそれのある場合、関係機関及び住民に気象注意報及び警報など災害関係情報を迅速かつ的確に伝達、周知し、被害の軽減及び防止を図る。

第1 気象予警報など

1 気象予警報などの発表

高知地方気象台は、気象現象などにより、災害が発生するおそれがある場合に、気象予警報などを発表して注意を喚起し、警戒を促す。

2 予警報などの種類と発表基準

(1) 注意報

町内において、災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(2) 警報

町内のいずれかの地域において、重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(3) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。

(4) 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報などがある。

(5) 予警報などの地域区分

高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられた場合には、市町村ごとに、その地区を指定して注意報・警報を発表する。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害のおそれがある場合に、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、防災行政無線システムの電話、FAX、電子メール及び市町村防災情報共有システム、総合防災情報システム等により情報を受信する。

ア 高知地方気象台

高知地方気象台は高知県防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に、土砂災害警戒情報を発表する。

イ 本町における措置

総務課長は、前記の予報などを受領し、必要と認める場合は速やかに町長、副町長及び消防団長に報告するとともに関係各課に伝達する。

総務課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、職員などへ伝達する。

(7) 指定河川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、気象庁は国土交通省又は都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川（仁淀川（国土交通省高知河川国道事務所・高知地方気象台））について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行う。

(8) 警報等の発表基準の引下げ

高知地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常 of 基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。

■いの町の警報・注意報発表基準

府県予報区：高知県

一時細分区域：中部

市町村等をまとめた地域：高知中央

注 意 報	大雨	表面雨量指数基準（※1）	13
		土壌雨量指数基準（※2）	170
	洪水	流域雨量指数基準（※3）	吉野川流域=36.5，葛原川流域=17.3，仁淀川流域=73.4，宇治川流域=9.1，勝賀瀬川流域=14.1，上八川川流域=31.9，小川川流域=17.7
		複合基準（※4）	仁淀川流域=（10，71.1），宇治川流域=（6，6.9）
		指定河川洪水予報による基準	仁淀川〔伊野〕
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか	
		1 降雪の深さ 20cm 以上	
		2 最高気温が 2℃以上	
		3 かなりの降雨	
	低温	最低気温-4℃以下（※5）	
	霜	3月20日以降の晩霜	
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：-2℃～2℃	
警 報	大雨	表面雨量指数基準	17
		土壌雨量指数基準	230
	洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=45.7，葛原川流域=21.7，仁淀川流域=91.8，宇治川流域=11.4，勝賀瀬川流域=17.7，上八川川流域=39.9，小川川流域=22.2
		複合基準	仁淀川流域=（10，79），宇治川流域=（10，9.7）
		指定河川洪水予報による基準	仁淀川〔伊野〕
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm

(注)

- 1 発表基準欄に記載した数値は、高知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 2 ※1 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。
降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくい特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすい特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被服状況や地質、地形勾配などを考慮し、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。
- ※2 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を5km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算する。
- ※3 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。
- ※4 複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。
- ※5 気温は高知地方気象台の値。
- 3 注意報、警報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 4 この基準は令和6年5月23日現在のものである。

■ 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予測される場合
高波		高潮になると予測される場合
波浪		高波となると予測される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される場合	

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

■数十年に一度の現象に相当する指標

現象の種類	基準	
雨を要因とするもの	右記①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合	①48時間降水量（※1）及び土壌雨量指数（※2）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
		②3時間降水量（※3）及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。
台風等を要因とするもの	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とします。	
雪を要因とするもの	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合 50年に一度の積雪深については5cmとしているが、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値	

（注）いの町で設定されている降水量及び土壌雨量指数は以下※1～3のとおり（令和4年3月24日現在）。

※1 48時間降水量：1,040mm

※2 土壌雨量指数：432

※3 3時間降水量：216mm

■ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける。）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける。）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きな地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける。）

第2 気象予警報などの伝達

1 住民への伝達

町は、状況に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話及びスマートフォン（いの町防災・行政アプリ、緊急速報メール等）、広報車などを利用し、住民に対して予警報などを伝達する。また、自主防災組織などの住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮する。

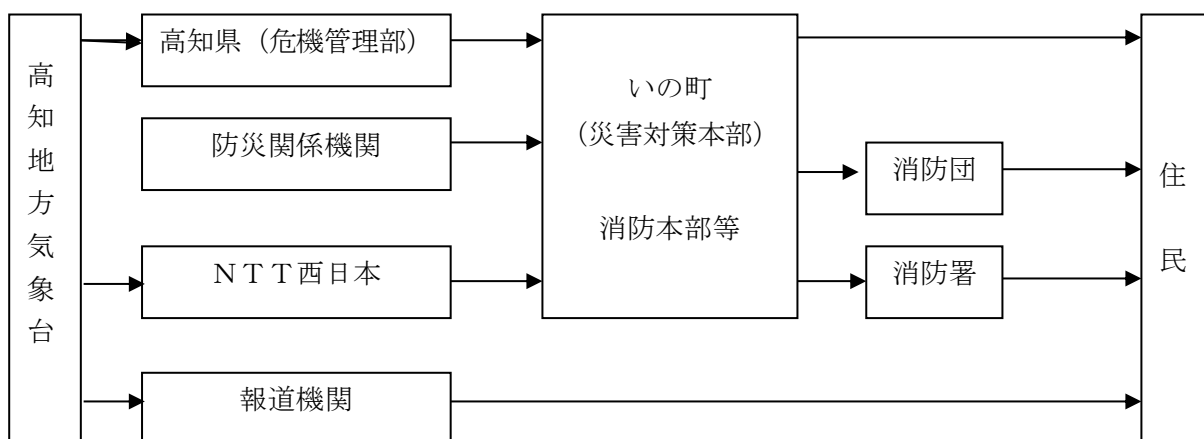
なお、特別警報及び緊急地震速報については、J－A L E R Tを通じて自動放送することとする。

2 部内伝達方法

- (1) 高知地方気象台からの気象通報その他災害に関する情報は、総務課危機管理室（夜間、休日など勤務時間外で同課員不在のときは宿直）が受領
- (2) 総務課危機管理室は、関係各課連絡責任者に連絡し、連絡責任者は各課員に伝達
- (3) 夜間、休日など勤務時間外における伝達は、宿直が総務課危機管理室に通知

3 気象予警報の通報系統

高知地方気象台から発表された気象予警報などの町及び住民等への通報系統は以下のとおりとする。



第3 気象説明会

高知地方気象台は、台風の接近や大雨などにより災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催する。町は、その情報を受け、対応措置をとる。

第4 河川水位・雨量などの収集分析

集中豪雨、土砂災害に対処するためには、気象台の情報のほか独自に得られる情報の収集分析が重要であるため、次の事項の情報を収集する。

- 1 高知県総合防災情報システムの活用などによる情報
- 2 枝川地区高度雨水情報システム
- 3 消防本部等において収集、分析している情報
- 4 国土交通省からの監視カメラ画像及びインターネットによる情報
- 5 国土交通省ワンコイン浸水センサシステムによる情報
- 6 水防団や関係機関巡視による情報
- 7 住民からの通報
- 8 危機管理型水位計等による水位情報

第5 火災気象通報

1 火災気象通報の通報と伝達

高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、県は火災気象通報を町及び消防本部等に伝達する。

【通報基準】

◇実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下、最大風速7m/s以上の風が吹くと予想される場合

◇平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される場合

※ただし、降雨・降雪中は通報しないこともあります。

2 火災警報の発令

町及び消防本部等は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。必要に応じて住民への広報を実施する。

- (1) 県から火災気象通報を受けた場合
- (2) 火災の予防上危険であると認めた場合

第4節 情報の収集・伝達

【担当；各部共通】

町、県等の防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達する。

本部が設置されない場合における被害報告についても、本計画に準じて行うものとする。

第1 町の情報収集・伝達活動

被害状況の調査は、県の防災計画に示されている様式に準じて行う。

1 被害の把握

次の活動により被害の把握に努める。

- (1) 消防機関からの報告
- (2) 警察署からの情報入手
- (3) 町内会（自主防災組織を含む）からの情報入手
- (4) 防災関係機関からの情報入手
- (5) 各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣
- (6) 勤務時間外にあつては、職員の登庁途上での目視

2 被害状況の調査

災害対策本部設置後の町による被害状況の調査は下表の分担によるものとする。

調査項目	本部担当部及び集約部	吾北支部担当部	本川支部担当部
人 的 被 害	総務部	総務部	総務部
住 家 被 害	町民部	総務部	総務部
公 共 建 築 物 被 害	総務部	総務部	総務部
文 教 施 設 被 害	教育部	教育部	教育部
農林・畜産及び農林業施設被害	産業部	産業建設部	産業建設部
商 工 関 係 被 害	産業部	産業建設部	産業建設部
公 共 土 木 施 設 被 害	土木部	産業建設部	産業建設部
上 下 水 道 施 設 被 害	上下水道部	産業建設部	産業建設部

調査項目	本部担当部及び集約部	吾北支部担当部	本川支部担当部
医 療 施 設 被 害	ほけん福祉部	総務部	総務部
福 祉 施 設 被 害	ほけん福祉部	総務部	総務部
火 災 被 害	総務部	総務部	総務部

3 必要な情報の種類

(1) 災害の概況

ア 発生場所

イ 発生日時

ウ 災害種別

(2) 被害の状況

ア 人的被害、住居被害など

イ ライフラインの被害状況

(3) 応急対策の状況

ア 応援の必要性

イ 災害対策本部の設置及び解散

ウ 消防、水防、救急救助など消防機関の活動状況

エ 避難の指示の状況

オ 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）

カ 実施した応急対策

(4) その他必要な事項

第2 被害状況の報告

町長は知事又は県災害対策本部に対し、迅速かつ的確に被害状況の報告を行う。通信サービス途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行い、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。

報告は、L アラートと連携している「高知県総合防災情報システム」を優先利用するものとする。

第3 報告の区分

1 即報

町は、報告すべき災害などを覚知したときは、災害発生後 30 分以内に第一報を県に報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。

2 確定報告

町は、応急対策を終了した後 20 日以内に県へ報告する。

第4 報告の取扱い

1 被害状況などの報告

町は、被害状況などの報告は次の取扱要領などに基づいて行い、2つの報告は一体的に取り扱

うものとする。

ア 災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）

イ 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）

2 報告すべき災害の範囲

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本町における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、災害に発展するおそれのあるもの

カ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるものの

第5 防災関係機関の情報収集・伝達活動

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告する。

第6 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に報告する。また、町長は必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理部）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

1 水害（河川、ため池など）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、溢水など

2 土砂災害・山地災害

ア 山鳴り

イ 降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在

ウ 地面のひびわれ

エ 沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化

オ がけの亀裂、小石の落下など

3 異常気象現象

ア 竜巻など異常な気象現象など

第7 被害写真等の撮影

被害状況の写真や動画を記録しておくことは、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要な活動であるので、各部に記録写真係を置き、記録写真等を保存するとともに、報道機関や一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保を図ることとする。

第5節 通信連絡

【担当；総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）、消防本部等、警察署】

災害発生後、通信施設を管理する者（通信事業者）は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行う。また、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

第1 機能の確認と応急復旧

- 1 町、県などの防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧に努める。
- 2 通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関などの災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に当たることとする。

第2 非常時の通信手段の確保

- 1 有線通信が可能なとき
電話の輻輳を避けるため次の通信手段による
 - ア 高知県防災行政無線回線を優先使用
 - イ 災害時優先電話を利用
 - ウ 携帯電話、衛星携帯電話などの移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定
- 2 自機関の電話が利用できないとき
他機関の専用電話を利用
- 3 有線通信が途絶し利用できないとき
 - ア 他機関などの有する無線通信施設を利用
 - イ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る）
 - ウ 衛星携帯電話を使用する
- 4 被災現地で使用する場合
 - ア 同一通信系を確保するため防災相互無線を利用する
 - イ 衛星携帯電話を使用する

第6節 応援要請

【担当；総務部（本部及び各支部）、消防本部等、警察署】

町は大規模災害の発生に際して、その被害が広範囲に拡大して、町及び防災関係機関単独では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとする。

また、応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

第1 他の市町村などに対する応援要請

（災害対策基本法・高知県内市町村災害時相互応援協定等）

要 請 先	協定市町村
要 請 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項
応援の種類	食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
	救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
	被災者を一時収容するための施設の提供
	被災児童、生徒等の一時受け入れ
	物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
	特に要請があった事項

第2 県に対する応援の要請

（災害対策基本法、68条の2）

要 請 先	高知県知事
要 請 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び期間
	その他職員の応援について必要な事項

第3 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する応援の要請

1 職員の派遣要請

町長（本部長）は、必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき、指定地方行政機関の長又

は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法に基づき、県知事に対し、他の市町村、指定（地方）行政機関、指定公共機関の職員派遣のあっせんを求める。

要 請 先	指定地方行政機関の長、指定公共機関等、高知県知事（危機管理・防災課）
要 請 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
職員の派遣 要請・あっせん	派遣・あっせんを要請する理由
	派遣・あっせんを要請する職員の職種別人員数
	派遣を必要とする期間
	派遣される職員の給与その他勤務条件
	その他必要な事項

2 派遣職員の給与等経費負担

他市町村等から派遣された職員の給与等経費負担は、災害対策基本法に基づき行う。

第4 消防における相互応援協定

（消防組織法、高知県内広域消防相互応援協定等）

1 県内消防本部等の応援

（1）消防・救急相互応援協定による応援要請

町長は、町の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

（2）知事による応援出動の指示

町長は、町の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部等の応援出動の指示を要請する。

2 緊急消防援助隊による応援

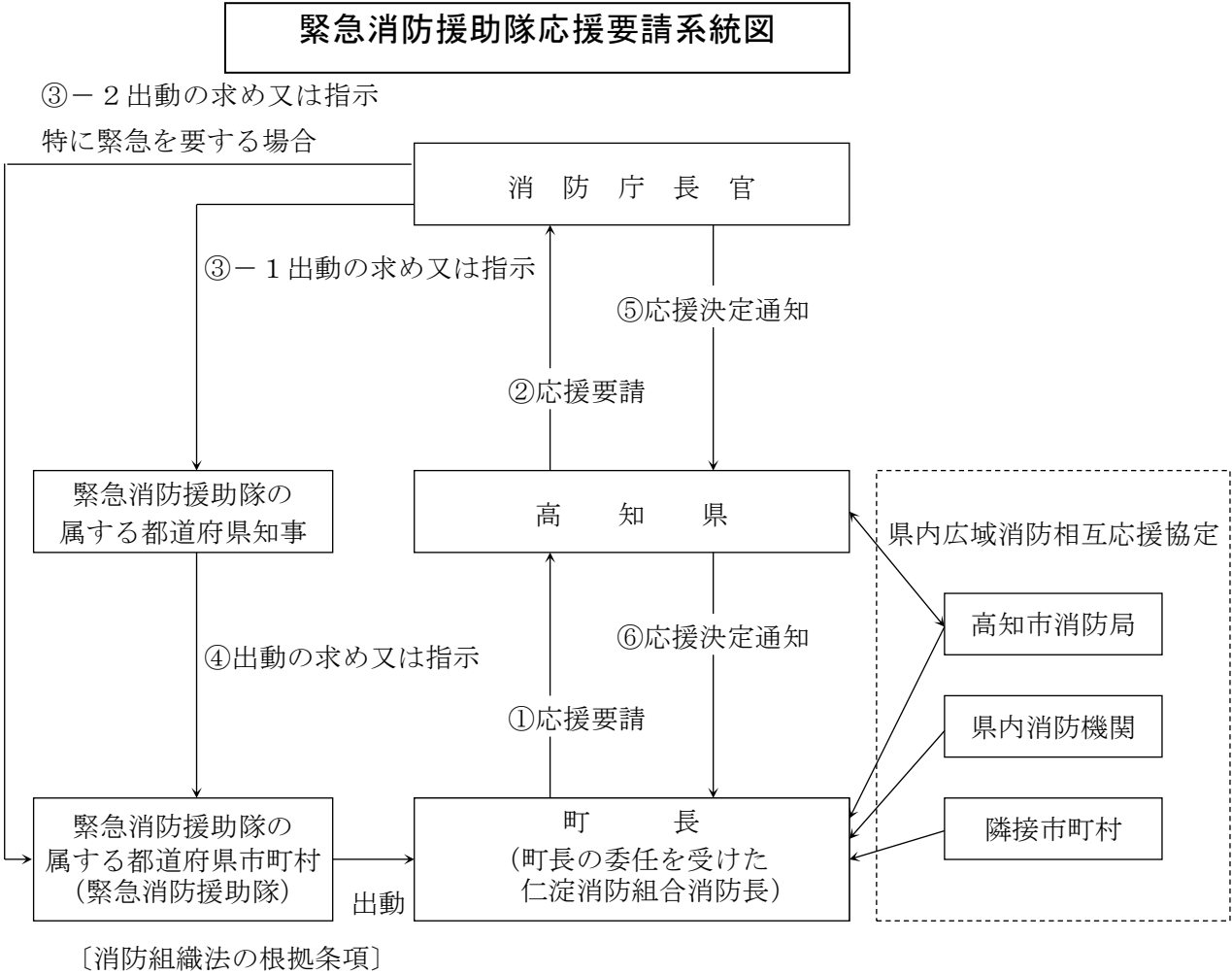
（1）応援要請

ア 町長は、被害が甚大で、迅速な消火、救出・救助等を行うために高度な資機材を要する場合等において必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

イ 知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に要請を行う。

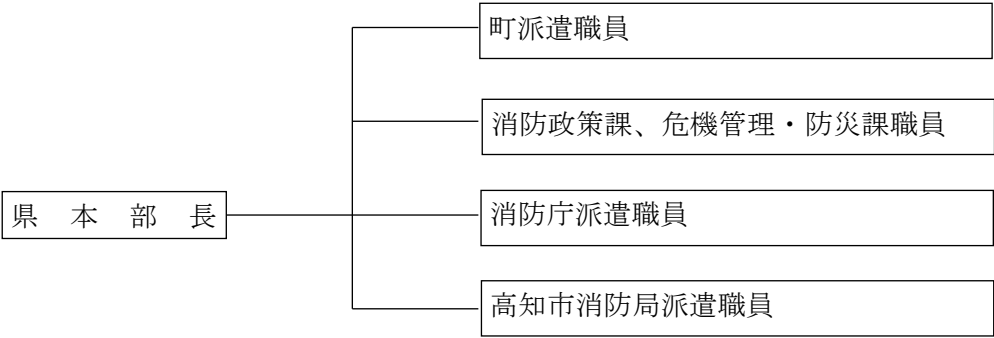
ウ 知事は、要請に当たり事前に消防本部等との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を消防本部等及び町長に報告する。

エ 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに消防本部等及び町長に連絡する。



①②	求めによる場合	第44条第1項
③－1	求めによる場合 指示による場合	第44条第1、2項 第44条第5項
③－2	求めによる場合 指示による場合	第44条第4項 第44条第5項
④	求めによる場合 指示による場合	第44条第3項 第44条第6項

- (2) 緊急消防援助隊調整本部の編成・組織
- 知事は調整本部を設置し、又は町長に調整本部の設置を指示する。



- (3) 緊急消防援助隊調整本部の業務
 - ア 指揮者との連携による援助隊の部隊の配備
 - イ 消防庁、後方支援本部との連携、関係機関との連絡調整
 - ウ 緊急消防援助隊の後方支援
 - エ その他必要な事項

(4) 経費負担

「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」に基づき決定する。

第5 警察への応援要請

1 広域緊急援助隊の要請

(警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施)

2 他の都道府県警察等への要請

(警察法)

第6 指定公共機関、指定地方公共機関

指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請

(災害対策基本法)

第7 高知県消防防災ヘリコプター

(高知県消防防災ヘリコプター支援協定)

第8 自衛隊に対する援助要請

自衛隊への援助要請

(災害対策基本法)

(詳細は、第3編 第2章「自衛隊の災害派遣」参照)

第7節 広報活動

【担当；総務部（本部）】

町、県及び報道機関は、災害の発生後、被害状況、生活関連情報や復旧情報などを迅速、かつ的確に伝えることは無用な混乱を防止し、適切な判断に基づく行動をとる上で、特に重要となる。そのため、災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得て、様々な手段で広報する。

特に、被災者には、こうした情報をきめ細かく伝達する。

第1 災害広報する内容

1 被害状況

- (1) 人的、物的被害
- (2) 公共施設被害等

2 余震関連情報

- (1) 気象庁の発表する余震に関する情報
- (2) 余震による二次災害の危険性の注意喚起

3 安否情報

死亡者の情報

4 応急対策情報

応急対策の実施状況

5 生活情報

- (1) 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況
- (2) 避難所情報

6 住宅情報

- (1) 仮設住宅
- (2) 住宅復興制度

7 医療情報

- (1) 診療可能施設
- (2) 心のケア相談

8 福祉情報

- (1) 救援物資
- (2) 義援金
- (3) 貸付制度

9 交通関連情報

- (1) 道路規制
- (2) バス、鉄道、船舶、航空機の状況

10 環境情報

- (1) 災害ごみ
- (2) し尿処理
- (3) 家庭動物

11 ボランティア情報

ボランティア活動情報

12 その他

- (1) 融資制度
- (2) 各種支援制度
- (3) 各種相談窓口

第2 災害報道

1 報道関係に対するもの

報道機関は災害関連番組又は記事を編成して報道する。

報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部会議に諮った上、本部長（町長）、副本部長（副町長）、総務課長、あるいは本部長から特に指名された者が発表する。

放送要請は、原則として県を窓口にして、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手

続により行う。

2 提供する情報

町、県、防災関係機関は放送事業者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難地に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報の提供に努めるように留意する。

(1) 災害資料

必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関などに対しても積極的に協力するものとする。

(2) 災害写真等

大規模又は特異な災害、若しくは長期間にわたって日常生活に影響する災害が発生した場合は、その災害に関する写真（ビデオ・写真など）を各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真等にも留意する。

第3 住民に対する広報

住民に対する広報は、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行などの状況）とその対策の実施状況、注意事項及び協力要請について、具体的にまとめる。

方法については、報道機関、広報車、防災行政無線、いの町防災・行政アプリ、新聞掲載、住民組織、インターネットなどを活用して周知する。

また、特に、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達に留意し、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第4 総合的問い合わせ窓口の設置

町は、各機関と連携して、各種の問い合わせに対応できる災害対策本部に総合的な問い合わせ窓口を設置する。

第8節 警戒活動

【総務部（本部及び各支部）、土木部（本部）、産業建設部（各支部）、消防部（本部及び各支部）、消防本部等】

町は、県をはじめ各防災関係機関とともに、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

第1 気象などの観測及び通報

県及び四国地方整備局と連携して、気象などの観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

町は、管轄する雨量観測所の情報を、必要に応じ高知地方気象台及び四国地方整備局に連絡する。

2 河川・ため池水位

(1) 洪水予報河川（仁淀川）

国（国土交通省・高知地方気象台）及び県は気象等の状況により洪水のおそれがある場合は、町に通知すると共に、報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお仁淀川伊野水位（国土交通省）は下表のとおり水位設定する。

各種水位	水位（量水標水位）
水防団待機水位	5.00m
氾濫注意水位	6.60m
避難判断水位	8.15m
氾濫危険水位	8.80m

※氾濫危険水位設定箇所は、仁淀川左岸 14k0（いの町加田地区）

(2) 水位周知河川（仁淀川水系宇治川）

仁淀川水系宇治川について、国管理区間（0.0～3.2K）及び県管理区間（3.3～4.9K）の特別警戒水位（避難判断水位）は、枝川水位観測所を基準として、下表のとおり設定する。

各種水位	水位（量水標水位）
水防団待機水位	1.90m
氾濫注意水位	2.20m
避難判断水位	2.80m
氾濫危険水位	3.40m

※水位は高知県の設置する枝川水位観測所

(3) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達したときは、後に通報水位を下回るまで、町長及び県に水位状況を通報する。

(4) 町長は、県が河川、ため池の水位の報告を受けたとき、又は県管理の量水標の水位が通報水位に達したときは、状況に応じ、県から観測水位の通報を受領する。

3 ダムの流量観測

県管理ダムの流入量観測結果は、ダム操作規則に従って町及び関係機関に通知される。

4 水防活動

(1) 水防活動

町長は水防団に準備又は出動の命令を出し、次の水防活動を行う。

- ア 水防に必要な資機材の点検整備
- イ 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- ウ 重要箇所を中心にした巡回
- エ 異常を発見したときの水防作業と県への通報
- オ 水門などの遅滞のない操作及び水門などの管理者に対する閉鎖の応援

(2) 安全配慮

水防警戒活動中は、水防団（消防団）員自身の安全に留意して水防活動を実施する。

5 土砂災害警戒活動

- (1) 県と協力し、危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握
- (2) 必要に応じて警戒活動の実施区域の設定

6 住民の避難が必要な場合の通報

堤防その他の施設が決壊したとき、また、越水を確認したときは、町長、消防団長は、直ちに地域住民に周知する。また、県及び関係機関に通報する。

第9節 避難活動等

【総務部（本部及び各支部）、ほけん福祉部、教育部、消防部（本部及び各支部）、消防本部等、警察署】

災害発生時に危険から逃れるために、町民自らが自主的に避難することを基本とする。町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、対象者や避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき具体的な避難行動がわかるように伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。町が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を実施する。

また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝える。さらに、危険地域における居住者等の避難のための立退き指示、避難道路、避難場所の指定や避難所の設置運営について定める。

第1 避難指示等の考え方

対象とする災害が水害の場合、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等の屋内安全確保で命の危険を脅かされる可能性がない場所なのかをあらかじめ確認・認識しておき、避難指示等が発令された場合に、迷わず避難行動がとれるようにする。

また、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、屋内安全確保を図る場合もある。

なお、土砂災害は、立退き避難を基本とする。

避難情報等	発令される状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報等	発令される状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・ 注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

第2 実施責任者

避難のための実施責任者は、次表のとおりとする。緊急の場合は関係職員が指示を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	基本的な考え方	根拠規定
町長 (高齢者等避難)	災害全般	避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮する。この規定に基づき、町長は警戒レベル3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。	災害対策基本法 第56条第2項
町長 (避難指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、町長は警戒レベル4 避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める。	災害対策基本法 第60条第1項
町長 (緊急安全確保)	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合には、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、町長は緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、町長は警戒レベル5 緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求める。	災害対策基本法 第60条第3項

第3 避難指示、緊急安全確保の区分及び情報伝達手段

1 避難指示

条件	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
趣旨	危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める。
伝達内容	(ア) 発令者 (イ) 発令理由 (ウ) 発令対象地区 (エ) 避難に当たっての注意事項 (オ) 警戒レベル

2 緊急安全確保

条件	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合
趣旨	既に災害が発生している状況であり、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求める。
伝達内容	避難指示と同じ (生命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

3 情報伝達手段

避難指示等発令時の情報伝達手段は以下のとおりとするが、今後も情報伝達手段の多様化を図り、また、音声情報については、状況に応じて複数回にわたり伝達を図るものとする。

町民に対しても、情報を受け取った者が、率先避難者として近所や地域で声を掛け合って避難することの重要性を啓発することとする。

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) 緊急速報メール・エリアメール
- (3) 消防団・消防署・警察・役場広報車による広報（状況により戸別訪問）
- (4) いの町防災・行政アプリ
- (5) マスコミへの報道依頼
- (6) 局地的な災害の場合、区長・自主防災会長への電話連絡
- (7) 地区有線放送

避難指示等発令時は、高知県災害対策本部に、発令時刻、対象地域、対象世帯数、対象人数等を高知県防災行政無線を通じてFAX及び電話連絡を行い、高知県総合防災情報システムに登録することとする。

また、土佐警察署及び仁淀消防組合にも情報伝達することとする。

第4 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保区分の基準

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止などのため特にその必要があるときは、町は、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、災害の種別に応じ次の基準により適切な避難指示等の発令を行う。また、発令の際には、住民自らが行動をとる際の判断の基準となる警戒レベルを付することとする。

1 水害によるもの

(1) 水害に関する判断基準（仁淀川【洪水予報河川】）

避難情報種別	発令基準（いずれか一つに該当する場合に発令するものとする）
高齢者等避難 （警戒レベル3）	1. 指定河川洪水予報により、伊野水位観測所水位が避難判断水位（8.15m）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2. 指定河川洪水予報により、伊野水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.80m）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 （警戒レベル4）	1. 指定河川洪水予報により、伊野水位観測所水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（8.80m）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2. 伊野水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（8.80m）に到達していないものの、計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達することが予想される場合 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5. 国土交通省大渡ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

避難情報種別	発令基準（いずれか一つに該当する場合に発令するものとする）
緊急安全確保 （警戒レベル5）	（災害が切迫） 1. 計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合 2. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） ※発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達する。

※1 特例操作；従前「ただし書き操作」と呼称していたもの。想定された計画洪水量を超える洪水が発生し、ダム水位がサーチャージ水位（洪水時最高水位）を越えると予想されるときに行われるダム操作。

判断とする情報；①大雨注意報、大雨警報（浸水害）、②大雨特別警報（浸水害）、③台風等を要因とする大雨等の各特別警報、④洪水注意報・警報、⑤記録的短時間大雨情報、⑥指定河川洪水予報等、⑦大渡ダム・筏津ダム放流量、⑧河川管理者（高知河川国道事務所）のホットライン情報、⑨危機管理型水位計等による水位情報など

(2) 水害に関する判断基準（宇治川【水位周知河川】）

避難情報種別	発令基準（いずれか一つに該当する場合に発令を検討するものとする。）
高齢者等避難 （警戒レベル3）	1. 枝川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である 2.80mに到達した場合 2. 枝川水位観測所の水位が氾濫注意水位 2.20mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①枝川水位観測所上流の水位が急激に上昇している場合 ②宇治川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③枝川水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（時間雨量 50mm 以上となる場合） 3. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 （警戒レベル4）	1. 枝川水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である 3.40mに到達した場合 2. 枝川水位観測所の水位が避難判断水位 2.80mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①枝川水位観測所上流の水位が急激に上昇している場合 ②宇治川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③枝川水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（時間雨量 50mm 以上となる場合） 3. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。
緊急安全確保 （警戒レベル5）	（災害が切迫） 1. 計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合 2. 宇治川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

緊急安全確保 (警戒レベル5)	4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） (災害発生を確認) 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達する。
----------------------------	--

判断とする情報；①大雨注意報・警報、②洪水注意報・警報、③大雨特別警報、④台風等を要因とする特別警報、⑤記録的短時間大雨情報、⑥新宇治川放水路水位（呑口部・吐口部）、⑦枝川水位観測所水位、⑧河川管理者（高知県）のホットライン情報、⑨危機管理型水位計等による水位情報など

(3) 水害に関する判断基準（その他河川等）

避難情報種別	発令基準（いずれか一つに該当する場合に発令を検討するものとする。）
高齢者等避難 (警戒レベル3)	1. 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 2. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 (警戒レベル4)	1. 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（河川カメラ画像や水防団等からの報告など現地情報を活用） 2. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

緊急安全確保 (警戒レベル5)	(災害が切迫) 1. 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合 2. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4. 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達する。
----------------------------	--

(4) 水害に関する発令対象区域

洪水予報河川と水位周知河川では、洪水浸水想定区域を参考に避難情報の発令対象区域を設定する。命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令することとし、以下のとおり小学校区単位で設定するものとする。

ア 仁淀川【洪水予報河川】

小学校区	発令対象区域
伊野	伊野地区全域
枝川	枝川地区全域
伊野南	八田地区全域、肩拔
川内	川内地区全域
神谷	加田

イ 宇治川【水位周知河川】

小学校区	発令対象区域
伊野	伊野地区全域
枝川	枝川地区全域

ウ その他河川等

国・県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。

(5) 水害に関する発令解除

水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

2 土砂災害によるもの

(1) 土砂災害に関する判断基準

避難情報種別	発令基準（いずれか一つに該当する場合に発令するものとする）
高齢者等避難 （警戒レベル3）	- 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 - 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
避難指示 （警戒レベル4）	- 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 - 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） - 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） - 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
緊急安全確保 （警戒レベル5）	（災害が切迫） - 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 - 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合

緊急安全確保 (警戒レベル5)	報[土砂災害]) となった場合 (災害発生を確認) 3. 土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達する。
--------------------	---

(2) 土砂災害に関する発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とするが、状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

基本的に土砂災害警戒情報発令をもって、避難指示を発令することとなるが、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）は、土地を1kmメッシュの格子単位で区切った場所毎の60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況进行评估し、発表区域に係るメッシュのいずれか一つでも基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表されている。

このことを十分踏まえ、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）の危険度分布を示した土砂災害に関するメッシュ情報を基に、小学校区単位を基本として発令するが、メッシュ情報は1kmメッシュで提供されることから、危険が高まっている地域を特定できる場合は発令地区を限定し、当該地区内に存在する土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者等に避難情報の伝達を行うこととする。避難情報が発令された場合には、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

(3) 土砂災害に関する発令解除

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。

一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、国・都道府県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

3 火災に関するもの

避難情報等 種 別	判断基準（いずれか一つに該当する場合に 発令を検討するものとする。）	注意すること
高齢者等避難	火災が発生し、気象条件等により延焼のお それがある場合	野焼き・たき火の危険性の周知
避難指示	火災が発生し、気象状況等により火災が拡 大し、被害が甚大となるおそれのあるとき	野焼き・たき火の危険性の周知 住宅密集地での緊急避難場所の 周知
緊急安全確保	火災が発生し、さらに延焼が拡大するおそ れがあるとき	野焼き・たき火の危険性の周知 住宅密集地での緊急避難場所の 周知

第5 避難指示等発令に当たっての助言

1 水害

仁淀川（洪水予報河川）については、高知地方気象台、高知河川国道事務所等に、宇治川（水位周知河川）については、高知地方気象台、高知県等に助言を求める。

2 土砂災害

高知地方気象台、高知県、四国山地砂防事務所等に助言を求める。

第6 避難に当たっての注意事項

- 1 避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、戸締りを完全に行うこと
- 2 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講じること
- 3 避難者は食糧、飲料水、手拭、チリ紙、最小限の着替肌着、照明具、救急薬品を携行すること
- 4 服装は軽装とするも、素足をさけ、必ず帽子、頭巾等を着し、必要に応じ雨合羽、雨外とう等の防雨、防寒衣を携行すること
- 5 単独行動は避け、声を掛けあって避難すること
- 6 できれば氏名票を携行すること(住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの)
- 7 貴重品以外の荷物(大量の家具衣類等)は持ち出さないこと
- 8 前各号のうち平素用意しておける物品、その他は非常持出袋にいられておくこと

第7 避難の誘導及び移送

1 避難の誘導者

避難の誘導者は原則として、町長又は知事の命を受けた職員等、警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、各地区ごとに、責任者及び誘導員を定めておくものとし、誘導に当たっては、極力安全と統制に努める。

2 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- (1) 要配慮者及び必要な介助者
- (2) 一般住民
- (3) 防災義務者

3 誘導方法及び輸送方法

- (1) 避難経路をあらかじめ指示する。
- (2) 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な標示、なわ張り等を行い避難に際し予め伝達する。
- (3) 特に危険な箇所及び要所は、誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。
- (4) 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (5) 浸水地帯には必要に応じ誘導ロープ、舟艇等資材を配置し万全を期する。
- (6) 誘導員は、出発、到着の際人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- (7) 避難者が自力により立退き不可能な場合は車両、舟艇等により輸送を行う。なお被害地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、県に対して、応援要請を行う。
- (8) 避難開始とともに、警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

4 要配慮者の避難

要配慮者に対しては、「いの町災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、安全・迅速に避難ができるよう誘導する。

5 学校、社会福祉施設等における避難対策

児童・生徒の避難は集団行動をとるが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施する。

また、各学校、施設等においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領措置

第8 避難指示等を発令した場合の報告

(1) 知事に対する報告

町長が避難指示等を発令したときは、その旨を直ちに知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

(2) 関係機関への連絡

ア 施設の管理者への連絡

町内の避難場所として利用する学校、公民館などの施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡して協力を依頼する。

イ 警察、消防などの機関への連絡

町は、避難住民の誘導、整理のため、警察などの関係機関に指示の内容を伝え、協力を依頼する。

ウ 隣接市町村への連絡

隣接市町村の施設を利用しなければならない住民に対し、町は、避難指示を行うときは、その内容を直ちに関係市町村へ連絡し、協力を求める。

第9 避難所及び避難路の指定

町は、各自主防災組織並びに町内会と調整の上、避難所及び避難路を指定し、安全対策等の必要な対策を講ずる。

第10 避難指示等の解除

町は、住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められたときに解除する。災害の種類により必要があると認められるときは、県・国等から専門的知見・助言を求めるものとする。また、解除の伝達方法は、発令する際の方法を準用する。

第11 水防計画に基づく避難のための立退き

1 町長の指示

- (1) 町が管理する堤防などが破堤した場合、又は破堤の危機に瀕した場合、町長は直ちに、必要と認める区域の住民に対して、立退き又はその準備を指示する。
- (2) 町長は避難のための立退き指示を発した場合、土佐警察署長に通知する。
- (3) 町長は実施した内容を県に報告する。

2 知事又はその命を受けた職員の指示

洪水により非常に切迫した危険が発生し、人命の保護その他の災害の拡大防止のために必要があると認められたとき、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対して立退きを求める。

第12 警戒区域の設定

1 町長（本部長）

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定により警戒区域を設定する。

2 水防団長（消防団長）等

水防団長（消防団長）、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、水防法に基づき警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止、若しくは制限し、場合によってはその区域からの退去を命じることができる。

3 設定の解除

災害による危険が去ったと判断した場合は、町長（本部長）は警戒区域の設定を解除するとともに知事に報告する。

第13 避難所の運営

1 避難所運営の基本的な考え

大規模な災害が発生した場合、町職員を全ての避難所に配備することは現実的ではないため、大規模な避難所以外の避難所の運営については基本的に住民主体で行うものとする。町職員は、

巡回や避難所との通信等により、避難所の開設状況（開設日時・場所・収容人員等）などの実態把握に努め、災害対策本部との連絡を密にするものとする。避難所を開設した場合は関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努めるものとする。

また、避難所運営マニュアルを施設管理者、自主防災組織、地区代表者、消防団、町担当課で協議しながら、避難所ごとに作成することとする。

2 運営に当たっての注意事項

- (1) 避難所を迅速に開設し、周知徹底する。
- (2) 避難所開設当初から、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるように努める。
- (4) 必要に応じ、被災者支援の観点から避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のケージの確保に努める。
- (5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い、LGBTQ等、多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- (6) 集団的な避難生活に適応できない要配慮者のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整する。
- (7) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、他市町村も民間賃貸住宅、旅館・ホテル等への移動を避難者に促す。
- (8) 避難生活に不足する物資の調達を行う。
- (9) 避難所は、避難者の協力を得て、運営を図る。
- (10) 避難者の総合的な相談窓口を設置する。

3 避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうちで帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

第10節 災害拡大防止活動

【担当；総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）、消防本部等】

町は、災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

第1 消防活動

消防活動においては初期消火及び延焼拡大防止を主眼に実施する。

1 住民、自主防災組織等

自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

2 消防本部等及び消防団

消防本部等及び消防団は、速やかに各地域における火災の全体状況を把握するとともに、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。また、火災による被害の拡大を防止するため、迅速に部隊配置を行い、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保を目的とする消防活動を優先
- (2) 重要かつ危険度の高い地域に対しては優先的に消防活動を実施
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を実施
- (4) 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保を十分に配慮

3 他市町村及び県

町又は消防本部等は、高知県内広域消防相互応援協定に基づき、他市町村及び県に応援を要請する。

- (1) 大規模火災の拡大を防止するため、空中消火の実施が必要な場合、又は空中消火資機材・薬剤などの輸送が必要な場合は、県消防防災ヘリコプターの出動を要請
- (2) 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、町は、県及び四国森林管理局へ確保を要請
- (3) 必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町長が直接自衛隊に通知する。

第2 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は規制をする。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。また、災害発生時の人命救助活動は、地域住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

1 住民・自主防災組織等

住民、自主防災組織等は、地域の救助活動を支援する。

2 町、県及び警察

町、県、警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

また、警察は、必要に応じ、迅速に警察災害派遣隊の援助要請を行う。

3 消防本部等及び消防団

消防本部等及び消防団は、優先的に火災防除に当たるが、人命救助活動も住民、自主防災組織等と協力して実施する。

4 自衛隊

災害が甚大であり、又は特殊災害のため町及び関係機関のみでは救出困難な事態の場合、町は、県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町長が直接自衛隊に通知する。

第3 被災建築物応急危険度判定

町は、支援要請を受けた県や応急危険度判定士の協力のもと、被災した建築物の危険度判定を実施する。

第4 被災宅地危険度判定

町は、支援要請を受けた県や宅地判定士の協力のもと、被災した宅地の危険度判定を実施する。

第11節 緊急輸送活動

【担当；総務部（本部及び各支部）、道路管理者、警察署】

災害応急対策において、輸送の果たす役割は重要である。災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

第1 実施責任者

被災者の避難輸送や災害対策用資材、救援物資等の緊急輸送は本部長の指示により実施する。輸送の確保が困難な場合、県、他市町村及びその他の関係協力機関の応援を求めて実施する。

第2 活動に必要な人員及び物資の輸送

次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先する。

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動
- (2) 医療救護活動
- (3) 消防・水防活動
- (4) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (5) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (6) 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

2 第2段階

- (1) 第1段階の継続
- (2) 給食・給水活動
- (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (4) 輸送施設の応急復旧活動

3 第3段階

- (1) 第2段階の継続
- (2) 復旧活動
- (3) 生活救援物資輸送活動

第3 鉄道輸送

鉄道による輸送においては、四国旅客鉄道株式会社と協議する。

第4 陸上輸送

1 被災者の輸送

被災者の輸送は、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を活用する。また、中央圏域の広域避難に係る市町村とバス事業者で「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結しているため、必要があれば緊急輸送等の協力を要請する。

2 緊急物資の輸送

緊急物資の輸送は、県と一般社団法人高知県トラック協会等とあらかじめ締結している協定に基づき、町は県に支援を要請する。

第5 航空輸送

1 緊急を要する輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に要請し、ヘリコプター等航空機を活用し、輸送を行う。

2 ヘリコプターの離発着可能な場所

町は、ヘリコプターの離発着が可能な箇所の情報を整理する。また、離発着可能な場所の整備に努める。

3 孤立地への輸送

大規模な災害に襲われた場合、迂回路が充分でない本町の山間部の地区は道路の寸断により孤立するおそれがある。孤立した地域への物資の輸送は、早期に県の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターなどの出動を要請し、輸送の確保を行う。

第6 自衛隊による輸送

陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、船舶については、緊急輸送活動の要請に基づく実施を、県に要請する。

第7 広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするために、必要に応じて広域輸送拠点を開設し、その周知徹底を図る。

第8 緊急輸送の為に燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第9 輸送対象

災害時の輸送活動の対象は、原則として次のとおりとする。

1 被災者の避難及び救助に係る輸送

- (1) 被災者の避難輸送
- (2) 被災者を誘導するために必要な人員、資材等の輸送
- (3) 救出された被災者の避難輸送
- (4) 救出するために必要な人員、資材等の輸送
- (5) 飲料水、及びこれを確保するために必要な人員、資材等の輸送
- (6) 被災者に供給する食糧、生活必需品及び義援物資等の輸送

2 医療救護に係る輸送

- (1) 重傷者、急病患者の輸送
- (2) 医療、助産に関する人員、医療品、衛生材料等資材の輸送

3 防疫に係る輸送

防疫に関する必要な人員、薬品、資材等の輸送

4 廃棄物処理に係る輸送

廃棄物の処理に関する必要な人員、資材等の輸送

5 遺体の捜索、処理、埋葬に係る輸送

遺体の捜索、移送、処理、及び検案に関する必要な人員、資材等の輸送

第10 災害時における車両の移動

道路管理者は、災害発生時に立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両等の通行に支障がある場合、放置車両の運転手に対してその道路区間を指定し、車両の移動命令を実施するものとする。

1 道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令

道路管理者は、車両等の占有者等に対し、書面の提示又は口頭で、対象となる道路区間を指定し移動命令を発令する。

移動命令の内容は以下のとおり。

- (1) 道路の左側や歩道への移動
- (2) 車間距離を詰めること（空いたスペースへの車両移動）
- (3) 沿道の空き地、駐車場への移動
- (4) 車両から落下した積載物の車両への再積載

2 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をした場合は、直ちに指定道路区間内にある者に対して周知するものとする。周知方法は道路情報板、ラジオ等を活用するものとし、個々人に伝達することを要しない。

3 道路管理者自らが行う車両の移動等について

道路管理者は、以下に掲げる場合に限り、移動命令の内容を自ら実施するものとする。

- (1) 移動命令を受けた車両等の占有者等が、当該措置を取らない場合（命令に従わない場合及び燃料切れやタイヤパンク等を想定）
- (2) 命令を受ける相手方が現場にいないため、当該措置をとることができない場合（放置車両を想定）
- (3) 道路状況等を考慮して、命令内容を行使することができない場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが明らかな場合を想定）

4 車両の移動等のために必要な土地の一時使用について

道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、必要であれば木竹その他の障害物を処分する。その際、以下の事項について留意することとする。

- (1) 周辺の公用地の有無を確認
- (2) 一時使用による損失や影響が最小限となる土地を選択

- (3) 可能な限り短期間の使用
- (4) 土地所有者の同意なく使用する場合、使用理由を掲示
- (5) 木竹の伐採等、私人の財産の侵害となった場合は、損失補償が必要となることから、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録

第11 緊急輸送に伴う交通規制

1 緊急輸送車両の確認

災害時には、災害応急対策の実施に必要な緊急輸送を確保するため、災害対策基本法に基づく交通規制により、一般車両の通行が禁止・制限される。この規制措置のもとで、災害対策緊急輸送に従事する車は、知事又は県公安委員会が確認の上、証明書及び標章を交付する。

受付者	発行機関	対象車両
知 事	災害対策本部 ※災害の状況により 支部に委任する。	1 県及び市町村災害対策本部の使用する車両 2 応援のため県・市町村又は他の県の使用する車両 3 防災会議関係機関の使用する車両 4 報道機関の使用する車両
公安委員会	県警本部長、警察署長	すべての車両

2 確認証明書及び標章

(1) 緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		高 知 県 知 事 ㊞ 高知県公安委員会	
㊞			
電話標に表示されている番号			
輸 送 人 員 又 は 品 名			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考	この証明書は、運転中携帯し警察官から要求があったときは提示しなければならない。		

【注】用紙は日本工業規格B6とする。

(2) 標章

登録(車両)番号

緊 急

有効期限 年 月 日

21

備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、

「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。

第12節 交通確保対策

【担当；総務部（本部及び各支部）、道路管理者、警察署】

災害により道路、橋梁に被害が発生又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全に必要なときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。また、災害時に緊急輸送のために交通確保が必要なとき、県公安委員会、警察、道路管理者及び各防災関係機関は、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

第1 交通規制等

1 交通規制

交通の規制は次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由など	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	災害による道路の損壊など危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策に必要な物資などの緊急輸送を確保する必要があるとき	緊急自動車以外の車	災害対策基本法第76条
警察署長	同上	上掲の措置のうち、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1ヶ月未満のとき	歩行者車両など	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において、交通の危険を防止するため、緊急措置の必要が一時的に認められるとき	同上	道路交通法第6条第1項
道路管理者	同上	道路の損壊、欠損その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

2 実施内容

(1) 道路、橋梁などの応急措置

- ア 道路管理者は、道路、橋梁などに被害が生じた場合、その被害の状況に応じて、排土作業、盛土作業、障害物の除去、橋梁の応急補強などの必要措置を講じ、交通を確保する。
- イ 道路管理者は、応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通を確保する。
- ウ 町長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は、国土交通省土佐国道事務所、又は高知県中央西土木事務所に直ちに報告する。

(2) 交通規制

ア 道路管理者の措置

道路管理者は、次の場合には直ちに通行を規制し、交通規制を実施した際は、その詳細を土佐警察署長に通報するとともに、道路標識の設置、迂回路の標示などを行い、かつ道路情報センター、報道機関を通じて、一般に周知徹底する。また、道路管理者は緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動を命じる。運転者がいない場合等においては、管理者自ら車両の移動等を実施する。

a 道路の欠壊、浸水、山崩れなどによる道路の損壊の発生

b 豪雨、地震などの異常気象時において、道路損壊などのおそれがあり、通行が危険と予想されるとき

イ 土佐警察署、県公安委員会、自衛官及び消防吏員などの措置

土佐警察署及び県公安委員会は、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速で的確に実施する。また、公安委員会は規制が行われる場合は、あらかじめ当該道路の管理者に、規制の対象など必要な事項について通知して住民に周知する。

a 警察官の措置命令

警察官は、通行禁止区域などにおいて、車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれがある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車両などの移動を命ずる。命じられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

b 自衛官の措置命令など

警察官がその場にいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を実施する。

c 消防吏員の措置命令

警察官がその場にいない場合は、車両の移動など必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置を実施する。

(3) 緊急通行車両の確認手続

ア 知事及び公安委員会は、災害対策基本法に規定された緊急通行車両は、使用者の申出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書を交付する。

イ 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、あらかじめ緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届出により審査する。

(4) 交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

第2 施設の応急復旧等

1 応急復旧等

道路管理者（町・県・国）は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定を行う。

2 道路占用工作物の保全

町は、道路占用工作物（電力・通信・水道・その他）などに被害があった情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全措置を命じ、道路の保全を図る。

第3 緊急道路の啓開

1 緊急啓開道路の必要性

大規模な災害に襲われた場合、町内の道路の多くは、家屋や納屋、ブロック塀等の倒壊等により、障害物が散乱し被災者の避難や救助・救護活動、消火活動に大きな支障が出ることが予測される。こうした状況にあつて、被災者の避難誘導や救助・救護活動、消火活動が行えるよう、最低限の緊急道路を確保する。このため、あらかじめ緊急道路を選定し、壊滅的被災に際して、優先的に障害物の除却や応急補修等を行い緊急道路を啓開する。

2 啓開作業体制

(1) 実施責任者

緊急道路の啓開は、原則としてこれを管理する者が行う。県道及び国道において早急に啓開が必要な場合、町長がこれに替わり実施する。啓開作業は、町内建設業者との協定により行う。

(2) 作業方針

緊急道路の啓開作業は避難誘導、緊急車両等の通行に支障を来さぬことを作業方針とし、倒壊物、落下物等により生じた障害物を除却し、陥没、亀裂等の応急的補修を行う。

第13節 社会秩序維持活動

【担当；警察署、消防部（本部及び各支部）】

警察は、風水害などの災害発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。町は、高知県警察本部と協力し、災害警備を推進する。

第1 警察の任務

警察は、災害発生に際しては、住民の生命・身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持することを任務とし、おおむね次に掲げる活動を行う。

- 1 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- 2 被災者の救出・救護及び行方不明者の手配及び捜索
- 3 被害実態の把握
- 4 被災住民の避難誘導
- 5 交通渋滞の防止、避難道路、及び緊急交通路の確保などの交通規制措置
- 6 遺体の検分（検視）及び身元不明遺体の身元調査
- 7 民心の安定を図るための広報、相談受理などの諸対策
- 8 被災地の各種犯罪の予防検挙
- 9 被災地、避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- 10 町、県及び関係機関などの行う災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
- 11 その他必要な警察活動

第2 警備体制

警察本部に高知県警察災害警備本部、被災地を管轄する警察署ごとに署災害警備本部を設置す

る。

第3 社会秩序の維持活動

- 1 住民等と協力しながら、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化し、避難所などの定期的な巡回を実施する。
- 2 悪徳商法、窃盗など被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に実施する。

第4 消防団の任務

避難所での支援活動として、必要に応じて夜間の警戒活動等を実施する。

第14節 地域への救援活動

町は、住民の被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施し、各種の相談窓口を設置する。

町は必要に応じて、県に応援を要請するとともに、県を通じて、高知県内の他市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県を通じて他県及び国などに応援要請を依頼する。

担当事務	担当部署
1 飲料水の調達、供給活動	上下水道部、産業建設部（各支部）
2 食糧の調達、供給活動	総務部（本部及び各支部）
3 生活必需品等の調達、供給活動	総務部（本部及び各支部）
4 医療（助産）救護	ほけん福祉部
5 消毒・保健衛生	ほけん福祉部、環境部
6 災害廃棄物処理	環境部
7 遺体の捜索、遺体の埋火葬計画	総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）、環境部
8 被害を受けた家庭動物の保護及び管理	環境部
9 応急仮設住宅等	土木部

第1 飲料水の調達、供給活動【上下水道部、産業建設部（各支部）】

災害により飲料水が枯渇又は汚染して、現に飲料水を得ることができない者に対し、供給するとともに、飲料水の確保を図る。

実施責任者は、災害救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が実施する。また、同法が適用されない小規模な災害の場合は、町長が実施する。

1 給水需要の把握

施設や水需要者等の各種データに基づき、避難者や断水世帯等、現に飲料水を得る事ができない地域及び対象者を迅速に把握する。

2 給水活動の実施

(1) 平時の備え

平時から水道施設の状況や利用できる井戸について必要な情報を把握する。同時に、応急給

水の実施が可能な具体化策を定め、応急給水対策のマニュアルを作成し、災害時には、迅速に給水体制を確立する。

また、水道施設が被災した場合、給水器材による給水が不可欠であるため、次の器機の確保に努める。

ア 給水タンク、角型容器等の運搬容器

イ 造水装置

ウ その他応急給水に必要な器材

(2) 水道による給水

町は、水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに応急復旧を実施し、水道により給水する。必要に応じて、日本水道協会、県、県内他市町村に応援を要請する。なお、調査・応急復旧工事については、重要給水施設を優先して行う。

(3) 検水の実施

断水時には、日常飲用していない打ち込み井戸の水を飲用することも予想される。こうした水を飲用する場合、近隣の水質検査機関の協力を得て早期に検水を実施し、必要な消毒を行う。

3 給水施設の応急復旧

(1) 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表する。

(2) 必要に応じて県内他市町村及び県に応援要請する。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 供給のための費用

ア 当該地域における実費

イ 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 輸送費及び労働賃金

(2) 期間

災害発生から7日以内とする。

(ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。)

第2 食糧の調達、供給活動【総務部（本部及び各支部）】

町は、災害により日常の食事に支障を来した者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しなどの方法により食糧を供給する。

実施責任者は、災害救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が実施する。また、同法が適用されない小規模な災害の場合は、町長が実施する。

1 供給対象者

食糧の供給対象者は以下に示すとおり

(1) 避難所に収容された被災者

(2) 住家に被害を受けて炊事のできない者

(3) 一時縁故先などに避難する必要がある者（3日間支給）

(4) 通常の配給機関がまひし、主食の配給が受けられない者

- (5) 旅行者などで、食糧を得ることができない状態にある者
- (6) 救助、救護、災害防止、災害復旧などの従事者（災害救助法の対象とならない。）
- 2 緊急食糧の調達
 - (1) 応急米穀

町長は、被災者に対して供給の必要があると認めた場合は、必要とする事情及び米穀の数量等を明らかにして、県に要請する。

 - ア 町内での調達

町が町内の米穀取扱者（小売業者、農協など）から購入する。
 - イ 県のあっせん

不足する場合は県にあっせんを依頼する。
 - ウ 農林水産省

災害救助法が適用された場合は、中国四国農政局高知地域センター長との協定に基づいて、知事が中国四国農政局高知地域センター長から買い受けた米穀の引渡しを受けて供給する。
 - (2) 備蓄乾パン

米穀に準じて知事に申請する。
 - (3) 調製粉乳の調達

罹災した乳幼児に必要な調整粉乳の調達は、協定を締結した流通業者から調達する。
 - (4) 咀嚼困難者対応食・アレルギー食

緊急時に備えて備蓄に努め、集中管理する。
 - (5) 副食・調味料など
 - ア 町内での調達

町は、町内の商工会・食糧販売業者に要請し、副食、調味料などを被災者に供給する。

また、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
 - イ 不足分は県に要請
- 3 炊き出し及び給食の方法
 - ア 自主防災組織、住民、ヘルスメイト、NPO・ボランティア等と協力して、各現場において現場責任者を定めて、炊き出しと食品を配給
 - イ 状況により、地域の団体、日本赤十字社奉仕団、自衛隊などの協力を得て配給
 - ウ 炊き出し施設は、基本的に調理施設のある町内小、中学校、公民館及び各集会所とし、それぞれの家庭科室等の設備を利用するほか、移動炊飯器による野外炊飯も実施
- 4 緊急食糧の配布

町は、避難者などへの食糧の配布を原則として1日3回行う。事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定する。

 - (1) 町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
 - (2) 町は、配布に当たっては、住民、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。
 - (3) 特に、要配慮者への配布に配慮する。

5 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 費用の限度額

災害救助法では、費用の使途及び限度額は、炊き出しその他による食品の支給を実施するための主食・副食及び燃料雑費の経費となっていることに留意する。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の支給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内(ただし、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。)とする。

6 物資調達マニュアルの整備

食糧の供給・調達については、次の事項などを内容とするマニュアルの策定を図り、その内容に従って実施する。

- (1) 罹災者に対して供給する食糧・食材などの品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者・外食産業などからの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所(調理施設・避難所など)の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者・実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ、高知県への食糧・食材・資材などの調達の要請
- (6) 援助食糧集積地を指定し、責任者の指定などにより受け入れ体制を確立
- (7) 供給ルート・運送体制の確立
- (8) 避難所ごとの罹災者・自治組織など受け入れ体制の確立
- (9) 罹災者への食糧の供給方法(配分、場所、協力体制など)の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

第3 生活必需品等の調達、供給活動【総務部(本部及び各支部)】

町は、災害により生活に必要な被服や寝具、その他日用品などを喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対してニーズに応じた生活必需品を支給又は貸与する。その際には、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いにも十分配慮する。

実施責任者は、災害救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が実施する。また、同法が適用されない小規模な災害の場合は、町長が実施する。

1 供給対象者

住宅の全半壊(焼)、流失、床上浸水などにより生活上必要な被服・寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を供給の対象者とする。

2 被服など生活必需物資の供給品目

町は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を供給する。

- (1) 寝具(タオルケット・毛布・布団など)
- (2) 被服・肌着(洋服上下、子供服などの上着、シャツ、パンツなどの下着)
- (3) 身の回り品(タオル、靴下、靴、サンダル、傘など)
- (4) 炊事道具・食器(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸など)
- (5) 日用品(石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなど)
- (6) 光熱材料(マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料など)
- (7) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

- (8) 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）
- (9) 猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機

3 救援物資配分計画の策定

町は、救援物資の配分に当たっては、必要数量を把握し、適切に実施する。

4 救援物資の確保

町は、救援物資が事前備蓄で不足する場合は、義援物資や他市町村、流通業界との協定及び県への要請などにより必要品目・量を確保する。

その場合は、必要品目・数量・日時・送付場所などを明示する。

- (1) 町は日本赤十字社高知県支部に、生活必需品などの配布を必要に応じて要請する。
- (2) 町内で調達できない場合は、県に要請する。

5 救援物資の供給・配布

- (1) 救援物資は収容避難所での供給を原則とし、町は、様々な媒体を活用し、広く住民などに物資の情報を周知する。
- (2) 救援物資の配分などは、多くの人手を要することから、町は、地区民生委員・児童委員、町内会及び自主防災組織と連携して円滑に実施する。

6 物価の安定

県は、生活関連物資の買占めや、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐため、監視や指導を行う。

7 災害救助法が適用された場合の留意点

- (1) 費用（被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与）はあらかじめ規定された限度額内となっている点に留意する。
- (2) 期間は災害発生の日から10日以内とする。
(ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。)

第4 医療（助産）救護【ほけん福祉部】

町は、災害で傷病者が多数発生した場合のほか、被災地域の医療機能が喪失又は著しく不足し、医療機構が混乱した場合には、被災者に対し、応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 災害時における医療（助産）救護活動は、町長が独自の応急対策として行う。ただし、医療（助産）の実施は、吾川郡医師会等関係機関・団体との連携のもと実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合には、高知県災害救助法施行細則に示される実施基準のもと知事が行うものとする。ただし、知事の委任を受けた場合には、町長が実施するものとする。

2 実施内容

「いの町災害時医療救護計画」に基づき、関係機関・団体と連携して医療救護活動を実施する。

第5 消毒・保健衛生【ほけん福祉部、環境部】

被災地域においては、衛生条件の極端な悪化により、感染症や疾病、食中毒などの発生が多分に予測されることから、町は、これを防止するため、早急に消毒による防疫及び衛生の活動を実施する。

1 実施責任者

基本的には町（ほけん福祉部、環境部）が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は中央西福祉保健所へ活動の実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第27条による代執行は知事が行う。

2 消毒活動

- (1) 被災地域の衛生状態を把握する。
- (2) 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- (3) 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。
- (4) 冠水地域など衛生条件の悪化した地域において、検水などを実施

3 保健衛生活動

- (1) 被災地域の町民の健康状態、健康課題の把握
- (2) 被災者の健康状態に応じた支援
- (3) 要配慮者への支援
- (4) 保健衛生活動に係る必要人員、物資の調達
- (5) 関係機関の協力体制確保

4 消毒活動用資機材及び薬品の確保

(1) 必要な資機材及び薬品

予定する防疫活動で必要な資器材は、おおむね次のとおりである。

ア 噴霧器

イ 消毒薬剤

次亜塩素酸ナトリウム、その他消毒薬剤、消毒用アルコール、塩化ベンザルコニウム

ウ 昆虫駆除薬剤

DDT、その他昆虫駆除薬剤、リンデン、オルソ剤

(2) 防疫用薬剤等の調達

初期防疫活動は、町備蓄品、町内病院、薬局の資器材等を利用するが、大規模災害時には不足することが予測され、早期に県に支援調達を要請する。

5 感染症患者などが発生した場合の措置

町は、被災地に感染症患者又はその疑いのある者が発見されたときは、速やかに中央西福祉保健所長に連絡し、患者などに対する処置を依頼する。当該福祉保健所長が当該患者などの発生場所などの消毒などが必要であると認める場合は、その指示を受け、当該場所などの消毒などを行う。

6 患者などに対する措置

(1) 収容隔離

町は、被災地に感染症患者が発生し、又は病原体保菌者が発見されたときは、速やかに病院などに収容隔離する。

(2) 自宅隔離

適当な隔離施設がない場合、あるいは隔離措置をとることができない保菌者などに対しては、町は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理などについて厳重に指導する。

7 食品衛生の監視

食品衛生の監視については、県に権限が属するので、中央西福祉保健所に依頼する。

第6 災害廃棄物処理【環境部】

町は、災害により排出、又は処理量の増加したごみやし尿を、迅速で確実に収集処理し、早急な環境衛生整備を図る。

1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は、町が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、高知県中央西福祉保健所に連絡し、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

2 し尿の処理

し尿処理については、仁淀川下流衛生事務組合と連携し、迅速に処理を行う。ただし対処不能のときは、町は、ごみ処理及びし尿処理を要する地域、数量などに応じ、民間の処理業者への委託又は雇い上げなどにより所要の班を編成する。町は、浸水地域など緊急にくみ取りを要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

- (1) し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握
- (2) 汲み取りを要する地域の優先度を設定
- (3) 処理に必要な人員・物資を調達
- (4) 必要に応じて、近隣市町村及び県に応援を要請
- (5) し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知
- (6) し尿処理を計画的に実施

3 ごみの処理

(1) ごみ処理の流れ

- ア 被害状況から災害時のごみの量を想定
- イ 処理に必要な人員、物資を算定し、調達
- ウ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請
- エ ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知
- オ ごみ処理を計画的に実施

(2) ごみの収集処理

廃棄物については、次のとおり分類する。

- ア 通常の一般廃棄物については、平常時の分別区分に従い分別
- イ 災害により発生する廃棄物
 - a 破損した陶磁器類など
 - b 浸水などにより使用不能となった畳、家具類、電化製品など
 - c 避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物
 - d 風水害などにより破損した内壁、外壁、屋根瓦など

(3) ごみ収集順序

町は、収集は被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施する。収集したもの

は焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、可能な限り再資源化したうえで、最終処分する。

収集・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

また、収集処理方法や臨時集積場所などについては、住民への周知を徹底し、ごみの自己処分や分別整理などの協力を得て、できるだけ速やかに処理する。

(4) ごみの収集場所

ア 通常のごみステーションに出してもらい、収集業者などにより順次収集する。ただし、ごみの量が多量となる場合は、ごみステーション以外の場所に出されたものについても順次収集する。

イ 焼却処分が可能なごみについては、高知中央西部焼却処理事務組合に搬送し、困難な場合は仮集積所を定め、搬送集積を行って順次処理する。

ウ 避難場所周辺を除いた仮集積所については、公共施設、公園、グラウンド、町有遊休地などを利用する。

(5) 住民へのごみ収集方針の広報

町は、災害発生に伴う臨時ごみの収集処分方針を速やかに決定し、被災住民に対し、方針や内容の広報を行い、あわせて住民の分別による仮集積場所への搬送の協力を呼び掛ける。

第7 遺体の搜索、遺体の埋火葬計画【総務部（本部及び各支部）、消防部（本部及び各支部）、環境部】

町は、災害発生により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、遺体の搜索、処理及び埋葬・火葬を実施する。

1 実施責任者

(1) 遺体の搜索、処理及び埋葬

遺体の搜索、処理及び埋葬は、町が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。なお、同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されないときは、町長が実施する。

(2) 遺体の検分、検視

遺体の検分、検視は警察が行う。

2 遺体の搜索

(1) 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録するものとする。

イ 搜索は、消防団、消防署、土佐警察署及び自衛隊が協力し、搜索班を編成し、必要な機械器具を借り上げて実施

ウ 被災の状況により、住民の応援を得て実施

(2) 応援の要請

町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失などで

他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び隣接市町並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 応援を要請する人員、器具等

3 遺体の処理

遺体の処理は町が土佐警察署に協力を要請して実施する。

遺体の身元確認のために相当の時間が必要な場合、又は死亡者が多数のため早急に処理できない場合は、遺体を特定の場所に集めて一時保存（安置）する。

(1) 遺体の検案

ア 遺体の検案

原則として警察の検視班の指示により、町の指定する遺体安置所で実施する。

イ 遺体の一時保存（安置）

原則として、町内医療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合に備え、町の指定する施設に一時保存するが、状況に応じて寺院などの宗教施設などに協力を求める。

ウ 身元不明者又は遺族などの遺体確認ができない者については、遺体に関する処理（埋葬・火葬を除く。）を実施する。

a 遺体の洗浄、縫合、消毒等（識別・確認のための措置として実施）

b 遺体の死因やその他のことについて、医学的検査を実施

(2) 変死体の届け出

変死体については、直ちに土佐警察署に届け出をし、検視後に遺体の処理を行う。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上、遺体を引渡す。

(4) 遺体の埋葬・火葬

遺体の埋葬・火葬については検案が終わり次第、速やかに行う。

ア 埋葬は遺体の処理後、棺に納め原則として火葬に付し骨壺及び骨箱に収め安置し、遺族に引き渡すことにより実施する。

イ 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬又は土葬により応急的に埋葬を行う。

ウ 1年以内に遺族からの引取りがない場合は、町で埋葬する。

エ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬する。

オ 周囲の事情により火葬にできない場合、土葬にする。

4 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される遺体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおり。

(1) 遺体の搜索

ア 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定

される者

イ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

ウ 搜索の費用

搜索のための機械器具などの借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 遺体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行う。

イ 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、遺体の一時保存、検案などを行う。

ウ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

エ 遺体処理に要する費用の限度

- a 洗浄、縫合、消毒については、遺体1体当たり「高知県災害救助法施行細則」に定める額
- b 遺体の一時保存については、既存建物利用の場合は通常の実費とし、既存建物が利用できない場合は1体当たり「高知県災害救助法施行細則」に定める額とする。また、ドライアイスの購入費などの経費が必要な場合は通常の実費
- c 検案の費用については、救護班の活動として行われる場合は、費用を必要としないが、救護班の活動でない場合は地域の慣行料金とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行う場合

- a 災害の際に死亡した者であること
- b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な埋葬又は火葬

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

5 遺体の搜索・埋火葬マニュアルの活用

遺体の処理に関することについては、高知県広域火葬計画及び高知県広域火葬事務処理要領並びにいの町遺体対応マニュアルの内容に従って実施する。

第8 被害を受けた家庭動物の保護及び管理【環境部】

災害の発生に伴う犬、猫などのペットや特定動物などの動物の保護及び危害防止に対応するため、町、住民、県等による協力体制を確立する。

1 県の活動

- (1) 広域的に被害を受けた家庭動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設
- (2) 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努める。

2 町の活動

- (1) 地域における被害を受けた家庭動物相談とともに災害死した動物の処理を実施
- (2) 家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援

3 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して、餌を配布する。

第9 応急仮設住宅等【土木部】

災害発生に際し、住居を滅失した世帯又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を提供するとともに、被災した住宅の応急修理を行う。災害時の住宅対策について、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、資材等の確保、町営住宅の応急修理等について必要な事項を定める。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。また、同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されないときは町長が実施する。

2 応急仮設住宅の建設

災害により居住する住家がなく、自らの資力で再建不可能な者に対して、速やかに応急仮設住宅を建設し供与することとし、円滑な入居に努める。その際、高齢者、障害者等要配慮者に配慮した構造、設備とする。

(1) 供与対象世帯数の把握

住宅が全壊（焼）・流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）の数を把握

(2) 建設用地の選定

用地については、当面利用目的が決まっていない町・県・国の所有する公共用地、公園又は被災前の住宅建設地などの中から優先的に選定する。

ア できる限り集団的に建築できる場所から優先的に選定して確保

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して、2次災害のおそれや水害のおそれのない箇所で、ガス、電気、飲料水が得やすく、保健衛生上適切な場所を選定する。やむを得ず、私有地を選定する場合には、十分協議の上、選定するものとする。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通しなどについても考慮

エ 選定上の留意点

a 民有地の借り上げによる使用料は救助費の対象外

b 災害地の応急措置の用に供するときは、国有財産の無償貸与を受けることができ、財務大臣あてに普通財産の貸付けを申請

(3) 住宅の構造・設備

構造及び設備は、高齢者、障害者などの要配慮者といった、入居者の状況や利便性に配慮したものとする。

(4) 入居者の決定

応急仮設住宅に入居する者は、災害によって住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を原則とする。

また、災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない、もしくは、応急仮設（民間賃貸住宅借り上げ）制度を利用していない者とする。なお、入居の決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者・障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定し、町長に委任された場合は、町長が決定する。運用については、災害救助事務取扱要領等を基準とする。

(5) 応急仮設住宅の建設上の留意点

ア 設置戸数については、災害救助法の基準によるほか、避難場所などの存続状況などを考慮に入れて決定

イ 建設地への進入路を確保

(6) 大規模災害時の県への供給あっせんの要請

大規模な災害により、町で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして県に要請する。

ア 被害戸数

イ 設置を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする建設業者数

エ 連絡責任者

(7) 空家住宅の確保

町営住宅等町の管理する住宅のほか、県、住宅供給公社などの所有する空家を確保する。

ア 民間賃貸住宅の活用

イ 公営住宅の一時使用

ウ 公共施設の活用（学校・公民館など）

(8) 募集

総合窓口を設置し、募集する。

(9) 運営管理

町は、以下のことに留意して、応急仮設住宅を適切に管理運営する。

ア 安心・安全の確保

イ 孤立死や引きこもり等を防止するための心のケア

ウ 入居者によるコミュニティ形成及び運営

エ 女性の参画による意見反映

オ 必要に応じて家庭動物の受け入れ

3 住宅の応急修理

町は災害により住家の一部が破損（半壊又は半焼）した被災者のうち、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）に対して、居住のために必要最小限の修理を行う。

また、実施に当たっては、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であって、かつ、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しな

い場合が対象とする。

(1) 災害救助法が適用された場合の留意点

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、居室、炊事場、便所など必要最小限度の部分とする（工事請負契約の締結）。

ア 応急修理費用の限度額

a 1世帯当たり規定の限度額以内まで

b 町は、1世帯当たりの限度額内で、居室、炊事場、便所などの破損した箇所の補修に必要な修理用原材料費、労務費、材料輸送費及び工事費を負担

イ 応急修理の期間

災害発生から1ヶ月以内

（ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は延長できる。）

4 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設については、建築関係業者等の協力を得て実施する。建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は町及び県があっせんする。それでも資機材が不足する場合は、国に資機材の調達を要請する。

5 野外施設の設置

町は、長期的な避難生活として施設が不足する場合は、適所に臨時的に野外に避難施設を設置する。

6 広域的な避難

町は、避難者数、収容状況を考慮し、避難場所等が確保できず、町域外への広域的な避難、収容が必要な場合には、県及び他市町村に広域避難に関する支援を要請する。県内の中央圏域における避難については、中央圏域広域避難計画に基づき行う。

県は県内で避難場所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請する。

7 災害救助法の実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅及び住宅の応急修理の実施基準等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出することができる費用は「高知県災害救助法施行細則」に定める額とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、一施設当たりの規模及びその設置のために支出することができる費用は、イにかかわらず、知事が別に定めるところによる。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別の配慮を要する複数のものを収容する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

カ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

キ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、完成の日から、建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項の許可の期限内(最高2年)とする。

第15節 ライフライン等施設の応急対策

【担当；土木部（本部）、上下水道部（本部）、産業建設部（各支部）、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、一般社団法人高知県LPGガス協会、西日本電信電話株式会社】

関係機関は、電気、ガス、電話、上下水道、農業集落排水など被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

第1 電力施設

災害時における電力への被害は、社会的に多大な影響を及ぼすので、復旧は、迅速・的確かつ慎重に行う必要がある。

1 実施責任者

四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社は、電気供給責任を完遂するために、平時より設備の点検、人員・資材の確保等災害対策に万全を期すとともに、災害発生時には早期復旧に努める。

また、町は仮設電柱、配電線等の電力供給設備を町有地に設置することを承諾し、必要に応じて資材置き場の提供など、早期の応急復旧に協力する。

2 広報の実施

(1) 報道機関、防災関係機関に対し、被害の概況、電力供給への支障が発生している状況、復旧の現状と見通しなどについて、適切迅速な情報提供を行い、不安解消に努める。

(2) 上記内容に加えて、特に感電などの電気事故の防止に向けた対応の周知など、具体的かつきめ細かな注意事項を広報車又は報道機関を通じて提供する。

3 要員・資材の確保

(1) 被害の重要度・状況等に応じ要員を効果的に投入し、早期回復を図る。また、不足する場合は、必要に応じ、関係業者や県内外の他機関の応援を要請する。

(2) 災害対策用備蓄資材・一般保守用予備資材を優先利用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入する。また、状況に応じて、関係業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請する。

4 保安対策

(1) 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。

(2) 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施する。

(3) 送電を再開する場合は、現場巡視等必用な措置を取った後実施する。

5 供給設備の復旧

(1) 電気供給施設の災害からの復旧は、民生の安定と一般の復旧活動用の電力源を確保するため、特に早期に実施する。

(2) 復旧工事は、原則として公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し実施する。

(3) 復旧工事は、本工事を原則とするが、仮復旧工事が本工事と比較して短期間に施行でき、電力の安全な供給が可能なときは、必要に応じて仮復旧工事により送電を行った後、本工事を実施する。

(4) 工事の安全対策

復旧工事は、災害の規模、被災設備の状況に応じ、関係機関との緊密な連絡のもとに、人員、資材、機動力などを最大限に活用し、感電の事故防止に十分留意して実施する。

6 ダムの管理

河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努める。

第2 ガス施設

1 実施責任者

実施責任者は、一般社団法人高知県LPガス協会とする。

2 実施内容

一般社団法人高知県LPガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制などについて、次の措置を行う。

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。

イ 被災地区については、被害概況などに加え、注意事項などきめ細かい情報を提供する。

(2) 要員の確保

ア 動員計画に基づいて要員を確保する。

イ 不足する場合は、各支部などへ応援を要請する。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先的に使用し、不足する場合は、本店などから緊急に転用するための措置を要請する。

(4) 避難所への支援

一般社団法人高知県LPガス協会は、避難所での炊き出し、給湯の支援を実施する。

(5) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから、優先的に復旧工事を実施する。

第3 上・下水道施設

1 実施責任者

実施責任者は施設管理者とする。

2 実施内容

(1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。

(2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。

(3) 関係機関の協力を得て復旧を実施する。

第4 通信施設

災害時の情報伝達体制確立のために安定した電気通信網の確保は必要不可欠である。

電気通信設備に被害を受けた場合は、重要な通信を確保するとともに、被災した電気通信設備

を迅速に復旧するため、次の事項を実施する。また、この場合、災害対策本部及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

1 実施責任者

実施責任者は西日本電信電話株式会社高知支店及びほかの通信事業者とする。

2 実施内容

- (1) 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。
- (2) 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- (3) 関係機関の協力を得て復旧を実施する。

3 西日本電信電話株式会社高知支店の実施内容

西日本電信電話株式会社高知支店は、防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置する。

(2) 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次の事項の実施により臨機に措置をとり、通信サービスの途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 臨時公衆電話の設置など

臨時回線の作成、中継順路の変更など、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置などの措置をとる。

イ 利用制限

実施責任者は、通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保する必要があるときは、臨機に利用制限などの措置をとる。

ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報

実施責任者は、非常緊急電話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に対して優先的に取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備などの応急復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行う。

(4) 復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行う。

第16節 教育対策

【担当；教育部（本部及び各支部）】

町は、災害発生後に、教育が中断されないよう、できるだけ速やかに被害を受けた関連施設の応急復旧、応急的教育施設を確保し、教育が中断されないよう必要な対策を行う。

また、住家に被害を受け、学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対し、町は、必要最小限度の学用品を供与し就学の便を図る。

本節では、小中学校の児童、生徒を対象としているが、保育所・幼稚園・認定こども園の幼児についても準用する。

第1 実施責任者

実施責任者は町教育委員会、県教育委員会、県とする。

町立施設における応急教育施設対策は、教育長の指示のもと、教育委員会が実施する。

第2 初動体制

1 授業開始後の措置

災害が発生又は発生が予想される気象状況となったとき、各学校（園）長は町教育長と協議し、必要に応じて臨時休業（園）措置をとる。帰宅させる場合は、原則として保護者へ連絡するとともに、学校等で保護者に引き渡すが、小学校高学年児童及び中学校生徒に対しては、注意事項を徹底させる。

2 登校前（下校後）の措置

町教育委員会、学校（園）長は、休業（園）措置を登校前（下校後）に決定したとき、いの町防災・行政アプリ、スクリレ、電話連絡網等により保護者に伝えることにより徹底を図る。

3 その他

(1) 施設の被害状況の把握と、被害拡大防止のための応急対策

(2) 児童、生徒及び教職員の安否確認

(3) 状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校（園）長は、町教育長と協議して決定

第3 文教施設・設備の応急復旧

応急復旧に際しては、施設設備の被害状況を速やかに把握し、おおむね次のような要領により措置を行い、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

1 教育施設等の全壊・全焼時

施設に重大な被害を受け、生徒の安全が確保できない場合は、校舎再建、仮校舎建設の計画をたて、具体化を図る。

2 教育施設等の半壊・半焼時

復旧を要する場合は、被害の程度を十分に把握した上で、補修等の措置を行う。

第4 応急教育の実施

校舎が使用不能となった場合、教育長は学校長その他関係者（PTA、教職員等）と協議した上で、実情に応じ次のように措置を行う。

1 校舎の使用不能時、一時使用不能時

校舎が使用できない場合は、その再建及び仮校舎建設まで他の町立学校等の余剰教室、及び使用可能な公共施設を臨時に使用する。

2 他施設の利用困難時

他の公的な施設の利用ができない場合、応急仮校舎を建設する。

第5 応急教育の方法

1 被害の程度により臨時休業の措置をとった場合は、夏季休業、冬季休業の振替授業等により授業時間の確保を図る。

2 通常と異なった教育環境に配慮した授業を実施

3 教育環境悪化により、教育効果が低下することのないよう補習授業などを適宜実施

- 4 児童、生徒が被災した居住地を一時的に離れる場合は、新居住地の学校に仮入学をさせて授業を実施
- 5 児童、生徒が町外に転出した場合、転出先の教育委員会と連携をとり、迅速な受け入れを図る。

第6 教材・学用品などの調達及び配分方法

町は、調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分する。

- 1 町は、児童、生徒の学用品の被害状況及び最低限度必要な学校備品について調査を行い必要量を確保
- 2 町は、県内、県外業者のリストを作成し、被災地域に応じた発注体制を構築
- 3 町は、被害学校別、学年別、使用教科書ごとの数量を速やかに調査し、県に報告
- 4 町は、指示に基づいて教科書供給書店などから供給
- 5 町は、他の市町村に対し、古本の供与を依頼
- 6 供与対象者は災害のために住家に被害(床上浸水以上)を受けた小学校児童及び中学校生徒で、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を来している者

第7 その他の文教対策

1 授業料の免除と育英資金の貸付

(1) 授業料の減免

高校生の被災状況を調査し、災害のため授業料の納入が困難となった者は、授業料の減免について、関係機関が適切な措置を行えるよう講ずる。

(2) 育英資金の貸付

被災により就学に著しく困難を生じ、育英資金の貸付が必要と認められる者は貸付の措置が行えるよう講ずる。

2 学校給食

給食センター等の学校給食施設、設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、安全確認、衛生状態の確認後、給食の実施に努める。学校の家庭科室は、被災住民の炊き出しに使用することを予定し、この調整を早期に図る。

3 教育実施者の確保

概ね以下の順序で対応するが、大規模災害の場合、教職員の被災に伴い、教育の実施が困難になる場合も予測されていることから、県の指導に基づき学校教職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。

(1) 欠員の少ない場合は、学校内で調整

(2) 被災した学校以外の隣接校との調整を検討

4 学校安全等

(1) 学校防災訓練の実施

町立学校等においては、日ごろから災害の発生に対処する訓練を実施する。

(2) 通学時の安全確保

被災後は、応急復旧のため通学路での工事が行われることも予測される。また、児童、生徒に対し、登・下校途上の指導・誘導を行い、通学時の安全を確保する。

(3) 児童、生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告

する。

(4) メンタルケアを必要とする児童、生徒、教職員に対し、相談事業を実施する。

第8 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される学用品などの実施基準は、次のとおり。

1 給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった者を含む。）により、学用品を亡失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に給与する。

2 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費用の限度額
教科書	※災害発生の日から1ヶ月以内	教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費
文房具	※災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 限度額内 中学校生徒 1人当たり 限度額内
通学用品	※災害発生の日から15日以内	高等学校など生徒 1人当たり 限度額内 (入・進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。)

※ ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

第17節 労務の提供

【担当；総務部（本部及び各支部）、ほけん福祉部、産業部（本部）】

町は、災害応急対策を実施するに当たって、労力的に不足する場合に人員の確保を行う。

第1 従事協力命令

町は、災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき住民等に労務の提供を求める。

■従事協力命令の根拠法令

対策事業	区分	執行者	根拠法令
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	町長、警察官	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令 協力命令	知事	災害対策基本法第71条第1項
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	知事（町長）	災害対策基本法第71条第2項
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	警察官	職務執行法第4条
水防作業	従事命令	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消防職員、消防団員	消防法第29条第5項

第2 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力

町及び県は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

第3 労働力の確保

労働力を確保するために、事前に定める手続き、業務内容、受け入れ体制に従い実施する。大まかな流れは以下に示すとおり。

1 労務者などの確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、町は次の措置により行う。

- (1) 各部の常用労務者及び関係業者などの労務者の動員
- (2) 公共職業安定所などのあっせん供給による労務者の動員
- (3) 関係機関の応援派遣による技術者などの動員
- (4) 緊急時などにおける従事協力命令による労務者などの強制動員

2 労務者などの雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のために労働力が必要なときは、町は、労務者を雇用し、災害応急対策に当たる。

(1) 雇用手続

町は、各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し、関係機関に依頼して雇用する。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員数
- ウ 作業内容
- エ 労働条件（勤務時間、社会保険等の有無、賃金の額等）
- オ 就労場所
- カ その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金については、原則として当該年度の町会計年度任用職員の職種別賃金額を参考に、災害の特殊事情を考慮の上、町長が決定する。

第4 職員の派遣要請及びあっせん要求

町及び県は、災害対策基本法に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行う。

1 他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において、他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法に基づき、他の市町村長に対して応援を要請する。

また、災害対策基本法により知事に対して応援を要請することができるが、その際、次の事項を明らかにして、要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種別人員数
- (4) 応援を必要とする場所及び期間

(5) その他職員の応援について必要な事項

2 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(1) 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書を提出する。(災害対策基本法施行令)

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 町長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書を提出する。(災害対策基本法施行令)

ア 派遣のあつせんを求める理由

イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第18節 要配慮者対策

【担当；総務部（本部及び各支部）、ほけん福祉部】

町は、「いの町災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、要配慮者への十分な配慮、対策を実施する。

関係機関は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。また、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。

特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮し、災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等と調整して代替的な方法等を検討する。

第19節 災害応急金融対策

【担当；金融機関】

四国財務局高知財務事務所、日本銀行高知支店及び各金融機関は連携を取りながら円滑な業務の遂行を確保するため、必要な措置を講じる。

第1 現金供給の確保及び決済の機能の維持

金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。また、関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

第2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じ、金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

第3 非常金融措置の実施

- 1 国（四国財務局高知財務事務所）は、県から災害救助法を適用した旨の情報を得た後、日本銀行高知支店と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。
 - (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
 - (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
 - (4) 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置
- 2 町、県及び報道機関は、非常措置について住民に周知徹底することに協力することとする。

第20節 災害応急融資

【担当；ほけん福祉部（本部）、産業部（本部）、産業建設部（各支部）】

金融機関は被害を受けた事業者などに融資、貸付けなどを行う。また、町は、関係団体と連携して、これらの融資を受けようとする被災者の申請手続や制度利用のあっせんを行う。

第1 農林漁業災害資金

- 1 天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資
- 2 県単独の農林業災害対策資金を融資
- 3 漁業災害対策資金を融資

第2 中小企業復興資金

町中の金融機関、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付けなどに加えて信用保証協会による保証を行う。

第3 災害復興住宅建設資金

独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく貸付けを行う。

第4 被災医療機関などに対する災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構法による貸付けを行う。

第5 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付を行うほか、償還金の支払猶予の対策を行う。

第21節 二次災害の防止

【担当；土木部（本部）、産業部（本部）、産業建設部（各支部）】

町は降雨や爆発物、有害物質などによる二次災害の防災活動を実施する。

第1 水害・土砂災害対策

水害や土砂災害は、降雨状況、地形、地質などにより、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、せき止められていた水が一気に流出したり、崩壊により堆積した土砂が移動するなどの現象により、二次災害をひき起こすおそれがある。

このため、水害・土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- 1 四国地方整備局又は高知県から土砂災害緊急情報が通知された場合には、住民等に対して必要に応じて避難指示を発令する。
- 2 水害・土砂災害などの危険箇所の点検を専門技術者などにより実施
- 3 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施
- 4 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施
- 5 その他必要と思われる措置

第2 爆発などや有害物質による二次災害対策

爆発物や有害物質による二次災害は、当初の災害で施設が被害を受けた後、火災や流出した薬品同士の混合などにより一定時間を経過してから発生することがある。

このため、水害・土砂災害発生時においては、町及び防災関係機関は、以下の措置を講じ、二次災害の発生を防止する。

- 1 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を実施
- 2 爆発などの危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知
- 3 必要に応じて避難対策を実施
- 4 その他必要と思われる措置

第22節 自発的支援の受け入れ

【担当；総務部（本部及び各支部）、出納部（本部）、ほけん福祉部（本部）、社会福祉協議会】

町、県及び関係団体は、ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れる。

第1 ボランティア活動の支援

いの町社会福祉協議会は、町と相談の上、迅速に「災害ボランティアセンター」を設置し、高知県社会福祉協議会と連携しながら、被災者のニーズを踏まえたボランティアの受け入れとその活動の調整を行う。

町は、「災害ボランティアセンター」の活動の支援及び連絡に努める。

第2 義援金等の受付

町が中心となり、各機関と連携して実施する。被災者、被災施設などに対する地域社会からの義援金等の募集及び配布については、おおむね次のように行う。

1 義援金の受け入れ

(1) 義援金の受付

ア 義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関等関係機関の協力を得て周知する。

イ 義援金受付は出納部（出納室）が担当し、寄託者に領収書を交付するとともに、会計管理者名義の通帳において管理する。

ウ 出納部は必要に応じて義援金の受け入れ口座を開設する。

(2) 義援金の配分（義援金配分委員会）

ア 義援金の配分については、配分委員会を組織し、迅速かつ公平な配分に努める。

イ 義援金配分委員会の構成員は、副町長、会計管理者、教育長、総務課長、吾北総合支所長、本川総合支所長及びいの町社会福祉協議会事務局長とする。

(3) 義援金配布方法

義援金は出納部で一括処理し、適切な方法で町民に配分する。

2 義援物資の受け入れ

(1) 義援物資の受付

ア 町は、必要とされる物資の内容、数量を把握し、その内容のリスト及び送り先を県に連絡するとともに、報道機関などを通じて公表する。また、現地の需給状況を考慮し、同リストを逐次改定するよう努める。

イ 町が受付を行い、寄託者に受領書等を交付すると共に迅速かつ公平な配分に努める。

(2) 義援物資の配布

ア 寄託された物資は、事前に把握している情報を基に、被災者のニーズに応じて配布する。

イ 配布に当たり以下の点に十分留意する。

a 梱包を解かずに済むよう、物資の内容・種類・数量など必要な事項を見えやすい場所に掲示する。

b 古着の物資は受付けない。

c 義援物資は基本的に保存可能なものとする。

3 町における義援金の保管

(1) 出納部は、義援金の収支を明らかにする帳簿を設置

(2) 義援金は、適正に保管する

4 町における義援金の配分

町で受け付けた義援金は、出納部が受け入れ、その配布を担当する。義援金の配布に当たっては、配分委員会を組織し被害状況などを考慮して配布率並びに配布方法を決定し、必要に応じて県、日本赤十字社奉仕団などの各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配布を行う。

第23節 重大事故発生時の応急対策

【担当；総務部（本部）、防災関係機関】

突発的に発生する航空機、船舶、列車、車両、爆発事故等の重大事故について、防災関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置については下表のとおり。

機関名	重大事故発生時の措置
町	・現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置 ・死傷者の捜索、救出、搬出 ・災害現場の警戒 ・関係機関の実施する搬送等の調整 ・日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 ・遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） ・身元不明遺体の処理
県	・消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 ・救急医療についての総合調整 ・救助、救急医療、死傷者の収容処理 ・医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 ・公立医療機関に対する出動要請 ・日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 ・医師会及び歯科医師会に対する協力要請 ・薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
消防機関	・災害現場での人命検索活動 ・災害現場での救出活動 ・負傷者等への応急措置活動 ・現地医療班又は医療機関への負傷者等の搬送活動 ・その他住民の生命・身体の保護に関する活動
警察署	・被害情報の収集及び伝達 ・救出・救護及び行方不明者の捜索 ・避難誘導 ・被害拡大防止 ・緊急交通路確保等の交通規制 ・遺体等の検索、収容及び身元不明遺体の身元調査 ・遺体の検視 ・広報活動 ・その他必要な警察活動
医療機関	・医療の実施 ・傷病者に対する看護

※本表に記載のない防災関係機関の実施する措置については、各機関の業務計画等によるものとする。

第24節 鉄道災害応急対策

【担当；総務部（本部）、消防本部等、県、警察署、鉄道事業者】

鉄道における列車の衝突等による鉄道災害に対して、鉄道事業者、県、町などの防災関係機関が応急対策を実施する。

第1 鉄道事業者

- 1 速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- 2 事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に当たる。
- 3 消防機関、警察による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう全力を上げて協力する。
- 4 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- 5 災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、関係者へ伝達する。
- 6 バス代行輸送など他の交通手段の確保に努める。

第2 町

防災関係機関と協力して、必要な応急対策活動を実施する。

第3 県

災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。また、本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

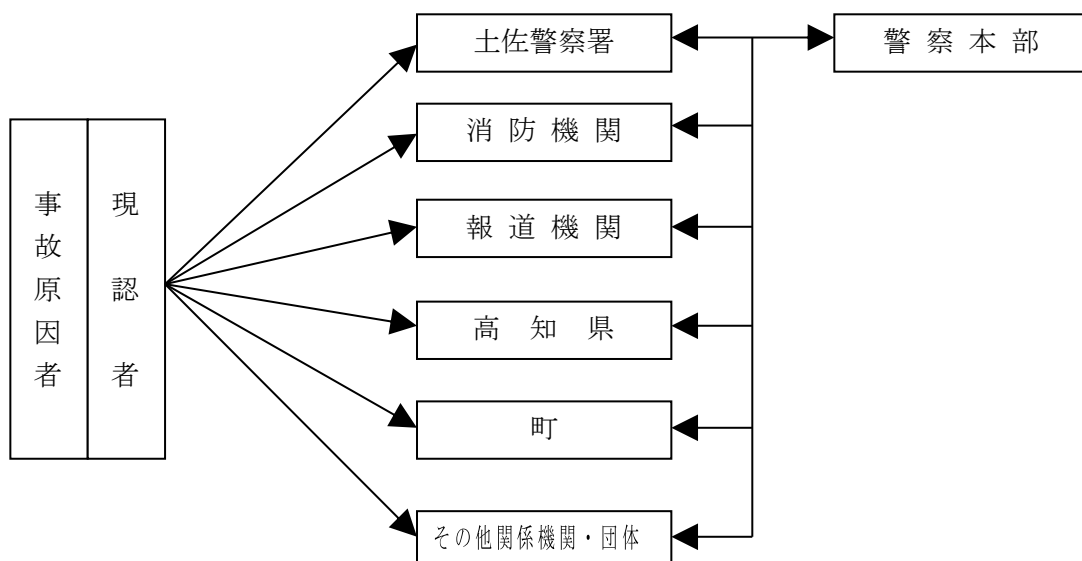
第25節 陸上における流出油対策

【担当；総務部（本部）、消防本部等、県、警察署】

陸上における流出油災害に対して、町、県及び防災関係機関は応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生するか、又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路は下図のとおり。



第2 応急対策

1 防除活動

事故原因者及び消防機関等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講じることとする。

2 住民の安全確保

町は流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

第3 県

災害の規模が大きく、知事が必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。また、本部長（知事）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

第26節 危険物等災害対策

【担当；総務部（本部）、消防本部等、県、警察署】

危険物等災害に対して、町、県などの防災関係機関は予防活動及び応急対策を実施する。

なお本節において危険物の定義は以下のとおりとする。

①危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの
②高压ガス	高压ガス保安法第2条に規定されているもの
③火薬類	火薬取締法第2条に規定されているもの
④毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

第1 危険物災害予防対策・応急対策

町及び消防本部等は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

災害発生後は、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

第2 高压ガス、火薬類、毒物劇物に係る災害予防対策・応急対策

町及び消防本部等は、施設管理者と密接な連携を図り、平時から関係者の保安意識の高揚を図る。

災害発生後は、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

第27節 その他の災害対策

【担当；総務部（本部）、県、防災関係機関】

第1 原子力災害対策

「高知県原子力災害対策行動計画」では、愛媛県伊方発電所での原子力事故を想定しているが、他の原子力発電所で事故が発生し、本町に影響が及ぶと予測される場合においても、これを準用する。

原子力災害が発生した場合、本町においては、屋内避難が最優先となることを踏まえ、正しい

情報を住民に伝達することに努めることとする。

また、住民の健康対策、食品、飲料水及び広域的な避難対策等について県及び防災関係機関と協力して総合的な応急対策を実施するものとする。

第2 雪害対策

町は、地域特性を考慮し、大雪等に伴う雪崩れ、交通の途絶による集落の孤立及びライフラインの阻害等に対して雪害に強いまちづくりを行う。

1 降雪時の住民の心構え

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、気象情報に注意し、降雪状況に応じて不用不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に努める。

2 情報の収集・共有

町は、早期から気象情報等の収集を行うとともに、早い段階から備えができるよう住民へ早期に周知する。また、関係機関と情報を共有し、被害が発生した場合に、直ちに災害応急対策を迅速に行えるよう初動態勢を確立する。

3 災害対策本部の設置

町は、被害の発生を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部を設置する。また、降雪情報や積雪状況及び災害の発生規模等に応じて職員を配備し、情報共有を行いながら事態処理を行うこととする。

4 道路の除雪等

道路管理者は、早期に除雪体制の整備を行うとともに、管理する道路等について迅速かつ確実な道路除雪が行われるよう事前に関係機関や事業者と調整し、除雪の優先区間や凍結防止剤の優先配備等について検討する。

5 情報収集すべき事項

町は、以下の項目について情報収集を行う。

- (1) 気象情報（降雪情報及び積雪状況等）
- (2) 人的被害・住家被害等の発生状況
- (3) 交通状況（道路交通の不通、鉄道・路線バスの運休等）
- (4) ライフライン被害状況（水道設備、電気設備、通信設備等の状況）
- (5) 孤立地域発生の有無
- (6) 町有施設に係る情報（教育機関の臨時休業や始業・終業時間の変更等）
- (7) 環境衛生に係る情報（ごみ収集の休止や収集時間の変更等）
- (8) その他生活に係る情報

6 住民広報

町は、住民に対して、以下の項目について注意喚起を行う。

- (1) 不要不急の外出を避けること
- (2) 風雪による視界悪化や凍結によるスリップ事故に対する注意
- (3) 農業用ハウスやカーポートなど簡易構造物の倒壊に注意
- (4) 水道管凍結防止対策の実施
- (5) 屋根からの落雪
- (6) ライフライン途絶に備えた備蓄品（食料、飲料水、燃料等）の確認

(7) その他生活に係る情報

第3 健康危機

食中毒や感染症、飲料水、有害物質などの原因により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」に準じ対策を行うこととする。

健康被害の規模が大きく、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

第4 予期しない原因による災害への応急対策

予期しない原因による大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

第2章 自衛隊の災害派遣

第1節 趣旨

町は、人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、自衛隊法に基づく自衛隊の部隊又は機関に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行う。

第2節 災害派遣要請ができる範囲

災害により、人命や財産保護のために必要な応急対策、又は災害復旧の実施に急を要し、かつ、町において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、町長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、町長は要請ができない場合は、災害派遣を要する旨と本町の災害の状況を自衛隊に通知するものとし、その際、速やかにその旨を知事に通知する。

第1 災害派遣要請ができる範囲

自衛隊に災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

1 被害状況の把握

車両、船舶、航空機などによる、被害状況などの偵察

2 避難の援助

避難者の誘導、輸送など

3 遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者などの捜索活動（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

4 水防活動

堤防、護岸の決壊に対する土のうの作製、積込み及び運搬

5 林野火災の空中消火及び地上消火

消火剤の運搬・投下による延焼防止（ただし、原則として地上の防御活動が困難なとき及び人命の危険・人家などへの延焼、その他重大な事態を避けるため必要であり、また、空中消火活動上のヘリポートなどが確保できる場合に限る。）

6 道路など交通上の障害物の排除

施設の損壊した部分、又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土などの排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

7 応急医療、救護及び防疫の支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤などは、県又は町が準備）

8 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援（自衛隊の通信連絡に支障のない限度の支援）

9 人員・物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

- 10 炊き出し及び給水などの支援
被災者に対する給食及び給水の支援（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
- 11 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- 12 危険物などの保安、除去
自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物などの保安措置及び除去
- 13 その他
その他知事が必要と認める事項

第3節 災害派遣要請の手続き

【担当；町長（災害対策本部長）、総務部（本部）】

災害発生に伴い、自衛隊に災害派遣要請を行う場合の手続と、連絡先、及び要請を待たずに出動する場合について示す。

第1 派遣要請

1 知事の派遣要請

知事は、災害に際して事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、「自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定」並びに「災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」（平成18年4月締結）及び「災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長との協定書」（平成22年4月締結）に基づき、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

また、要請しないと決定したときにも、直ちにその旨を通知する。

さらに、自衛隊の自主派遣が実施された後であっても、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とする。

2 知事への情報提出

災害派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合、町長は知事に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

3 町長から知事への要請

町長は、災害派遣要請の必要があると判断される場合には、知事に対し、次の事項を記載した文書を提出し、自衛隊の派遣を要請する。ただし、事態が急迫し文書で行ういとまがないときは、電信・電話などで要請し、事後速やかに文書を提出する。

4 派遣要請時記載事項

要請等文は、次の事項を記載する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

5 町長からの要請

町長は、特に緊急を要する場合は、直接自衛隊に通知する。

6 連絡体制

県、町と自衛隊との連絡体制については、県が中心となって町及び自衛隊と調整し、あらかじめ県、町及び自衛隊の連絡窓口などを定めるなど、連絡体制の整備に努める。

第2 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等

1 偵察の実施

自衛隊は、気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、当該地震発生地域及びその周辺についての情報収集のため、偵察を実施するとともに、収集した情報は、直ちに県など防災関係機関に伝達する。

2 自主的派遣

地震による災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事などの要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

3 自主的派遣の基準

自主的派遣の基準は以下のとおり。

- (1) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
- (2) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
- (3) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
- (4) その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第4節 派遣部隊の受け入れ体制

【担当；総務部（本部）】

町長は、県知事から災害派遣の通知を受けたとき、次の事項に留意し、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など、受け入れ体制に万全を期する。

- 1 町は、自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を確保
- 2 町長は、県及び派遣部隊との連絡責任者を指名
- 3 町は、部隊が到着後速やかに活動を開始できるように、派遣部隊に対する協力体制所要人員及び資機材の確保についての計画を立案
- 4 町長及び県知事は、あらかじめ選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知

第5節 派遣部隊の業務及び撤収等

災害発生後に自衛隊が派遣された場合に現地で行使する権限の範囲と、撤収の時期と手続などについて示す。

第1 派遣部隊の業務

1 業務

派遣部隊などは、主として人命及び財産の保護のため、知事及び町長、警察、消防機関、国又はその他の地方公共団体と連絡を密にし、人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信支援などに当たる。

派遣部隊到着後は必要に応じて次の事項を県に報告する。

- (1) 派遣部隊の責任者の職、氏名
- (2) 隊員数
- (3) 撤収予定日時
- (4) 従事している作業内容及び進捗状況

2 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、自衛隊法、災害対策基本法に基づき、次の権限を行使することができる。

ただし、知事及び町長などが処理するいとまがなく、現地に町の職員及び警察官が不在の場合に限る。

- (1) 人の生命若しくは身体に対する危険防止のため、住民などに対し、警告、避難等の通常必要と認められる措置を命じ、又は自ら実施する権限
- (2) 人命に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときの警戒区域の設定、立入制限、禁止、退去の命令に関する権限
- (3) 応急措置を実施するため、緊急の必要があるときの土地、建物などの一時使用など、工作物の除去などに関する権限
- (4) 応急措置を実施するため、緊急の必要があるときの住民などに対する応急措置業務への従事命令
- (5) 災害派遣活動を行う自衛隊車両の円滑な通行の確保のため、通行妨害車両などの所有者などに対し、必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる権限

第2 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったとき、次の事項を明らかにして、速やかに知事に対して撤収要請を行う。

- 1 災害の終末又は推移の状況
- 2 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機などの概数
- 3 撤収日時
- 4 その他必要事項

第3 使用資機材の準備及び経費の負担区分

自衛隊及び町の負担区分は以下のとおりとする。

1 自衛隊の負担する経費

派遣部隊などの給食・装備器材・被服などの作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費

2 町の負担する経費

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設などの借り上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品などに要する経費

3 その他

細部の経費の負担などについては、あらかじめ町長と派遣部隊の長との間で協議する。

第4 災害救助のための無償貸付け及び譲与

自衛隊は期限を定め応急復旧に特に必要な物品を貸し付ける事ができる。

1 無償貸付け

災害の応急復旧のため、緊急に必要がある場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間又は災害救助のために必要な期間（3ヶ月以内）に限り、応急復旧のために特に必要な物品を貸付けることができる。

2 譲渡

被災者が都合により町から援助が受けられない場合で、緊急を要するとき、自衛隊は食糧品・飲料水・医療品及び衛生材料・消毒用剤・厨房用及び灯火用燃料その他応急援助のため特に必要な救じゅつ品を譲渡することができる。

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 趣旨

災害により被災した公共施設等の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧に併せて、災害の再発防止のため必要な施設の新設、改良を行うなど、事業計画を速やかに樹立し、早期復旧を目標に実施する。

また、人心の安定、経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

第2節 復旧・復興の基本方向の決定

第1 基本方向

1 検討

町は、災害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向などを考慮し、迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討を行う。

2 基本方向の決定

復旧・復興の基本方向を決定する。

3 復興計画の作成

被災状況等に応じて、必要な場合には、復興計画を作成する。

第2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、町は、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第3 財産措置など

復旧・復興においては、多大な費用を必要とすることから、町は、県や国に必要な財政支援を求める。

第4 復旧技術職員の確保

災害復旧のための技術職員に不足が生じたときは、町は、県などを通じて県内の他の市町村に職員の派遣を依頼するなどして、技術職員を確保する。また、状況に応じ、労務者の確保を図る。

第5 公共土木施設災害復旧事業

災害復旧事業の種類は、次のとおり

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防施設災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - カ 道路施設災害復旧事業
 - キ 下水道施設災害復旧事業
 - ク 農林水産業施設災害復旧事業
 - ケ 都市施設災害復旧事業
 - コ 公営住宅災害復旧事業
 - サ 公立文教施設災害復旧事業
 - シ 社会福祉施設災害復旧事業
 - ス 公立医療施設災害復旧事業
 - セ 公営企業災害復旧事業
 - ソ 公用財産災害復旧事業
 - タ 上・下水道災害復旧事業
 - チ その他の災害復旧事業

第6 激甚災害の指定

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査把握し、緊急災害査定に備える。
被害状況により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の適用が受けられるよう所要の措置を講ずる。

1 激甚災害の指定

町は、大規模な災害が発生し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合、及び指定を受けた場合の手続は、以下のとおり。

(1) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査などについて協力する。

(2) 特別財政援助額の交付手続

町は、激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書を作成し、県に報告する。

2 公共土木施設災害復旧事業などに関する特別の財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業

- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症予防施設災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
- (13) 湛水排除事業

3 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業所事業に対する補助の特例
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 中小企業に関する特別の助成
- (9) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (10) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
- (11) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (12) 中小企業に対する株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資に関する特例

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子・父子・寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (6) 水防資機材費の補助の特例
- (7) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労務者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第7 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早期に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ、復旧事業の実施が早期に図られるようにする。また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合、災害つなぎ資金確保に努める。

第3節 迅速な原状復旧の進め方

町及び関係機関は、災害発生後、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、復旧・復興の推進のために、必要に応じて県や国の協力を求める。

第1 被災施設の復旧等

1 復旧事業

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い支援する。

2 災害の再発防止

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

3 土砂災害防止対策

町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

4 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

5 暴力団の排除

警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2 災害廃棄物の処理

1 仮置場、最終処分地の確保

町は、災害発生後大量に発生する事が予測されるがれきなどの災害廃棄物の処理について、あらかじめ仮置場、運搬方法、処分等について検討し、計画書若しくはマニュアルを作成する。

仮置場の選定に当たっては、周辺住宅地への環境を充分考慮する。

がれきの処理について、関係機関と連携し、仮置場、最終処分地を確保した上で実施する。処理不能の場合は、仮置場に集積し、県に応援を要請する。

2 分別とリサイクル

町は、収集に当たっては、適切な分別を行い、リサイクルに努めるとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に実施する。

3 環境汚染の未然防止

町は、環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理を考慮し、がれき処理対策を適切に措置する。

第2章 復興計画

第1節 趣旨

町は、被災地域の再建を速やかに実施するため、関係機関と連携を取りながら、被災から一刻も早い復興を図るため、必要に応じて復興計画を作成する。

第2節 復興計画の進め方

第1 復興計画の基本方針

復興計画策定の基本方針にあつては、可能な限り住民の参加を求め、特に要配慮者の視点から、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した防災まちづくりを推進する。

また、計画策定・実行作業と並行して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュールを住民に情報提供し、十分な合意の形成を図ることとする。

第2 復興計画の作成

1 速やかな復旧の実施

復興を可及的速やかに実施するため、町は、県を中心とした関係機関の諸事業との連携を図った上で復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

2 将来像の明示

町は計画を推進していく上で、わかりやすいまちづくりを目指すこととし、町民の理解を求めることに努める。

第3 災害に強いまちづくり

1 災害に強く、より快適な都市環境整備

町は、住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。

計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

2 復興のための住宅密集地の整備改善

(1) 被災市街地復興特別措置法等を活用。

(2) 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

(3) 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

3 河川等の治水安全度の向上等

(1) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。

(2) 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可

能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努める。

4 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

5 新たなまちづくりの展望等

町民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定に当たっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

6 有害物資の漏えい及び石綿の飛散防止

建築物等への被害があり、有害物資の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物資の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者のための相談

町は、被災者の自立に対する援助・助成措置を講ずるため、できる限り以下の事項に配慮して、総合的な相談窓口を設置する。

1 相談所の開設

被災者からの幅広い相談に応じるため、速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

2 相談事項

相談所では、地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況などを踏まえながら、次の事項などについて相談業務を実施する。

(1) 生活相談

各種見舞金、災害援護資金・福祉資金など、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置及び公共料金などの特例措置など

(2) 職業相談

雇用全般にわたる相談

(3) 金融相談

農林漁業資金及び商工業資金の利用

(4) 住宅相談

住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

第2 罹災証明の交付等

町は各種の支援措置を早期に実施するため、「いの町罹災証明書及び罹災届出証明書交付要綱」により、速やかに罹災証明を交付できる体制整備を図る。また、地震、内水害、外水害など各種災害に応じたマニュアル整備に努めることとする。

町は町民部（住家被害の調査や罹災証明書の交付担当）と土木部（応急危険度判定担当）とが

非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発生後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。また、町は、住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第3 災害弔慰金の支給等

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。また、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金（「基礎支援金」最高100万円、「加算支援金」最高200万円、合計で最高300万円）を支給することにより、その生活の再建を支援する（被災者生活再建支援法）。

第4 税及び医療費等負担の減免等

税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。

第5 公共料金等の特例措置

郵便事業、電気通信事業、電気事業等の事業者は、被災者に対して必要な特例措置を行うことができる。

第6 住宅対策

1 住宅確保対策

被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。

2 公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供

復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

3 災害復興住宅資金の融資等

住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行う。

4 公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「被災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

第7 広報連絡体制の構築

町は被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制

度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、町外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建に当たっての広報・連絡体制を構築する。

第8 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

第9 精神保健支援（メンタルヘルスケア）対策

被災者の被災によるショックや避難所生活等の環境変化からくる、精神的な不安を取り除くために精神保健福祉センターに相談窓口を設け、精神的支援を行う。

また、被災児童についても必要に応じスクールカウンセラーなどの派遣を県に要請する。

第4節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

第1 連携体制の構築

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2 施設復旧資金等の貸付

災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）等により、施設復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災した中小企業者に対する資金対策として銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の融資が行われることから、これらが円滑に行われ経営の安定が得られるよう図る。

第3 経済復興対策

地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

第4 農林漁業関係者への復旧金融

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者が組織する団体に対し、天災融資法に基づく災害資金の融資あっせんを行い、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図る。

第5 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口

等を設置する。町外に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

平成 27 年 3 月	一般対策編作成
平成 28 年 2 月	一般対策編修正
平成 29 年 2 月	一般対策編修正
平成 30 年 3 月	一般対策編修正
平成 31 年 3 月	一般対策編修正
令和 2 年 5 月	一般対策編修正
令和 3 年 3 月	一般対策編修正
令和 5 年 3 月	一般対策編修正
令和 6 年 2 月	一般対策編修正

いの町地域防災計画（一般対策編）

－令和 7 年 3 月－

いの町防災会議

事務局 いの町総務課危機管理室

〒781-2192 高知県吾川郡いの町 1700 番地 1

T E L 088-893-1113
